



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

規 則

- 沖縄県環境影響評価条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則（環境政策課）…………… 1
- 沖縄県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則（環境政策課）…………… 1

告 示

- 沖縄県環境影響評価技術指針の一部を改正する告示（環境政策課）…………… 18
- 民有保安林の指定の予定（森林緑地課）…………… 31
- 都市計画事業の変更の認可（道路街路課）…………… 31

公 告

- 決算の公表（財政課）…………… 32
- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告・2件（科学技術振興課）…………… 32
- 家畜商講習会の開催（畜産課）…………… 35
- 大規模小売店舗の新設の届出（国際物流推進課）…………… 35

病院事業局事項

- 特定調達契約に係る随意契約の相手方の決定…………… 36

正 誤

- 平成25年10月29日付け公報号外第38号中訂正…………… 36

規 則

沖縄県環境影響評価条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成25年12月27日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県規則第95号

沖縄県環境影響評価条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

沖縄県環境影響評価条例の一部を改正する条例（平成25年沖縄県条例第15号）の施行期日は平成26年2月1日とし、同条例附則第1項第2号に掲げる規定の施行期日は平成25年12月27日とする。

沖縄県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年12月27日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県規則第96号

沖縄県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄県環境影響評価条例施行規則（平成13年沖縄県規則第87号）の一部を次のように改正する。

<p>目次中</p> <p>「第2章 準備書の作成前の手続（第4条—第10条） 第3章 準備書（第11条—第22条）」</p>	を	<p>「第2章 配慮書（第4条—第10条） 第3章 方法書（第11条—第23条） 第4章 準備書（第24条—第36条）」</p>
---	---	--

に、「第4章」を「第5章」に、「第23条—第25条」を「第37条—第39条」に、「第26条—第30条」を「第40条—第45条」に、「第5章」を「第6章」に、「第31条—第33条」を「第46条—第48条」に、「第6章」を「第7章」に、「第34条—第36条」を「第49条—第51条」に、「第7章」を「第8章」に、「第37条—第

42条を「第52条—第57条」に、「第8章」を「第9章」に、「定められる対象事業等」を「定められる配慮書対象事業等及び対象事業等」に、「第43条」を「第58条・第59条」に、「第44条・第45条」を「第60条・第61条」に、「第9章」を「第10章」に、「第46条」を「第62条・第63条」に、「第10章」を「第11章」に、「第47条—第51条」を「第64条—第68条」に、「第11章」を「第12章」に、「第52条」を「第69条」に改める。

第52条中「第57条第2項」を「第57条第3項」に改め、同条第2項第1号中「事業者」を「配慮書事業者又は事業者」に改め、同項第2号中「対象事業の」を「配慮書対象事業の名称及び事業実施想定区域又は対象事業の」に改め、同条を第69条とする。

第11章を第12章とする。

第51条を第68条とし、第47条から第50条までを17条ずつ繰り下げる。

第10章を第11章とする。

第46条中「第37条から第42条まで及び第52条」を「第52条から第57条まで及び第69条」に、「第57条第2項」を「第57条第3項」に改め、同条の表第37条の項中「第37条」を「第52条」に改め、同表第38条の項中「第38条」を「第53条」に改め、同表第39条及び第40条の項中「第39条及び第40条」を「第54条及び第55条」に改め、同表第40条第1号の項中「第40条第1号」を「第55条第1号」に改め、同表第40条第2号及び第3号の項中「第40条第2号」を「第55条第2号」に改め、同表第41条の項中「第41条」を「第56条」に改め、同表第42条の項中「第42条」を「第57条」に改め、同表第52条第2項第1号の項中「第52条第2項第1号」を「第69条第2項第1号」に、「事業者」を「配慮書事業者又は事業者」に改め、同表第52条第2項第2号の項を次のように改める。

第69条第2項第2号	配慮書対象事業の名称及び事業実施想定区域又は対象事業の名称及び対象事業	法対象事業の名称及び法対象事業
------------	-------------------------------------	-----------------

第46条を第63条とし、第9章中同条の前に次の1条を加える。

(法対象事業に係る配慮書についての意見)

第62条 法第3条の7第1項の規定により意見を求められた場合において、知事は、当該意見を述べるに当たって必要があると認めるときは、専門家等の意見を聴くことができる。

第9章を第10章とする。

第45条中「第3章から第5章まで（第25条から第27条まで、第32条第3号及び第33条第2項第4号を除く。）及び第34条」を「第4章から第6章まで（第24条、第39条から第41条まで、第47条第3号及び第48条第2項第4号を除く。）及び第49条」に改め、同条の表第11条第1項の項中「第11条第1項」を「第25条第1項」に改め、同表第12条から第14条までの項中「第12条から第14条まで」を「第26条から第28条まで」に改め、同表第14条第1号の項中「第14条第1号」を「第28条第1号」に改め、同表第14条第2号の項中「第14条第2号」を「第28条第2号」に改め、同表第14条第3号の項中「第14条第3号」を「第28条第3号」に改め、同表第14条第7号の項中「第14条第7号」を「第28条第7号」に改め、同項の次に次のように加える。

第29条	条例第15条	条例第48条第3項の規定により読み替えて適用される条例第15条
	「準備書等」	「準備書等」と、同条第1号中「事業者」とあるのは「港湾管理者」

第45条の表第15条の項中「第15条」を「第30条」に、

「

事業者	港湾管理者
-----	-------

」

を

	対象事業に係る環境影響	対象港湾計画に定められる港湾開発等に係る港湾環境影響
	「関係地域」	「関係地域」と、「事業者」とあるのは「港湾管理者」

に改め、同表第16条第1項から第3項までの項中「第16条第1項」を「第31条第1項」に改め、同表第16条第3項第1号の項を次のように改める。

第31条第3項	第18条第3項第4号中「対象事業に係る環境影響」	第18条第3項第1号中「事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）」とあるのは「港湾管理者の名称及び住所」と、同項第2号中「対象事業の名称、種類及び規模」とあるのは「対象港湾計画の名称及び対象港湾計画に定められる埋立て等区域（決定後の港湾計画の変更にあつては、当該変更前の港湾計画に定められていたものを除く。）の面積」と、同項第3号中「対象事業」とあるのは「対象港湾計画に定められる港湾開発等」と、同項第4号中「対象港湾計画に定められる港湾開発等に係る港湾環境影響」
---------	--------------------------	---

第45条の表第16条第3項第2号の項及び第16条第3項第3号の項を削り、同表第17条の項中「第17条」を「第32条」に、「第16条第4項」を「第16条第2項」に改め、同表第18条の項を削り、同表第19条の項を次のように改める。

第33条	「方法書説明会」	「事業者」とあるのは「港湾管理者」と、「方法書説明会」
------	----------	-----------------------------

第45条の表第20条の項中「第20条」を「第34条」に改め、同表第21条の項中「第21条」を「第35条」に改め、同表第22条の項中「第22条」を「第36条」に改め、同表第23条の見出し及び同条第1項の項中「第23条の見出し」を「第37条の見出し」に改め、同表第23条第1項の項中「第23条第1項」を「第37条第1項」に、「第44条第1号」を「第60条第1号」に改め、同表第23条第2項の項中「第23条第2項」を「第37条第2項」に改め、同表第23条第2項第2号の項中「第23条第2項第2号」を「第37条第2項第2号」に、「第44条第1号」を「第60条第1号」に改め、同表第23条第2項第3号の項中「第23条第2項第3号」を「第37条第2項第3号」に、「準用する条例第6条第2項」を「準用する条例第14条第2項」に改め、同表第24条の項中「第24条」を「第38条」に改め、同表第28条から第30条までの項中「第28条から第30条まで」を「第42条から第44条まで」に改め、同表第30条第1号の項中「第30条第1号」を「第44条第1号」に改め、同表第30条第2号の項中「第30条第2号」を「第44条第2号」に改め、同表第30条第3号の項中「第30条第3号」を「第44条第3号」に改め、同項の次に次のように加える。

第45条	条例第24条	条例第48条第3項の規定により読み替えて適用される条例第24条
------	--------	---------------------------------

	「評価書等」	「評価書等」と、同条第1号中「事業者」とあるのは「港湾管理者」
--	--------	---------------------------------

第45条の表第5章の章名の項中「第5章」を「第6章」に改め、同表第31条の項中「第31条」を「第46条（見出しを含む。）」に改め、同表第32条の見出しの項中「第32条の見出し」を「第47条の見出し」に改め、同表第32条第1項各号列記以外の部分の項中「第32条第1項各号列記以外の部分」を「第47条第1項各号列記以外の部分」に改め、同表第32条第1号の項中「第32条第1号」を「第47条第1号」に改め、同表第32条第2号の項中「第32条第2号」を「第47条第2号」に改め、同表第33条の見出しの項中「第33条の見出し」を「第48条の見出し」に改め、同表第33条第1項及び第2項の項中「第33条第1項」を「第48条第1項」に改め、同表第33条第2項第1号の項中「第33条第2項第1号」を「第48条第2項第1号」に改め、同表第33条第2項第2号の項中「第33条第2項第2号」を「第48条第2項第2号」に改め、同表第33条第2項第3号の項を次のように改める。

第48条第2項第3号	条例第26条第1項各号	条例第48条第3項の規定により読み替えて適用される条例第26条第1項第1号及び第2号
------------	-------------	--

第45条の表第34条の見出し及び同条第1項の項中「第34条の見出し」を「第49条の見出し」に改め、同表第34条第1項の項中「第34条第1項」を「第49条第1項」に、「修正前」を「変更前」に、「第44条第1号」を「第60条第1号」に改め、同表第34条第2項の項中「第34条第2項」を「第49条第2項」に改め、同表第34条第2項第2号の項中「第34条第2項第2号」を「第49条第2項第2号」に、「第44条第1号」を「第60条第1号」に改め、同表第34条第2項第3号の項中「第34条第2項第3号」を「第49条第2項第3号」に改め、同条を第61条とする。

第44条を第60条とする。

第43条中「第4条から第36条まで（第32条第3号及び第33条第2項第4号）」を「第11条から第51条まで（第47条第3号及び第48条第2項第4号）」に改め、同条の表中

第4条第1項	条例第6条第1項	条例第42条第3項の規定により読み替えて適用される条例第6条第1項
--------	----------	-----------------------------------

を

第11条	条例第5条第1項第10号	条例第42条第3項の規定により読み替えて適用される条例第5条第1項第10号
第11条第1号	条例第4条の3第1項	条例第41条の2第3項の規定により読み替えて適用される条例第4条の3第1項
	条例第4条の6第1項	条例第41条の2第3項の規定により読み替えて適用される条例第4条の6第1項
	事業者	都市計画決定権者
	条例第4条の2に規定する配慮書対象事業	条例第41条の2第3項の規定により読み替えて適用される条例第4条の2に規定する都市計画配慮書対象事業
第11条第2号	法第3条の10第2項	法第38条の6第3項の規定により読み替えて適用される法第3条の10第2項

	法第3条の7第1項	法第38条の6第3項の規定により読み替えて適用される法第3条の7第1項
	事業者	都市計画決定権者
	法第3条の2第1項	法第38条の6第3項の規定により読み替えて適用される法第3条の2第1項
第12条第1項	条例第6条第1項	条例第42条第3項の規定により読み替えて適用される条例第6条第1項

に改め、同表第5条第1項の項中「第5条第1項」を「第13条第1項」に改め、同表第5条第2項の項中「第5条第2項」を「第13条第2項」に改め、同表第6条の項中「第6条」を「第14条」に改め、同表第6条第1号の項中「第6条第1号」を「第14条第1号」に改め、同表第6条第4号の項中「第6条第4号」を「第14条第4号」に改め、同表第6条第5号の項中「第6条第5号」を「第14条第5号」に改め、同表第7

条の項中 「第7条」 を 「第15条」 に改め、同表第7条第1号の

項中「第7条第1号」を「第15条第1号」に改め、同表第7条第2号及び第3号の項中「第7条第2号」を「第15条第2号」に改め、同表第7条第4号の項中「第7条第4号」を「第15条第4号」に改め、同表第7条第7号及び第8条第1項の項中「第7条第7号及び第8条第1項」を「第15条第7号」に改め、同項の次に次のように加える。

第16条	条例第7条	条例第42条第3項の規定により読み替えて適用される条例第7条
第16条第1号	事業者	都市計画決定権者
第17条	条例第7条の2第1項	条例第42条第3項の規定により読み替えて適用される条例第7条の2第1項
	対象事業	都市計画対象事業
	事業者	都市計画決定権者
第18条	条例第7条の2第2項	条例第42条第3項の規定により読み替えて適用される条例第7条の2第2項
第18条第3項第1号	事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）	都市計画決定権者の名称
第18条第3項第2号から第4号まで	対象事業	都市計画対象事業
第19条	条例第7条の2第4項	条例第42条第3項の規定により読み替えて適用される条例第7条の2第4項

	事業者	都市計画決定権者
第20条	事業者	都市計画決定権者
第21条第1項	条例第8条第1項	条例第42条第3項の規定により読み替えて適用される条例第8条第1項

第43条の表第9条の項中 「第9条」 を 「第22条」 に改め、同

表第10条の項中 「第10条」 を 「第23条」 に改め、同項の次に次のように加える。

第24条	条例第13条第1項第8号	条例第42条第3項の規定により読み替えて適用される条例第13条第1項第8号
------	--------------	---------------------------------------

第43条の表第11条第1項の項中「第11条第1項」を「第25条第1項」に改め、同表第12条から第14条までの項中「第12条から第14条まで」を「第26条から第28条まで」に改め、同表第14条第1号の項中「第14条第1号」を「第28条第1号」に改め、同表第14条第2号及び第3号の項中「第14条第2号」を「第28条第2号」に改め、同表第14条第8号の項中「第14条第8号」を「第28条第7号」に改め、同項の次に次のように加える。

第29条	条例第15条	条例第42条第3項の規定により読み替えて適用される条例第15条
------	--------	---------------------------------

第43条の表第15条の項中「第15条」を「第30条」に、「事業者」を「対象事業」に、「都市計画決定権者」を「都市計画対象事業」に改め、同表第16条第1項から第3項までの項中「第16条第1項」を「第31条第1項」に改め、同表第16条第3項第1号の項を次のように改める。

第31条第3項	対象事業	都市計画対象事業
---------	------	----------

第43条の表第16条第3項第2号及び第3号の項を削り、同表第17条の項中「第17条」を「第32条」に、「第16条第4項」を「第16条第2項」に改め、同表第18条第1項の項及び第19条の項を削り、同表第20条の項中「第20条」を「第34条」に改め、同表第21条の項中「第21条」を「第35条」に改め、同表第22条の項中「第22条」を「第36条」に改め、同表第23条第1項及び第2項の項中「第23条第1項」を「第37条第1項」に改め、同表第24条第1項の項中「第24条第1項」を「第38条第1項」に改め、同表第25条の項中「第25条」を「第39条」に改め、同表第27条第1項の項中「第27条第1項」を「第41条第1項」に改め、同表第28条から第30条までの項中「第28条から第30条まで」を「第42条から第44条まで」に改め、同表第30条第1号の項中「第30条第1号」を「第44条第1号」に改め、同表第30条第2号及び第3号の項中「第30条第2号」を「第44条第2号」に改め、同項の次に次のように加える。

第45条	条例第24条	条例第42条第3項の規定により読み替えて適用される条例第24条
------	--------	---------------------------------

第43条の表第31条（見出しを含む。）の項中「第31条」を「第46条」に改め、同表第32条各号列記以外の部分の項中「第32条各号列記以外の部分」を「第47条各号列記以外の部分」に改め、同表第32条第1号の項中「第32条第1号」を「第47条第1号」に改め、同項の次に次のように加える。

第47条第2号	条例第26条第1項第2号	条例第42条第3項の規定により読み替えて適用される条例第26条第1項第2号
---------	--------------	---------------------------------------

第43条の表第33条第1項及び第2項の項中「第33条第1項」を「第48条第1項」に改め、同表第33条第2項第1号の項中「第33条第2項第1号」を「第48条第2項第1号」に改め、同表第33条第2項第2号の項中「第33条第2項第2号」を「第48条第2項第2号」に改め、同表第33条第2項第3号の項を次のように改める。

第48条第2項第3号	条例第26条第1項各号	条例第42条第3項の規定により読み替えて適用される条例第26条第1項第1号及び第2号
------------	-------------	--

第43条の表第34条の見出し及び同条第1項の項中「第34条の見出し」を「第49条の見出し」に改め、同表第34条第1項の項中「第34条第1項」を「第49条第1項」に改め、同表第34条第2項の項中「第34条第2項」を「第49条第2項」に改め、同表第34条第2項第2号及び第3号の項中「第34条第2項第2号」を「第49条第2項第2号」に改め、同表第34条第2項第3号の項中「第34条第2項第3号」を「第49条第2項第3号」に改め、同表第35条第1項から第3項までの項中「第35条第1項」を「第50条第1項」に改め、同表第36条第3項第3号の項中「第36条第3項第3号」を「第51条第3項第3号」に改め、同条を第59条とし、第8章第1節中同条の前に次の1条を加える。

(都市計画決定権者が計画段階配慮事項についての検討その他の手続を行う場合の読替え)

第58条 条例第41条の2第1項及び第2項の規定により都市計画決定権者が計画段階配慮事項についての検討その他の手続を行う場合における第4条から第10条まで（第9条第3号及び第10条第2項第4号を除く。）の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第4条第1項	条例第4条の3第1項第5号	条例第41条の2第3項の規定により読み替えて適用される条例第4条の3第1項第5号
	条例第4条の6第1項	条例第41条の2第3項の規定により読み替えて適用される条例第4条の6第1項
第4条第2項	条例第4条の3第1項	条例第41条の2第3項の規定により読み替えて適用される条例第4条の3第1項
	配慮書事業者	都市計画決定権者
第5条第1項	条例第4条の4	条例第41条の2第3項の規定により読み替えて適用される条例第4条の4
第6条	条例第4条の4	条例第41条の2第3項の規定により読み替えて適用される条例第4条の4
	配慮書対象事業	都市計画配慮書対象事業
	配慮書事業者	都市計画決定権者

第7条及び第8条	条例第4条の5	条例第41条の2第3項の規定により読み替えて適用される条例第4条の5
第9条各号列記以外の部分	条例第4条の8第1項	条例第41条の2第3項の規定により読み替えて適用される条例第4条の8第1項
第9条第1号	条例第4条の8第1項第1号	条例第41条の2第3項の規定により読み替えて適用される条例第4条の8第1項第1号
第9条第2号	条例第4条の8第1項第2号	条例第41条の2第3項の規定により読み替えて適用される条例第4条の8第1項第2号
第10条第1項及び第2項	条例第4条の8第1項	条例第41条の2第3項の規定により読み替えて適用される条例第4条の8第1項
第10条第2項第1号	配慮書事業者の氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）	都市計画決定権者の名称
第10条第2項第2号	配慮書対象事業	都市計画配慮書対象事業
第10条第2項第3号	条例第4条の8第1項各号	条例第41条の2第3項の規定により読み替えて適用される条例第4条の8第1項第1号及び第2号

第8章第1節の節名を次のように改める。

第1節 都市計画に定められる配慮書対象事業等及び対象事業等に関する特例

第8章を第9章とする。

第42条中「第15号様式」を「第19号様式」に改め、同条を第57条とする。

第41条中「第6条」を「第14条」に、「方法書」を「方法書等」に改め、同条を第56条とする。

第40条を第55条とする。

第39条中「第5条」を「第13条」に改め、同条を第54条とする。

第38条第1項中「第14号様式」を「第18号様式」に改め、同条を第53条とする。

第37条中「第13号様式」を「第17号様式」に改め、同条を第52条とする。

第7章を第8章とする。

第36条第1項中「第32条」を「第47条」に改め、同条第2項及び第4項中「第5条」を「第13条」に改め、同条第5項中「第33条第2項」を「第48条第2項」に改め、同条第6項中「第35条第3項」を「第50条第3項」に改め、同条を第51条とする。

第35条第1項中「第32条」を「第47条」に改め、同条第2項中「第5条」を「第13条」に改め、同条を第50条とする。

第34条を第49条とする。

第6章を第7章とする。

第33条第1項中「第5条」を「第13条」に改め、同条を第48条とする。

第32条第1号中「第10号様式」を「第14号様式」に改め、同条第2号中「第11号様式」を「第15号様式」

に改め、同条第3号中「第12号様式」を「第16号様式」に改め、同条を第47条とする。

第31条中「第23条」を「第37条」に改め、同条を第46条とする。

第5章を第6章とする。

第30条第5号中「評価書」を「評価書等」に改め、同条を第44条とし、第4章第2節中同条の次に次の1条を加える。

(評価書の公表)

第45条 第16条の規定は、条例第24条の規定による公表について準用する。この場合において、第16条中「方法書等」とあるのは「評価書等」と読み替えるものとする。

第29条中「第6条」を「第14条」に、「方法書」を「方法書等」に、「評価書及び要約書」を「評価書等」に改め、同条を第43条とする。

第28条中「第5条」を「第13条」に改め、同条を第42条とする。

第27条第1項中「書類」の次に「(以下「評価書等」という。)」を加え、「第9号様式」を「第13号様式」に改め、同条第2項中「補正後の評価書及びこれを要約した書類」を「評価書等」に改め、同条を第41条とする。

第26条中「第23条の」を「第37条の」に改め、同条を第40条とする。

第25条の見出し中「を求める期間」を「の提出期間」に改め、同条を第39条とする。

第24条第1項中「第8号様式」を「第12号様式」に改め、同条を第38条とする。

第23条を第37条とする。

第4章を第5章とする。

第22条の見出し中「を求める期間」を「の提出期間」に改め、同条を第36条とする。

第21条中「第7号様式」を「第11号様式」に改め、同条を第35条とする。

第20条中「第8条の」を「第21条の」に、「第8条第3号」を「第21条第1項第3号」に改め、同条を第34条とする。

第15条から第19条までを削る。

第14条第5号中「準備書」を「準備書等」に改め、同条を第28条とし、同条の次に次の5条を加える。

(準備書の公表)

第29条 第16条の規定は、条例第15条の規定による公表について準用する。この場合において、第16条中「方法書等」とあるのは「準備書等」と読み替えるものとする。

(準備書説明会の開催)

第30条 第17条の規定は、条例第16条第1項の規定による説明会について準用する。この場合において、第17条中「方法書説明会」とあるのは「準備書説明会」と、「対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域」とあるのは「関係地域」と読み替えるものとする。

(準備書説明会の開催の通知及び公告)

第31条 第18条第1項の規定は、条例第16条第2項において準用する条例第7条の2第2項の規定による通知について準用する。

2 第13条の規定は、条例第16条第2項において準用する条例第7条の2第2項の規定による公告について準用する。

3 第18条第3項の規定は、条例第16条第2項において準用する条例第7条の2第2項の規定による公告について準用する。この場合において、第18条第3項第4号中「対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域」とあるのは「関係地域」と、同項第5号中「方法書説明会」とあるのは「準備書説明会」と読み替えるものとする。

(責めに帰することができない事由)

第32条 第19条の規定は、条例第16条第2項において準用する条例第7条の2第4項の規定による事業者の責めに帰することができない事由について準用する。この場合において、第19条中「方法書説明会」とあるのは「準備書説明会」と読み替えるものとする。

(準備書説明会の開催結果の報告)

第33条 第20条の規定は、準備書説明会の開催結果の報告について準用する。この場合において、第20条中「方法書説明会」とあるのは「準備書説明会」と読み替えるものとする。

第13条中「第6条」を「第14条」に、「方法書」を「方法書等」に、「準備書及び要約書」を「準備書

等」に改め、同条を第27条とする。

第12条中「第5条」を「第13条」に改め、同条を第26条とする。

第11条第1項中「要約書」の次に「（以下「準備書等」という。）」を加え、「第4号様式」を「第10号様式」に改め、同条第2項中「準備書及び要約書」を「準備書等」に改め、同条を第25条とし、第3章中同条の前に次の1条を加える。

（準備書の記載事項）

第24条 第11条の規定は、条例第13条第1項第8号の規則で定める事項について準用する。

第3章を第4章とする。

第2章の章名を次のように改める。

第2章 方法書

第10条の見出し中「を求める期間」を「の提出期間」に改め、同条を第23条とする。

第9条中「第3号様式」を「第9号様式」に改め、同条を第22条とする。

第8条を第21条とし、同条の前に次の5条を加える。

（方法書の公表）

第16条 条例第7条の規定による方法書等の公表は、次に掲げる方法のうち適切な方法により行うものとする。

- (1) 事業者のウェブサイトへの掲載
- (2) 関係市町村の協力が得られた場合にあっては、関係市町村のウェブサイトへの掲載
- (3) 前2号に掲げるもののほか、知事が適当と認める方法

（方法書説明会の開催）

第17条 条例第7条の2第1項の規定による方法書説明会は、できる限り方法書説明会に参加する者の参集の便を考慮して開催の日時及び場所を定めるものとし、対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域に2以上の市町村の区域が含まれることその他の理由により事業者が必要と認める場合には、方法書説明会を開催すべき地域を2以上の区域に区分して当該区域ごとに開催するものとする。

（方法書説明会の開催の通知及び公告）

第18条 条例第7条の2第2項の規定による通知は、説明会開催通知書（第7号様式）により行うものとする。

2 第13条の規定は、条例第7条の2第2項の規定による公告について準用する。

3 条例第7条の2第2項の規定による公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 対象事業の名称、種類及び規模
- (3) 対象事業が実施されるべき区域
- (4) 対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲
- (5) 方法書説明会の開催を予定する日時及び場所
- (6) その他参考となる事項

（責めに帰することができない事由）

第19条 条例第7条の2第4項の規定による事業者の責めに帰することができない事由であって規則で定めるものは、次に掲げる事由とする。

- (1) 天災、交通の途絶その他の不測の事態により方法書説明会の開催が不可能であること。
- (2) 事業者以外の者により方法書説明会の開催が故意に阻害されることによって方法書説明会を円滑に開催できないことが明らかであること。

（方法書説明会の開催結果の報告）

第20条 事業者は、方法書説明会を開催したときは、説明会開催結果報告書（第8号様式）に次に掲げる書類等を添付して知事に報告するものとする。

- (1) 方法書説明会の会議録
- (2) 方法書説明会で配付した書類及び図面
- (3) 前2号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類及び図面

第7条第5号中「方法書」を「方法書等」に改め、同条を第15条とする。

第6条中「方法書」を「方法書等」に改め、同条を第14条とする。

第5条第1項第3号中「を得て」を「が得られた場合にあっては」に、「に掲載し、又は掲示板に掲示すること。」を「への掲載又は掲示板への掲示」に改め、同条第2項中「第2号様式」を「第6号様式」に改め、同条を第13条とする。

第4条第1項中「による方法書」の次に「及び要約書（以下「方法書等」という。）」を加え、「第1号様式」を「第5号様式」に改め、同条第2項中「方法書」を「方法書等」に改め、同条を第12条とし、第2章中同条の前に次の1条を加える。

（方法書の記載事項）

第11条 条例第5条第1項第10号の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 条例第4条の3第1項の規定により配慮書を作成した案件については、次に掲げるもの
 - ア 条例第4条の6第1項の規定により配慮書の案又は配慮書について関係する行政機関又は一般の意見を求めたときは、関係する行政機関の意見又は一般の意見の概要
 - イ 前号についての事業者の見解
 - ウ 条例第4条の2に規定する配慮書対象事業が実施されるべき区域その他の技術指針で定める事項を決定する過程における環境の保全の配慮に係る検討の経緯及びその内容
- (2) 法第3条の10第2項の規定により適用される法第3条の3第1項の規定により計画段階環境配慮書を作成した案件については、次に掲げるもの
 - ア 法第3条の7第1項の規定により計画段階環境配慮書の案又は計画段階環境配慮書について関係する行政機関又は一般の意見を求めたときは、関係する行政機関の意見又は一般の意見の概要
 - イ 前号についての事業者の見解
 - ウ 法第3条の2第1項に規定する事業が実施されるべき区域その他の主務省令で定める事項を決定する過程における環境の保全の配慮に係る検討の経緯及びその内容

第2章を第3章とする。

第1章の次に次の1章を加える。

第2章 配慮書

（配慮書の記載事項）

第4条 条例第4条の3第1項第5号の規則で定める事項は、条例第4条の6第1項の規定により配慮書の案についての意見を求めた場合における関係する行政機関の意見又は一般の意見の概要とする。

2 条例第4条の3第1項の規定により配慮書を作成するに当たっては、前項の意見についての配慮書事業者の見解を記載するように努めるものとする。

（配慮書の送付）

第5条 条例第4条の4の規定による配慮書の送付は、計画段階環境配慮書送付書（第1号様式）により行うものとする。

2 知事への配慮書の送付部数は、20部とする。ただし、知事は、必要があると認めるときは、配慮書の送付部数を変更することができる。

（配慮書の公表）

第6条 条例第4条の4の規定により配慮書及びこれを要約した書類（以下この条において「配慮書等」という。）を公表する場所は、配慮書対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると想定される地域内において、次に掲げる場所のうちから、できる限り一般の参集の便を考慮して定めるものとする。

- (1) 配慮書事業者の事務所
 - (2) 県の庁舎その他の県の施設
 - (3) 関係市町村の協力が得られた場合にあっては、関係市町村の庁舎その他の関係市町村の施設
 - (4) 事業実施想定区域内の自治会等の協力が得られた場合にあっては、当該自治会等の施設
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、配慮書事業者が利用できる適切な施設
- 2 条例第4条の4の規定による配慮書等の公表は、前項の場所において行うとともに、次に掲げるインターネットの利用による公表の方法のうち適切な方法により行うものとする。
- (1) 配慮書事業者のウェブサイトへの掲載
 - (2) 関係市町村の協力が得られた場合にあっては、関係市町村のウェブサイトへの掲載
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、知事が適当と認める方法
- 3 前2項に規定する方法による公表は、配慮書等の内容を周知するための相当な期間を定めて行うものと

する。

(配慮書についての知事の意見の提出期間)

第7条 条例第4条の5の規則で定める期間は、45日とする。

(専門家等からの意見聴取)

第8条 知事は、条例第4条の5の規定により意見を述べるに当たって必要があると認めるときは、専門家その他の環境影響に関する知見を有する者(以下「専門家等」という。)の意見を聴くことができる。

(配慮書対象事業の廃止等の場合の通知)

第9条 条例第4条の8第1項の規定による通知は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める様式により行うものとする。

(1) 条例第4条の8第1項第1号に該当する場合 配慮書対象事業廃止通知書(第2号様式)

(2) 条例第4条の8第1項第2号に該当する場合 配慮書対象事業修正通知書(第3号様式)

(3) 条例第4条の8第1項第3号に該当する場合 配慮書対象事業引継通知書(第4号様式)

(配慮書対象事業の廃止等の場合の公表)

第10条 条例第4条の8第1項の規定による公表は、次に掲げる方法のうち適切な方法により行うものとする。

(1) 官報への掲載

(2) 県の広報紙への掲載又は掲示板への掲示

(3) 関係市町村の協力が得られた場合にあつては、関係市町村の公報若しくは広報紙への掲載又は掲示板への掲示

(4) 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙への掲載

(5) 前各号に掲げるもののほか、知事が適当と認める方法

2 条例第4条の8第1項の規定による公表は、次に掲げる事項について行うものとする。

(1) 配慮書事業者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

(2) 配慮書対象事業の名称、種類及び規模

(3) 条例第4条の8第1項各号のいずれかに該当することとなった旨及び該当した号

(4) 条例第4条の8第1項第3号に該当することとなった場合にあつては、引継ぎにより新たに配慮書事業者となった者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

(5) その他参考となる事項

附則第1項ただし書中「第10章」を「第11章」に改める。

附則第3項中「第34条第1項」を「第49条第1項」に改める。

別表第1の4の項中

	(4) 事業用電気工作物である火力発電所の変更の工事の事業(出力が50,000キロワット以上である発電設備の新設を伴うものに限る。)	事業用電気工作物である火力発電所の変更の工事の事業(出力が25,000キロワット以上である発電設備の新設を伴うものに限る。)
--	--	--

を

	(4) 事業用電気工作物である火力発電所の変更の工事の事業(出力が50,000キロワット以上である発電設備の新設を伴うものに限る。)	事業用電気工作物である火力発電所の変更の工事の事業(出力が25,000キロワット以上である発電設備の新設を伴うものに限る。)
	(5) 事業用電気工作物である風力発電所の設置の工事の事業(出力が1,500キロワット以上であるものに限る。)	事業用電気工作物である風力発電所の設置の工事の事業(出力が750キロワット以上であるものに限る。)

	る。)	
	(6) 事業用電気工作物である風力発電所の変更の工事業（出力が1,500キロワット以上である発電設備の新設を伴うものに限る。）	事業用電気工作物である風力発電所の変更の工事業（出力が750キロワット以上である発電設備の新設を伴うものに限る。）

に改める。

別表第2中「第23条、第26条関係」を「第37条、第40条関係」に改め、同表中24の項を25の項とし、11の項から23の項までを1項ずつ繰り下げ、10の項の次に次のように加える。

11 別表第1の4の項の(5)又は(6)に該当する対象事業	発電所又は発電設備の出力	発電所又は発電設備の出力が20パーセント以上増加しないこと。
	対象事業実施区域の位置	修正前の対象事業実施区域から300メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。

別表第3中「第34条関係」を「第49条関係」に改め、同表中24の項を25の項とし、11の項から23の項までを1項ずつ繰り下げ、10の項の次に次のように加える。

11 別表第1の4の項の(5)又は(6)に該当する対象事業	発電所又は発電設備の出力	発電所又は発電設備の出力が20パーセント以上増加しないこと。
	対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から300メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
	発電設備の設置位置	発電設備の設置位置が100メートル以上移動しないこと。
	土地の改変面積	工事に伴う土地の改変面積が1ヘクタール以上増加しないこと。

第15号様式中「第42条関係」を「第57条関係」に改め、同様式を第19号様式とする。

第14号様式中「第38条関係」を「第53条関係」に、「第37条」を「第37条第1項」に改め、同様式を第18号様式とする。

第13号様式中「第37条関係」を「第52条関係」に、「第49条」を「第49条第2項」に改め、同様式を第17号様式とする。

第12号様式中「第32条関係」を「第47条関係」に改め、同様式を第16号様式とする。

第11号様式中「第32条関係」を「第47条関係」に改め、同様式を第15号様式とする。

第10号様式中「第32条関係」を「第47条関係」に改め、同様式を第14号様式とする。

第9号様式中「第27条関係」を「第41条関係」に、「第21条」を「第23条第3項」に、「関係市町村」を「関係地域」に改め、同様式を第13号様式とする。

第8号様式中「第24条関係」を「第38条関係」に、「港湾開発等の実施区域」を「港湾開発等が実施されるべき区域」に、「関係市町村」を「関係地域」に改め、同様式を第12号様式とする。

第7号様式中「第21条関係」を「第35条関係」に、「対象事業実施区域」を「対象事業（都市計画対象事業）が実施されるべき区域（対象港湾計画に定められる港湾開発等が実施されるべき区域）」に改め、同様式を第11号様式とする。

第5号様式及び第6号様式を削る。

第4号様式中「第11条関係」を「第25条関係」に、「区域面積」を「区域の面積」に、「港湾開発等の実施区域」を「港湾開発等が実施されるべき区域」に改め、同様式を第10号様式とする。

第3号様式中「第9条関係」を「第22条関係」に、「同条例第9条」を「同条例第9条第1項」に改め、同様式を第9号様式とし、同様式の前に次の2様式を加える。

第7号様式（第18条、第31条関係）

説明会開催通知書

年 月 日

沖縄県知事 殿

住 所

氏 名

Ⓔ

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

{ 環境影響評価方法書 環境影響評価準備書 港湾環境影響評価準備書 }	の説明会を開催することとしたので、沖縄県環境影響評価条例	{ 第7条の2 第42条第3 第16条第2 第42条第3 第48条第3 }	
			第2項
			項の規定により読み替えて適用される同条例第7条の2第2項

項の規定により読み替えて適用される同条例第16条第2項 項の規定により読み替えて適用される同条例第16条第2項	}の規定により、次のとおり通知します。
項の規定により読み替えて適用される同条例第16条第2項	

対象事業（都市計画対象事業、対象港湾計画）の名称	
対象事業（都市計画対象事業）の種類	
開催日時	年 月 日 () 時 分から 時 分まで
開催場所	
公告の方法	
その他参考事項	

備考1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

2 対象事業（都市計画対象事業）の種類欄には、沖縄県環境影響評価条例別表に掲げる対象事業の種類を記入すること。

第8号様式（第20条、第33条関係）

説明会開催結果報告書

年 月 日

沖縄県知事 殿

住 所

氏 名

Ⓔ

〔法人にあつては、主たる事務所の〕

〔所在地、名称及び代表者の氏名 〕

環境影響評価方法書 環境影響評価準備書 港湾環境影響評価準備書	の説明会を開催したので、沖縄県環境影響評価条例施行規則	第20条 第59条の規定 第33条 第59条の規定 第61条の規定
---------------------------------------	-----------------------------	---

により読み替えて適用される第20条
 により読み替えて適用される第33条
 により読み替えて適用される第33条

の規定により、次のとおり報告します。

対象事業（都市計画対象事業、対象港湾計画）の名称	
対象事業（都市計画対象事業）の種類	
開催日時	年 月 日（ ） 時 分から 時 分まで
開催場所	
参加人数	
その他参考事項	

備考1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

2 対象事業（都市計画対象事業）の種類欄には、沖縄県環境影響評価条例別表に掲げる対象事業の種類を記入すること。

第2号様式中「第5条、第12条、第16条、第28条、第33条、第35条、第36条、第39条関係」を「第13条、第26条、第31条、第42条、第48条、第50条、第51条、第54条関係」に、「第49条第3項」を「第49条第2項」に改め、「記入すること」の次に「（法対象事業にあっては、環境影響評価法（平成9年法律第81号）第2条第2項第1号に掲げる対象事業の種類を記入すること。）」を加え、同様式を第6号様式とする。

第1号様式中「第4条関係」を「第12条関係」に、

影響を受ける範囲であると認められる地域

を

「

対象事業（都市計画対象事業）に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域

に、「影響を受ける範囲であると認められる地域」を「

対象事業（都市計画対象事業）に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域」に改め、同様式を第5号様式とし、同様式の前に次の4様式を加える。

第1号様式（第5条関係）

計画段階環境配慮書送付書

年 月 日

沖縄県知事 殿

住 所
氏 名 ⑩
〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

沖縄県環境影響評価条例 { 第4条の4
第41条の2第3項の規定により読み替えて適用される同条例第4条の4 } の
規定により、別添のとおり計画段階環境配慮書を送付します。

配慮書対象事業（都市計画配慮書対象事業）の名称	
配慮書対象事業（都市計画配慮書対象事業）の種類	
配慮書対象事業（都市計画配慮書対象事業）の規模	
事業実施想定区域	
配慮書対象事業（都市計画配慮書対象事業）に係る環境影響を受ける範囲であると想定される地域	
その他参考事項	

備考1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

2 配慮書対象事業（都市計画配慮書対象事業）の種類欄には、沖縄県環境影響評価条例別表に掲げる配慮書対象事業の種類を記入すること。

3 配慮書対象事業（都市計画配慮書対象事業）に係る環境影響を受ける範囲であると想定される地域の欄には、市町村名を記入すること。

第2号様式（第9条関係）

配慮書対象事業廃止通知書

年 月 日

沖縄県知事 殿

住 所
氏 名 ⑩
〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

沖縄県環境影響評価条例 { 第4条の8第1項
第41条の2第3項の規定により読み替えて適用される同条例第4条の8第1
項 } の規定により、次のとおり通知します。

配慮書対象事業（都市計画配慮書対象事業）の名称	
配慮書対象事業（都市計画配慮書対象事業）の種類	

事業)の種類	
廃止年月日	年 月 日
廃止の理由	
その他参考事項	

備考1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

2 配慮書対象事業（都市計画配慮書対象事業）の種類欄には、沖縄県環境影響評価条例別表に掲げる配慮書対象事業の種類を記入すること。

第3号様式（第9条関係）

配慮書対象事業修正通知書

年 月 日

沖縄県知事 殿

住 所
氏 名 ⑩
〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

沖縄県環境影響評価条例 { 第4条の8第1項
第41条の2第3項の規定により読み替えて適用される同条例第4条の8第1項 } の規定により、次のとおり通知します。

配慮書対象事業（都市計画配慮書対象事業）の名称	
配慮書対象事業（都市計画配慮書対象事業）の種類	
修正年月日	年 月 日
修正の理由	
修正の内容	
その他参考事項	

備考1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

2 配慮書対象事業（都市計画配慮書対象事業）の種類欄には、沖縄県環境影響評価条例別表に掲げる配慮書対象事業の種類を記入すること。

第4号様式（第9条関係）

配慮書対象事業引継通知書

年 月 日

沖縄県知事 殿

住 所
氏 名 ⑩
〔法人にあつては、主たる事務所の〕

〔所在地、名称及び代表者の氏名〕

沖縄県環境影響評価条例第4条の8第1項の規定により、次のとおり通知します。

配慮書対象事業の名称		
配慮書対象事業の種類		
引継年月日		年 月 日
引継ぎの理由		
事業を引き継いだ者	住所	
	氏名	
その他参考事項		

備考1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

2 配慮書対象事業の種類欄には、沖縄県環境影響評価条例別表に掲げる配慮書対象事業の種類を記入すること。

附 則

この規則は、平成26年2月1日から施行する。

告 示

沖縄県告示第665号

沖縄県環境影響評価技術指針の一部を改正する告示を次のように定める。

平成25年12月27日

沖縄県知事 仲井眞弘多

沖縄県環境影響評価技術指針の一部を改正する告示

沖縄県環境影響評価技術指針（平成13年沖縄県告示第678号）の一部を次のように改正する。

目次中「第3 環境影響評価等の実施手順」を

「第3 計画段階配慮事項についての検討の実施手順

- 1 配慮書対象事業が実施されるべき区域その他の事項
- 2 位置等に関する複数案の設定
- 3 事業特性及び地域特性の把握
- 4 影響要因及び環境要素の抽出
- 5 計画段階配慮事項の選定
- 6 調査、予測及び評価の手法の選定の基本的考え方
- 7 調査、予測及び評価の手法の選定
- 8 配慮書の作成
- 9 配慮書についての意見の聴取
- 10 配慮書対象事業が実施されるべき区域等の選定等

に、「環境影響評価等の項目」を「環境影響

第4 環境影響評価及び事後調査の実施手順

評価の項目」に、「16」を「第5」に、「第4 都市計画に定められる対象事業等の特例に基づく事業者の読替え」を「第6 都市計画に定められる対象事業等の特例に基づく事業者の読替え」に改める。

第1章の第1中「（以下「環境影響評価等」という。）」を削る。

第1章の第2を次のように改める。

第2 基本方針

この技術指針は、条例の配慮書対象事業及び対象事業に共通するものとして定めるものである。

この技術指針において示す計画段階配慮事項及び対象事業に係る環境影響評価の項目は、配慮書対象事業及び対象事業の内容を踏まえ、配慮書対象事業及び対象事業の実施に伴う環境影響を及ぼすおそれがある要因（以下「影響要因」という。）の細区分ごとに当該影響要因によって影響を受けるおそれのある環境の構成要素（以下「環境要素」という。）の細区分を示したものであり、配慮書事業者にあつては、計画段階配慮事項の選定に影響を及ぼす配慮書対象事業の内容並びに事業実施想定区域及び配慮書対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると想定される地域の社会的状況及び自然的状況を踏まえ、この技術指針に定めるところにより、計画段階配慮事項を選定するものとし、事業者にあつては、対象事業に係る環境影響評価の項目の選定に影響を及ぼす対象事業の内容並びに対象事業実施区域及び対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の社会的状況及び自然的状況を踏まえ、この技術指針に定めるところにより、対象事業に係る環境影響評価の項目を選定するものとする。

特に本県は、我が国で唯一の亜熱帯性多雨気候の島しょからなり、自然環境面では、他の都道府県には例のない多くの固有種を含み、特殊な生態系を有している。一方、島しょ性という狭い自然環境は、ぜい弱で環境容量が小さく、開発等が大きな影響を与えられことから、配慮書事業者及び事業者は、環境影響評価及び事後調査を行うに当たっては、このような県土の特性に十分配慮するものとする。

この技術指針で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

この技術指針は、今後の科学的知見の進展、事例の積み重ね等に応じて適切な科学的判断を加え、必要に応じて変更を行うものとする。

第1章の第4中「条例」の次に「第41条の2第1項及び第2項並びに」を加え、「環境影響評価等」を「環境影響評価及び事後調査」に、「第2及び第3中において」を「第2中「配慮書事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と、第3及び第4中」に改め、同第4を第1章の第6とし、同第6の前に次のように加える。

第5 その他の留意事項

1 出典の明示

既存の文献等から各種の情報を引用する場合には、出典（文献名、著者、作成時期、調査機関名等）を明示するものとする。

2 環境影響評価関連図書の記述に当たっての注意

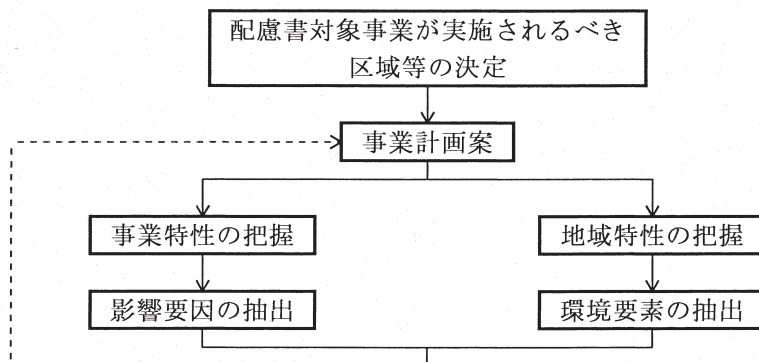
(1) 配慮書の案、配慮書、方法書、準備書、評価書及び事後調査報告書の記述に当たっては、できる限り簡素かつ平易な文章表現とし、図表及び写真等を効果的に用いることにより、視覚的にわかりやすくするとともに、専門用語には解説を加えるなど、理解しやすい記述方法に努めるものとする。

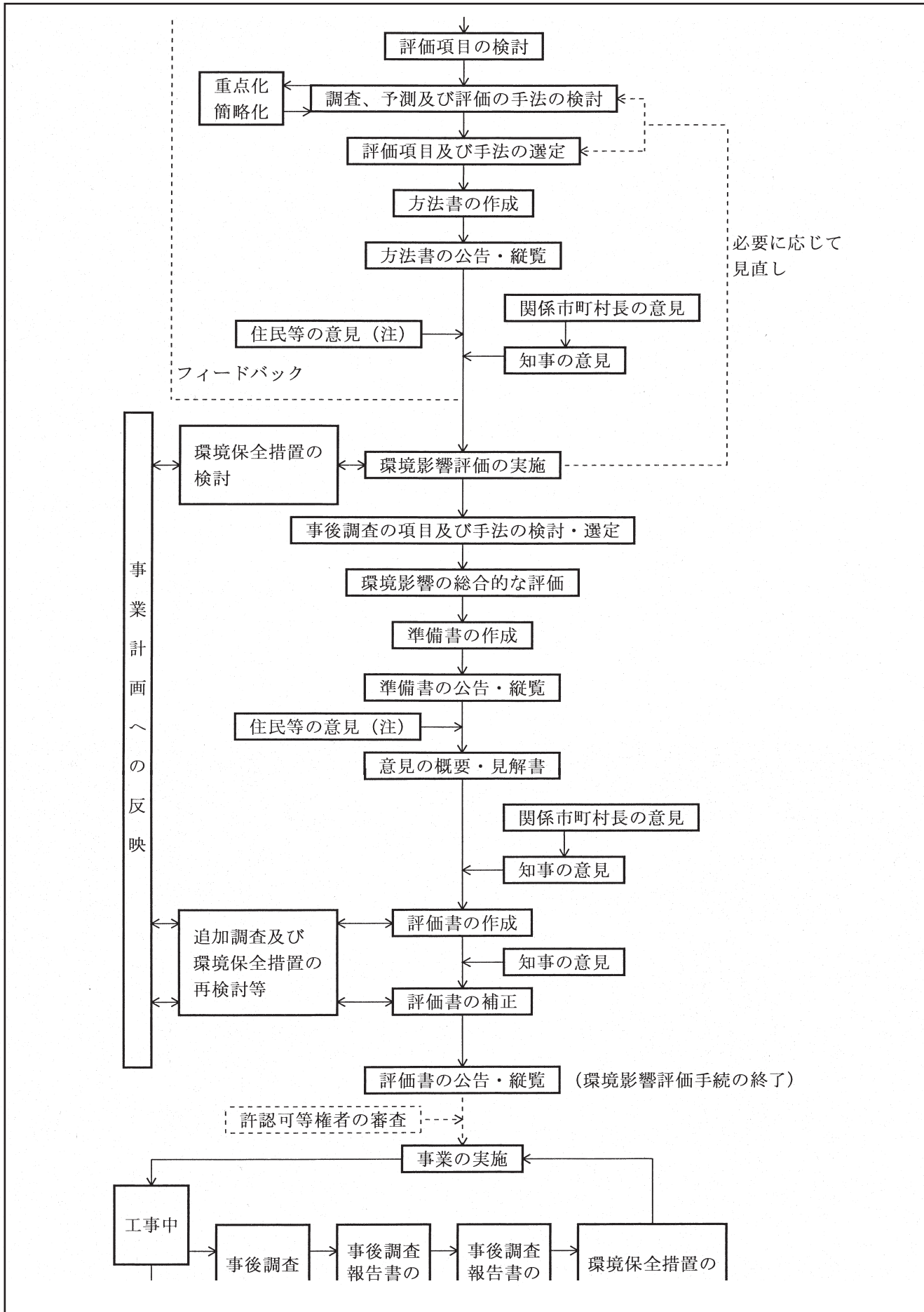
(2) 配慮書、方法書、準備書又は評価書を要約した書類については、その内容を図表等を効果的に用いることにより、視覚的にわかりやすくまとまりのある記述方法に努めるものとする。

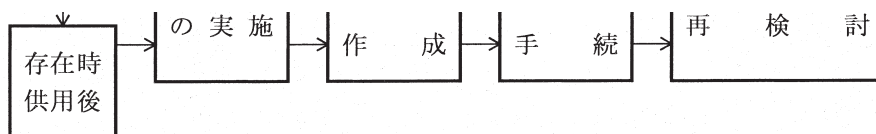
第1章の第3中「環境影響評価等の実施手順」を「環境影響評価及び事後調査の実施手順」に、「環境影響評価等は」を「対象事業に係る環境影響評価及び事後調査は」に、「図1に」を「図2に」に改める。

第1章の第3の図1を次のように改める。

図2 環境影響評価及び事後調査の実施手順







注 「住民等の意見」とは、環境の保全の見地からの意見を有する者の意見をいう。

第1章の第3の1中「環境影響評価等」を「環境影響評価」に、「選定するに当たって」を「選定するに当たっては、計画段階配慮事項についての検討の経緯等について整理した上で」に改め、同1の(2)の表1を削る。

第1章の第3の2中「とされる」を削り、同2の後段及び表2を削る。

第1章の第3の3中「環境影響評価等」を「環境影響評価」に、同3の(2)中「環境要素」を「当該影響要因により影響を受けるおそれがある環境要素」に、同3の(4)中「専門家その他の環境影響に関する知見を有する者」を「専門家等」に、「整理するものとする」を「整理するとともに、当該専門家等の所属機関の種別についても明らかにするよう努めるものとする」に改める。

第1章の第3の4の(1)のイの(ア)中「学術上の重要と考えられる種（以下「重要な種」という。）」を「重要な種」に、「希少性の観点からの貴重な種（以下「貴重な種」という。）」を「貴重な種」に改め、同(1)のエを次のように改める。

エ 環境への負荷の量の程度により調査、予測及び評価されるべき環境要素に係る評価項目について廃棄物等に関してはそれらの発生量、最終処分量その他の環境への負荷の量の程度を、温室効果ガス等に関してはそれらの発生量その他の環境への負荷の量の程度を把握できる手法

第1章の第3の4の(2)中「調査」を「対象事業に係る環境影響評価の調査」に、「整理するものとする」を「整理するとともに、当該専門家等の所属機関の種別についても明らかにするよう努めるものとする」に、同4の(4)中「環境影響評価」を「対象事業に係る環境影響評価」に改め、同4に次のように加える。

(5) (1)の規定により調査、予測及び評価の手法を選定するに当たっては、計画段階配慮事項についての検討において収集及び整理した情報並びにその結果を最大限に活用するものとする。

第1章の第3の5の(1)中「勘案しつつ」の次に「、最新の科学的知見を反映するよう努めるとともに」を加え、「踏まえて」を「踏まえ最適な手法を」に改める。

第1章の第3の5の(2)のアの(ア)中「や人口」を「及び人口」に改める。

第1章の第3の6の(2)のエ中「併せて明らかにすること」を「併せて明らかにするとともに、当該専門家等の所属機関の種別についても明らかにするよう努めること」に改め、同(2)に次のように加える。

カ 対象事業に係る方法書に条例第5条第1項第8号及び規則第11条第2号イに規定する事業者の見解を記載するに当たっては、意見の概要又は意見の項目ごとに事業者の見解を明らかにすることにより記載すること。

第1章の第3の8中(5)を(6)とし、(4)の次に次のように加える。

(5) 位置等に関する複数案のそれぞれの案ごとの選定事項についての環境影響の比較を行ったときは、当該位置等に関する複数案から対象事業に係る位置等の決定に至る過程でどのように環境影響が回避され、又は低減されているかについての検討の内容を明らかにできるよう整理するものとする。

第1章の第3の9の(5)のイに次のように加える。

(イ) 必要に応じ専門家の助言を受けることその他の方法により客観的かつ科学的根拠に基づき事後調査の手法を選定すること。

第1章の第3の9の(5)に次のように加える。

ウ 事後調査の終了並びに事後調査の結果を踏まえた環境保全措置の実施及び終了の判断に当たっては、必要に応じ専門家の助言を受けることその他の方法により客観的かつ科学的な検討を行うこととする。

第1章の第3の11の(2)のエ中「及び8の(5)」を「、8の(5)の規定による検討の内容及び8の(6)」に改める。

第1章の第3の15の(1)に次のように加える。

カ 専門家の助言を受けた場合はその内容及び専門分野等（可能な限り、専門家の所属機関の種別を含めるものとする。）

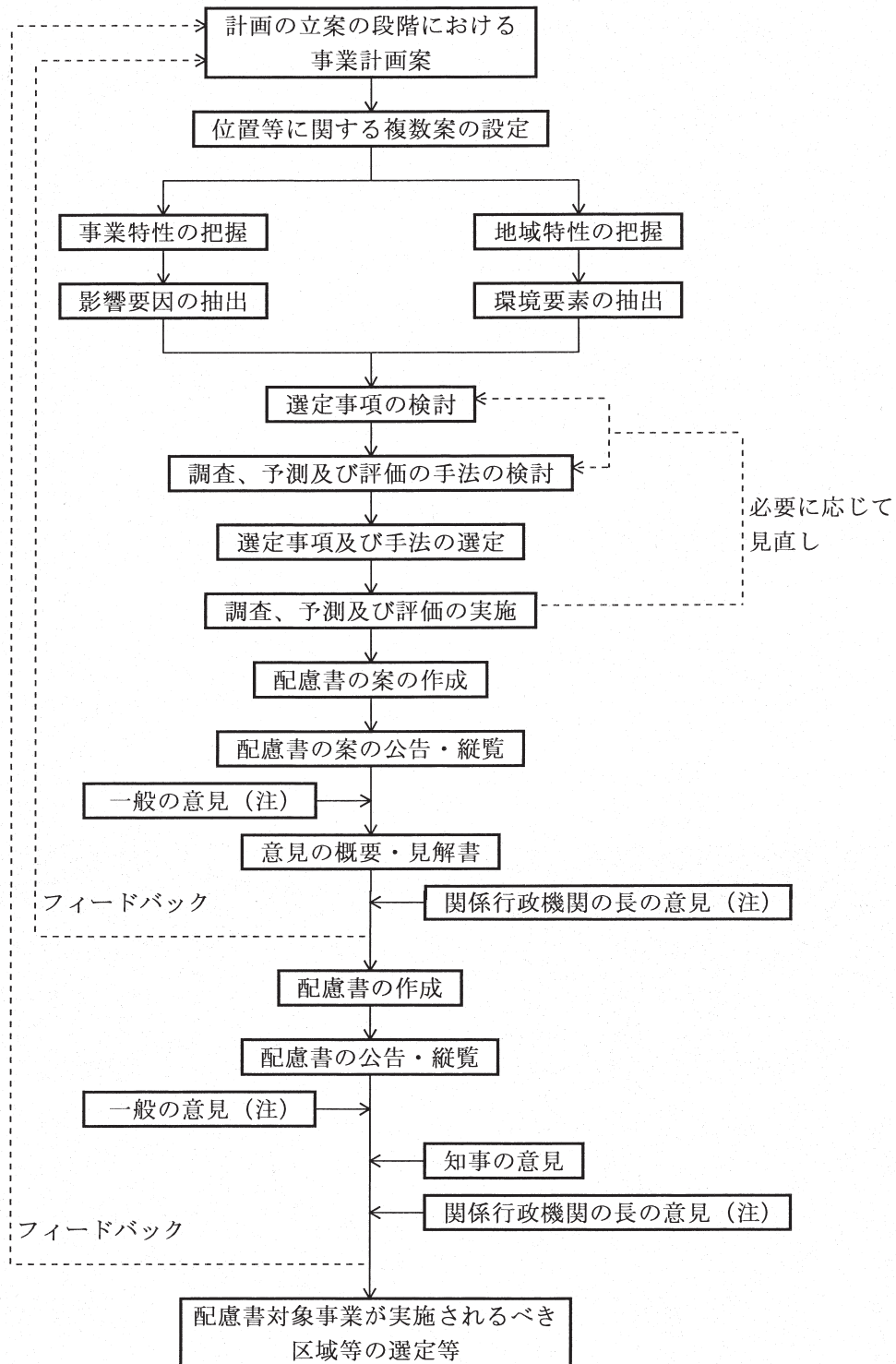
第1章の第3の16を削る。

第1章の第3を第1章の第4とし、同第2の次に次のように加える。

第3 計画段階配慮事項についての検討の実施手順

計画段階配慮事項についての検討は、図1に示す実施手順により行うものとする。

図1 計画段階配慮事項についての検討の実施手順



注 配慮書事業者は、本指針に定めるところにより、配慮書の案又は配慮書について関係する行政機関の長及び一般の環境の保全の見地からの意見を求めるよう努めなければならない。

1 配慮書対象事業が実施されるべき区域その他の事項

条例第4条の2の技術指針で定める事項は、配慮書対象事業を実施する区域の位置、配慮書対象事業

の規模又は配慮書対象事業に係る建造物等の構造若しくは配置に関する事項であって、計画段階配慮事項についての検討に資する諸元を含むものとする。

2 位置等に関する複数案の設定

(1) 配慮書事業者は、計画段階配慮事項についての検討に当たっては、配慮書対象事業を実施する区域の位置、配慮書対象事業の規模又は配慮書対象事業に係る建造物等の構造若しくは配置に関する複数案（以下「位置等に関する複数案」という。）を適切に設定するものとし、位置等に関する複数案を設定しない場合は、その理由を明らかにするものとする。

(2) 配慮書事業者は、(1)の規定による位置等に関する複数案の設定に当たっては、配慮書対象事業を実施する区域の位置又は配慮書対象事業の規模に関する複数案の設定を優先させるよう努めるものとし、また、配慮書対象事業の実施に伴う重大な環境影響を回避し、又は低減するために配慮書対象事業に係る建造物等の構造及び配置が重要となる場合があることに留意するものとする。

(3) 配慮書事業者は、(1)の規定による位置等に関する複数案の設定に当たっては、配慮書対象事業に代わる事業の実施により当該配慮書対象事業の目的が達成される場合その他配慮書対象事業を実施しないこととする案を含めた検討を行うことが合理的であると認められる場合には、当該案を含めるよう努めるものとし、当該案を含めない場合はその理由を明らかにするものとする。

3 事業特性及び地域特性の把握

配慮書事業者は、計画段階配慮事項についての検討を行うに当たっては、当該検討を行うために必要と認める範囲内で、当該検討に影響を及ぼす配慮書対象事業の内容（以下第3において「事業特性」という。）並びに事業実施想定区域及び配慮書対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると想定される地域の社会的状況及び自然的状況（以下第3において「地域特性」という。）に関し、次に掲げる項目を把握するものとする。

(1) 事業特性に関する項目

事業特性に関しては、次のアからカまでに示す項目に係る情報を把握することとする。

- ア 配慮書対象事業の種類
- イ 配慮書対象事業の目的（配慮書対象事業計画の検討の経緯を含む。）
- ウ 事業実施想定区域の位置
- エ 配慮書対象事業の規模及び内容並びに供用に関する事項
- オ 配慮書対象事業に係る工事計画の概要
- カ その他の配慮書対象事業に関する事項

(2) 地域特性に関する項目

地域特性に関しては、事業実施想定区域の自然環境の状況を総合的に把握するものとし、表1に示す項目について、原則として入手可能な最新の文献その他の資料により情報を把握するとともに、当該情報に係る過去の状況の推移及び将来の状況を把握することとし、重大な環境影響を把握する上で必要と認められるときは、国、県、市町村、専門家その他の当該情報に関する知見を有する者から聴取し、なお必要な情報が得られないときは、現地調査及び踏査その他の方法により情報を収集するものとする。この場合において、当該資料については、その出典を明らかにできるよう整理するものとする。

表1 地域特性に関する項目

項目		内容
社 会 的	行政区画	市町村界 字界
	人口	人口動態 人口密度 人口分布 流域人口 世帯数
	産業	産業構造 産業人口 生産品目 生産額
	土地利用	土地利用状況 市街地及び集落の規模及び分布状況 基地の分布状況 文化財等、埋蔵文化財包蔵地、御嶽、拝所等の分布状況 土砂及び砂利採取の状況
	環境保全についての配慮が特に必要な施設の状況	学校、病院、福祉施設及び文化施設の配置状況等

状 況	水利用	港湾区域 漁港区域 上水、工業用水、農業用水及び地下水の利用状況 漁業権の設定状況
	交通	道路、鉄道、軌道、空港、港湾及び航路の位置及び利用状況
	環境整備	下水道、廃棄物処理施設等の整備及び利用状況
	関係法令等の指定、 規制等	関係法令による指定地域及び地区並びに規制内容 自然環境の保全に関する 指針等環境保全に関する施策
	その他の事項	その他対象事業の種類、周辺の地域等の特性により必要となる事項
自 然 的 状 況	大気環境	気象、大気質、騒音、振動及び悪臭の状況
	水環境	水象、水質及び底質の状況
	土壌及び地盤環境	地形及び地質並びに土壌及び地盤の状況
	植物、動物及び生態 系	植物及び動物の生育又は生息状況 植生及び生態系の概況
	景観	景観資源の状況 場、利用及び眺めの状況
	人と自然との触れ合 い活動の場	人と自然との触れ合い活動の場の状況 人々が日常的活動を通じて場に対 して感じている価値の程度
	歴史的・文化的環境	文化財等、埋蔵文化財包蔵地、御嶽、拝所等の場の状況
その他の事項	その他対象事業の種類、周辺の地域等の特性により必要となる事項	

4 影響要因及び環境要素の抽出

配慮書対象事業の実施が環境に及ぼす影響を明らかにするために、配慮書対象事業の実施に伴う影響要因を抽出して、配慮書対象事業に係る工事の実施（配慮書対象事業の一部として、事業実施想定区域にある施設等の撤去又は廃棄が行われる場合には、当該撤去又は廃棄を含む。以下第3において同じ。）並びに工事が完了した後の施設等の存在及び状態並びに当該施設等において事業の廃止までの間に行われることが予定される事業活動その他の人の活動であって配慮書対象事業の目的に含まれるもの（当該施設等の撤去又は廃棄が行われることが予定されている場合には、当該撤去又は廃棄を含む。以下第3において「施設等の存在及び供用」という。）に区分して整理し、その影響を受けるおそれがある環境要素を表2に掲げる環境要素の中から抽出する。

なお、「生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素」のうち環境影響評価法（平成9年法律第81号）において「植物」、「動物」として扱っている項目については、本県は全域が亜熱帯海域に連なる島しょからなるため、陸域では亜熱帯性の生物相や地理的隔離による固有な生物相を有すること、海域では特にサンゴ礁の発達が顕著であることなどの地域特性や赤土の流出に代表されるように陸域における事業が海域に及ぼす影響を考慮する必要があることから、この技術指針では「陸域生物」（陸水域生物を含む。以下同じ。）、「海域生物」として区分し扱うものとする。

表2 環境要素

区分	環境要素
環境の自然環境的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気質 騒音 振動 低周波音 悪臭 風害 赤土等による水の濁り 水の汚れ 地下水の水質 底質 水象 土壌汚染 地盤沈下 地形・地質 電波障害 日照障害
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	陸域生物 海域生物 生態系
人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	景観 人と自然との触れ合い活動の場 歴史的・文化的環境
環境への負荷の量の程度により調査、予測及び評価されるべき環境要素	廃棄物等 温室効果ガス等

5 計画段階配慮事項の選定

- (1) 計画段階配慮事項の選定に当たっては、4の規定により抽出した環境要素を基に、事業特性及び地域特性を踏まえて、選定するものとする。
- (2) (1)の規定による計画段階配慮事項の選定に当たっては、配慮書対象事業の実施に伴う影響要因が当該影響要因により重大な影響を受けるおそれがある環境要素に及ぼす影響の重大性について客観的かつ科学的に検討し、選定の結果を一覧できるように整理するとともに、選定した計画段階配慮事項（以下「選定事項」という。）について、選定した理由を明らかにするものとする。
- (3) (1)の規定による計画段階配慮事項の選定に当たっては、事業特性に応じて、工事の実施並びに施設等の存在及び供用による影響要因を、物質の排出、土地の形状の変更、工作物の設置その他の環境影響の態様を踏まえて適切に区分し、当該区分された影響要因ごとに検討するものとする。
なお、この場合において、工事の実施に係る影響要因の区分については、影響の重大性に着目し、必要に応じ選定するものとする。
- (4) (1)の規定による計画段階配慮事項の選定に当たっては、必要に応じ専門家その他の環境影響に関する知見を有する者（以下「専門家等」という。）の助言を受けて行うものとする。この場合において、当該助言を受けたときは、その内容及び当該専門家等の専門分野を明らかにできるように整理するとともに、当該専門家等の所属機関の種別についても明らかにするよう努めるものとする。

6 調査、予測及び評価の手法の選定の基本的考え方

- (1) 計画段階配慮事項の調査、予測及び評価の手法の選定は、位置等に関する複数案及び選定事項ごとに選定事項の特性及び配慮書対象事業が及ぼすおそれがある環境影響の重大性について客観的かつ科学的に検討を行い、次のアからエまでに掲げる選定事項の区分に応じそれぞれアからエまでに定める手法について、7に定めるところにより選定して行うものとする。

ア 環境の自然環境的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素に係る選定事項について

汚染物質の濃度その他の指標により測られる環境要素の汚染又は環境要素の状況の変化（当該環境要素に係る物質の量的な変化を含む。）の程度及び広がりに関し、これらが人の健康、生活環境又は自然環境に及ぼす環境影響を把握できる手法

イ 生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素に係る選定事項について

(ア) 陸域生物及び海域生物に係る選定事項

陸域及び海域の動植物に関し、生息種又は生育種及び植生の調査を通じて抽出される学術上の重要と考えられる種（以下「重要な種」という。）又は希少性の観点からの貴重な種（以下「貴重な種」という。）の分布状況、生息状況又は生育状況及び学術上又は希少性の観点から重要な群落の分布状況並びに動物の集団繁殖地その他の注目すべき生息地の分布状況について調査し、これらに対する環境影響の程度を把握できる手法

(イ) 生態系に係る選定事項

生態系の保全上重要であり、まとまって存在する次に掲げる自然環境等に対する影響の程度を把握できる手法

a 自然林、湿原、河川、藻場、干潟、サンゴ礁、自然海岸、石灰岩段丘、洞窟等の人為的な改変をほとんど受けていない自然環境その他改変により回復することが困難である弱い弱なもの

b 里地及び里山（二次林、人工林、農地、ため池、草原等を含む。）、里海（礁池、干瀬等を含む。）並びに氾濫原に所在する湿地帯及び河畔林等の河岸に所在する自然環境であって、減少又は劣化しつつあるもの

c 水源涵養林、防風林、防潮林、包護林、幕林、水質浄化機能を有する干潟及び土砂の崩壊を防止する機能を有する緑地等の地域において重要な機能を有する自然環境

d 都市に現に存する樹林地その他の緑地（御嶽林、ぐすく周辺林、墓地周辺林、斜面林、社寺林、屋敷林等を含む。）及び水辺地等であって地域を特徴づける重要な自然環境

ウ 人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素に係る選定事項について

(ア) 景観に係る選定事項

景観に関し、眺望の状況及び景観資源の分布状況並びに身の回りの景観としての場、利用、眺め等について調査し、これらに対する環境影響の程度を把握できる手法

(4) 人と自然との触れ合い活動の場に係る選定事項

人と自然との触れ合い活動に関し、野外レクリエーションを通じた人と自然との触れ合いの活動及び日常的な人と自然との触れ合い活動が一般的に行われる施設又は場の状態及び利用の状況を調査し、これらに対する環境影響の程度を把握できる手法

(ウ) 歴史的・文化的環境に係る選定事項

歴史的文化的環境に関し、土地に密接な関係を有する有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、伝統的建造物群、御嶽、拝所及びこれに準ずるものの状況並びに埋蔵文化財包蔵地の状況を調査し、これらに対する環境影響の程度を把握できる手法

エ 環境への負荷の量の程度により調査、予測及び評価されるべき環境要素に係る選定事項について廃棄物等に関してはそれらの発生量、最終処分量その他の環境への負荷の量の程度を、温室効果ガス等に関してはそれらの発生量その他の環境への負荷の量の程度を把握できる手法

(2) 計画段階配慮事項の調査、予測及び評価の手法の選定に当たっては、事業特性及び地域特性を踏まえ、必要に応じ専門家等の助言を受けて行うものとする。この場合において、当該助言を受けたときは、その内容及び当該専門家等の専門分野を明らかにできるよう整理するとともに、当該専門家等の所属機関の種別についても明らかにするよう努めるものとする。

(3) 手法の選定を行ったときは、選定された手法及び選定の理由を明らかにできるよう整理するものとする。

(4) 配慮書事業者は、計画段階配慮事項の調査、予測及び評価の結果、位置等に関する複数案のそれぞれの案の間において選定事項に係る環境要素に及ぶおそれのある影響に著しい差異がない場合その他必要と認められる場合には、必要に応じ計画段階配慮事項及びその調査、予測及び評価の手法の選定を追加的に行うものとする。

7 調査、予測及び評価の手法の選定

(1) 調査の手法の選定

ア 計画段階配慮事項の調査の手法の選定に当たっては、6に定めるところによるほか、次の(ア)から(ウ)までに掲げる調査の手法に関する事項について、それぞれ(ア)から(ウ)までに定めるものを、選定事項について適切に予測及び評価を行うために必要な範囲内で、当該選定事項の特性、事業特性及び地域特性を踏まえ、当該選定事項に係る予測及び評価において必要とされる水準が確保されるよう選定するものとする。

(ア) 調査すべき情報

選定事項に係る環境要素の状況に関する情報のほか、気象、水象その他の自然的状況及び人口、産業、土地利用、水域利用その他の社会的状況に関する情報

(イ) 調査の基本的手法

国、県又は市町村が有する文献その他の資料の入手により調査すべき情報を収集し、その結果を整理し、及び解析する手法。ただし、重大な環境影響を把握する上で必要と認められるときは、専門家等からの科学的知見を聴取し、なお必要な情報が得られないときは、現地調査及び踏査その他の方法により調査すべき情報を収集し、その結果を整理し、及び解析する手法

(ウ) 調査の対象とする地域（以下第3において「調査地域」という。）

配慮書対象事業の実施により選定事項に関する環境要素に係る環境影響を受けるおそれがある地域又は土地の形状が変更される区域及びその周辺の区域その他の調査に適切な範囲であると認められる地域

イ 調査の手法の選定に当たっての留意事項

調査の手法の選定に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

(ア) 調査方法のうち、情報の収集、整理又は解析について法令等により定められた方法がある環境要素に係る選定事項に係るものについては、当該法令等により定められた方法を踏まえ、適切な調査方法を選定すること。

(イ) 現地調査及び踏査等を行う場合は、調査の実施に伴う環境への影響を回避し、又は低減するため、できる限り環境への影響が小さい手法を選定するよう留意すること。

(ウ) 調査により得られる情報が記載されていた文献名その他の当該情報の出自及びその妥当性を明らかにできるようにすること。この場合において、希少な動植物の生息又は生育に関する情報については、必要に応じ公開に当たって種及び場所を特定できないようにすることその他の希少な動植物の保護のための配慮を行うこと。

(2) 予測の手法の選定

ア 計画段階配慮事項の予測の手法の選定に当たっては、次の(ア)及び(イ)に掲げる予測の手法に関する事項についてそれぞれ(ア)及び(イ)に定めるものを、知見及び既存資料の充実の程度に応じ、選定事項に係る環境要素に及ぶおそれがある環境影響の程度を把握する手法として、当該選定事項の特性、事業特性及び地域特性を踏まえ、当該選定事項に係る評価において必要とされる水準が確保されるよう、位置等に関する複数案及び選定事項ごとに選定するものとする。

(ア) 予測の基本的な手法

環境の状況の変化又は環境への負荷の量を理論に基づく計算、模型等による実験、事例の引用又は解析等の手法により、可能な限り定量的に把握する手法。ただし、定量的な把握が困難な場合にあっては、定性的に把握する手法とすること。

(イ) 予測の対象とする地域（以下第3において「予測地域」という。）

調査地域のうちから適切に選定された地域

イ 予測の手法の選定に当たっての留意事項

予測の手法の選定に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

(ア) 予測方法の特徴及びその適用範囲、予測地域の設定の根拠、予測の前提となる条件、予測で用いた原単位及び係数その他の予測に関する事項を、選定事項の特性、事業特性及び地域特性に照らし、それぞれその内容及び妥当性を予測の結果との関係と併せて明らかにできるようにすること。

(イ) 予測の手法を選定するに当たっては、配慮書対象事業において新規の手法を用いる場合その他の環境影響の予測に関する知見が十分に蓄積されていない場合において、予測の不確実性の程度及び不確実性に係る環境影響の程度を勘案して必要と認めるときは、当該不確実性の内容を明らかにできるようにすること。

(3) 評価の手法の選定

計画段階配慮事項の評価の手法の選定に当たっては、計画段階配慮事項に係る調査及び予測の結果を踏まえるとともに、次に掲げる事項に留意するものとする。

ア 位置等に関する複数案が示されている場合は、当該提示されている案ごとの選定事項について環境影響の程度を整理し、及び比較すること。

イ 位置等に関する複数案が設定されていない場合は、配慮書対象事業の実施により選定事項に係る環境要素に及ぶおそれがある影響が実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを検討すること。

ウ 国、県又は関係する市町村が実施する環境の保全に関する施策によって、選定事項に係る環境要素に関して基準又は目標が示されている場合には、当該基準又は目標に照らすこととする考え方を明らかにしつつ、当該基準又は目標と調査及び予測の結果との間に整合が図られているかどうかを評価する手法であること。この場合において、工事の実施に当たって長期間にわたり影響を受けるおそれのある環境要素であって、当該環境要素に係る環境基準が定められているものについては、当該環境基準と調査及び予測の結果との間に整合が図られているかどうかを検討すること。

エ 配慮書事業者以外の者が行う環境の保全のための措置の効果を見込む場合には、当該措置の内容を明らかにできるようにすること。

8 配慮書の作成

条例第4条の3第1項の規定により、配慮書を作成するに当たっては、次に定めるところによるものとする。

(1) 配慮書の記載事項

配慮書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

ア 配慮書対象事業の目的及び内容

(ア) 配慮書対象事業の種類

- (イ) 事業実施想定区域
 - (ロ) 配慮書対象事業の規模及び内容に関する事項
 - (ハ) 配慮書対象事業に係る工事計画の概要
 - (ニ) 配慮書対象事業計画の背景、検討経緯及び必要性
 - (ホ) その他の配慮書対象事業の内容に関する事項（既に決定されている内容に係るものに限る。）
であって、その変更により環境影響が変化することとなるもの
- イ 事業実施想定区域及びその周囲の概況
- (ア) 配慮書対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると想定される地域
 - (イ) 地域特性
 - (ロ) 地域特性を把握するために現地調査を行った場合にあっては、当該調査項目及び手法
- (2) 配慮書の作成に当たっての留意事項
- 配慮書の作成に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。
- ア 配慮書対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると想定される地域は、既に入手している情報によって、1以上の環境要素に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域であること。
- イ 地域特性に関する情報については、入手可能な最新かつ最適な文献その他の資料により把握した結果（当該資料の出典を含む。）を表1に掲げる事項の区分に応じて記載すること。
- ウ 事業実施想定区域の位置及び地域特性について把握した結果の記載に当たっては、その概要を適切な縮尺の平面図上に明示するほか、写真等の視覚的に効果のある方法により、明らかにすること。
- エ 配慮書対象事業に係る選定事項については、別表を参考に影響要因と環境要素の関係を整理したものを記載するとともに、選定事項並びに調査、予測及び評価の手法を選定した理由を明らかにすること。この場合において、当該選定事項並びに調査、予測及び評価の手法の選定に当たって、専門家等の助言を受けたときは、その内容及び当該専門家等の専門分野を併せて明らかにするとともに、当該専門家等の所属機関の種別についても明らかにするよう努めること。
- オ 条例第4条の3第2項の規定により2以上の配慮書対象事業について併せて配慮書を作成した場合にあっては、配慮書対象事業に係る配慮書において、その旨を明らかにすること。
- カ 配慮書対象事業に係る配慮書に沖縄県環境影響評価条例施行規則（平成13年沖縄県規則第87号。以下「規則」という。）第4条第2項に規定する配慮書事業者の見解を記載するに当たっては、意見の概要又は意見の項目ごとに配慮書事業者の見解を明らかにすることにより記載するよう努めること。
- キ 配慮書事業者は、配慮書対象事業に係る配慮書に条例第4条の3第1項第4号に掲げる事項を記載するに当たっては、2の(1)及び(3)において明らかにするものとするものとされた事項、留意するものとされた事項である7の(1)のイの(ロ)並びに7の(2)のイの(ア)及び(イ)において明らかにできるようにすることとされた事項並びに7の(3)のエにおいて明らかにできるようにすることとされた事項の概要を併せて記載すること。
- 9 配慮書についての意見の聴取
- 条例第4条の6第1項の規定により配慮書の案又は配慮書について関係する行政機関及び一般の環境の保全の見地からの意見を求めるに当たっては、次に定めるところによるものとする。
- (1) 一般的事項
- ア 配慮書事業者は、配慮書対象事業に係る配慮書の案又は配慮書について、関係する行政機関の長及び一般の環境の保全の見地からの意見を書面により求めるように努めることとし、当該意見を求めない場合は、その理由を明らかにするものとする。
- イ 配慮書事業者は、配慮書対象事業の計画の立案を段階的に行う場合にあっては、当該立案の過程において、配慮書対象事業に係る配慮書の案又は配慮書について関係する行政機関の長及び一般の環境の保全の見地からの意見を複数回求めるように努めるものとする。
- ウ 配慮書事業者は、配慮書対象事業に係る配慮書の案について条例第4条の6第1項の意見を求めるように努めるものとし、この場合においては、まず一般の環境の保全の見地からの意見（以下「一般の意見」という。）を求め、次に関係する行政機関の長の環境の保全の見地からの意見（以下「関係行政機関の長の意見」という。）を求めるように努めるものとする。

エ 配慮書事業者は、配慮書対象事業に係る配慮書について条例第4条の6第1項に規定する意見を求めるに当たっては、条例第4条の4に規定する知事及び配慮書対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると想定される地域を管轄する市町村長への送付をした後、速やかに、関係行政機関の長の意見及び一般の意見を同時に求めるように努めるものとする。

(2) 一般の意見の聴取

ア 配慮書事業者は、配慮書の案又は配慮書について一般の意見を求めるときは、当該配慮書の案又は配慮書を作成した旨及び次に掲げる事項を公告し、当該公告の日の翌日から起算して30日以上の期間を定めて縦覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

(ア) 配慮書事業者の氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(イ) 配慮書対象事業の名称、種類及び規模

(ウ) 事業実施想定区域

(エ) 配慮書の案又は配慮書の縦覧及び公表の方法及び期間

(オ) 配慮書の案又は配慮書について環境の保全の見地からの意見を書面により提出することができる旨

(カ) (オ)の意見書の提出期限及び提出先その他意見書の提出に必要な事項

イ アの規定による公告は、次に掲げる方法のうちいずれか2以上により行うものとする。

(ア) 官報への掲載

(イ) 県の公報若しくは広報紙への掲載又は掲示板への掲示

(ウ) 関係市町村の協力が得られた場合にあっては、関係市町村の公報若しくは広報紙への掲載又は掲示板への掲示

(エ) 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙への掲載

(オ) その他適切な手段により一般に周知する方法

ウ アの規定により配慮書の案又は配慮書を縦覧に供する場所は、次に掲げる場所のうちから、できる限り縦覧する者の参集の便を考慮して定めるものとする。

(ア) 配慮書事業者の事務所

(イ) 県の庁舎その他の県の施設

(ウ) 関係市町村の協力が得られた場合にあっては、関係市町村の庁舎その他の関係市町村の施設

(エ) 事業実施想定区域内の自治会等の協力が得られた場合にあっては、当該自治会等の施設

(オ) (ア)から(エ)までに掲げるもののほか、配慮書事業者が利用できる適切な施設

エ アの規定による配慮書の案又は配慮書の公表は、ウの場所において行うとともに、次に掲げるインターネットの利用による公表の方法のうち適切な方法により行うものとする。

(ア) 配慮書事業者のウェブサイトへの掲載

(イ) 関係市町村の協力が得られた場合にあっては、関係市町村のウェブサイトへの掲載

(ウ) (ア)及び(イ)に掲げるもののほか、配慮書事業者が利用できる適切な方法

オ 配慮書の案又は配慮書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、アの配慮書事業者が定める期限内に、配慮書事業者に対し、次に掲げる事項を記載した意見書の提出により、これを述べることができる。

(ア) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(イ) 意見書の提出の対象である配慮書の案又は配慮書の名称

(ウ) 配慮書の案又は配慮書についての環境の保全の見地からの意見

カ オの意見は、日本語により、意見の理由を含めて記載するものとする。

(3) 関係行政機関の長の意見の聴取

ア 配慮書事業者は、配慮書の案又は配慮書について関係行政機関の長の意見を求めるときは、その旨を記載した書面に、当該配慮書の案又は配慮書並びに当該配慮書の案について(2)の規定により一般の意見を求めた場合には当該意見の概要及び当該意見についての配慮書事業者の見解を記載した書類を添えて、関係する行政機関の長に送付し、当該書面の送付の日の翌日から起算して60日以上

の期間を定めて行うものとする。

イ 関係する行政機関の長は、アの規定による書面の送付を受けたときは、アの配慮書事業者が定める期間内に、配慮書事業者に対し、配慮書の案又は配慮書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べるものとする。

ウ 配慮書についてイの書面の提出があったときは、配慮書事業者は、速やかに知事に当該書面を送付するものとする。

(4) 条例第4条の6第2項の規定により説明会（以下「配慮書説明会」という。）を開催するに当たっては、次に定めるところによるものとする。

ア 配慮書事業者は、(2)のアの縦覧期間内に、条例第4条の4に規定する地域内において、配慮書説明会を開催するものとする。この場合において、当該地域内に配慮書説明会を開催する適当な場所がないときは、当該地域以外の地域において開催することができる。

イ 配慮書事業者は、配慮書説明会を開催するときは、その開催を予定する日時及び場所を定め、配慮書説明会の開催を予定する日の1週間前までに公告するものとする。

ウ 配慮書説明会は、できる限り配慮書説明会に参加する者の参集の便を考慮して開催の日時及び場所を定めるものとし、配慮書対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると想定される地域に2以上の市町村の区域が含まれることその他の理由により配慮書事業者が必要と認める場合には、配慮書説明会を開催すべき地域を2以上の区域に区分して当該区域ごとに開催するものとする。

エ イの規定による公告は、次に掲げる方法のうちいずれか2以上により行うものとする。

(ア) 官報への掲載

(イ) 県の公報若しくは広報紙への掲載又は掲示板への掲示

(ウ) 関係市町村の協力が得られた場合にあっては、関係市町村の公報若しくは広報紙への掲載又は掲示板への掲示

(エ) 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙への掲載

(オ) その他適切な手段により一般に周知する方法

オ イの規定による公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

(ア) 配慮書事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(イ) 配慮書対象事業の名称、種類及び規模

(ウ) 事業実施想定区域

(エ) 配慮書対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると想定される地域の範囲

(オ) 配慮書説明会の開催を予定する日時及び場所

(カ) その他参考となる事項

10 配慮書対象事業が実施されるべき区域等の選定等

(1) 条例第4条の7の規定により1で定める事項の選定の経緯及び選定した事項（以下「選定経緯等」という。）を公表する場所は、配慮書対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると想定される地域内において、次に掲げる場所のうちから、できる限り一般の参集の便を考慮して定めるものとする。

ア 配慮書事業者の事務所

イ 県の庁舎その他の県の施設

ウ 関係市町村の協力が得られた場合にあっては、関係市町村の庁舎その他の関係市町村の施設

エ 事業実施想定区域内の自治会等の協力が得られた場合にあっては、当該自治会等の施設

オ アからエまでに掲げるもののほか、配慮書事業者が利用できる適切な施設

(2) 条例第4条の7の規定による選定経緯等の公表は、(1)の場所において行うとともに、次に掲げるインターネットの利用による公表の方法のうち適切な方法により行うものとする。

ア 配慮書事業者のウェブサイトへの掲載

イ 関係市町村の協力が得られた場合にあっては、関係市町村のウェブサイトへの掲載

ウ ア及びイに掲げるもののほか、配慮書事業者が利用できる適切な方法

(3) (1)及び(2)に規定する方法による公表は、選定経緯等の内容を周知するための相当な期間を定めて行うものとする。

(4) 1で定める事項の選定の経緯には、次に掲げる事項を含むものとする。

- ア 条例第4条の5の知事の意見
- イ 配慮書の案又は配慮書についての関係行政機関の長の意見がある場合には、その意見
- ウ 配慮書の案又は配慮書についての一般の意見がある場合には、その概要
- エ アからウまでについての配慮書事業者の見解
- オ 環境の保全の配慮に係る検討の経緯及びその内容

第2章の第1の表騒音の項中「建設作業等」を「建設作業、風力発電所等」に、「道路等」を「道路、風力発電所等」に改め、同表低周波音の項中「建設作業等」を「建設作業、風力発電所等」に、「道路等」を「道路、風力発電所等」に改める。

第3章中「(第4)」を「(第3及び第6)」に、「方法書及び事後調査に係る第3の6、第3の9、第3の11の(2)のオ、第3の13、第3の14及び第3の15」を「配慮書、方法書、補正後の評価書及び事後調査に係る第4の4の(5)、第4の6、第4の8の(5)、第4の9、第4の11の(2)のオ、第4の13、第4の14及び第4の15」に、「環境影響評価等」を「環境影響評価」に、「環境影響評価準備書」を「準備書」に、「環境影響評価評価書」を「評価書」に、「港湾環境影響評価評価書」を「港湾環境影響評価書」と、同章第4の1の「当たっては、計画段階配慮事項についての検討の経緯等について整理した上で」とあるのは「当たっては」に、「第3の11の(1)」を「第4の11の(1)」に、「第3の1」を「第4の1」に改める。

附 則

この告示は、平成26年2月1日から施行する。

沖縄県告示第666号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

平成25年12月27日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 指定予定保安林の所在場所 名護市字許田手水原110番
- 2 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採方法
 - ア 主伐に係る立木の伐採は、択伐とする。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を沖縄県農林水産部森林緑地課及び沖縄県北部農林水産振興センター森林整備保全課において縦覧に供する。)

沖縄県告示第667号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成24年沖縄県告示第323号で認可した名護都市計画道路事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成25年12月27日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 施行者の名称 名護市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 名護都市計画道路事業
 - (2) 名称 3・6・名6号大宮小校前線
- 3 事業施行期間 平成24年6月1日から平成27年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 平成24年沖縄県告示第323号の事業地のうち名護市宮里四丁目地内において事業地を変更する。

- (2) 使用の部分 なし
5 変更の内容 事業地の変更

公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第6項の規定により、平成25年11月27日県議会の認定を経た平成24年度沖縄県一般会計決算、特別会計決算及び公営企業会計決算の要領を別冊のとおり公表する。

平成25年12月27日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県が発注する物品等の調達契約のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものについて一般競争入札（以下「入札」という。）に付するので、次のとおり公告する。

平成25年12月27日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達する物品等の名称及び数量 沖縄ライフサイエンス研究センター培養液ろ過装置 1式
 - (2) 調達する物品等の特質等 入札説明書及び仕様書による。
 - (3) 納入の期限 平成26年3月28日（金曜日）
 - (4) 納入の場所 沖縄ライフサイエンス研究センター 沖縄県うるま市宇州崎5番8
- 2 入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者であること。
 - (1) 県が発注する物品の製造、買入れ、売払い等の競争入札に参加する者の資格に関する規程（昭和47年沖縄県告示第69号）に基づく競争入札参加資格者名簿に登録された者であること。
 - (2) 購入物品に関し、点検整備の体制及び部品等の供給体制が確立されており、かつ、故障時の障害を速やかに復旧させるための対応ができる者であること。
- 3 契約条項を示す期間及び場所
 - (1) 期間 平成25年12月27日（金曜日）から平成26年2月6日（木曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前10時から午後5時まで
 - (2) 場所 沖縄県企画部科学技術振興課 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号098-866-2560
- 4 入札執行の日時及び場所
 - (1) 日時 平成26年2月7日（金曜日）午前11時00分
 - (2) 場所 沖縄県庁舎7階第4会議室
- 5 入札保証金 見積る契約金額の100分の5以上の金額を4(1)の日時まで3(2)の場所に納付すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
 - (1) 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
 - (2) 過去2年の間に国（独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。）又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを国又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体が証明する書類を提出する場合
- 6 入札の無効 次の入札は、無効とする。
 - (1) 入札参加資格のない者のした入札
 - (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
 - (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
 - (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
 - (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
 - (6) 入札条件に違反した入札
 - (7) 連合その他不正の行為があった入札

- (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札
- 7 入札説明書及び仕様書の交付
- (1) 入札説明書及び仕様書を交付する期間 平成25年12月27日（金曜日）から平成26年1月14日（火曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前10時から午後5時まで
- (2) 入札説明書及び仕様書を交付する場所 沖縄県企画部科学技術振興課
- 8 落札者の決定の方法
- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- 9 契約事務を担当する部局等の名称及び所在地
- (1) 名称 沖縄県企画部科学技術振興課
- (2) 所在地 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 10 契約の手続において使用する言語及び通貨
- (1) 言語 日本語
- (2) 通貨 日本国通貨
- 11 その他必要な事項
- (1) 入札書の提出の方法 入札書は、郵送による場合を除き、4(1)の日時までに4(2)の場所へ持参すること。電報及び電送による入札は、認めない。
- (2) 郵送による入札を希望する場合の入札書の提出の期限及び方法
- ア 期限 平成26年2月6日（木曜日）午後5時
- イ 方法 簡易書留郵便により沖縄県企画部科学技術振興課に提出すること。
- (3) 最低制限価格 設定しない。
- (4) その他 詳細は、入札説明書及び仕様書による。
- 12 Summary
- (1) ITEMS TO BE PURCHASED AND QUANTITY : Okinawa Life-Science Reserch Center Culture fluid filtration device (1 system)
- (2) DEADLINE FOR DELIVERY : March 28th, 2014
- (3) OPENING OF BIDS : February 7th, 2014 (11:00 am)
- (4) POINT OF CONTACT : Science and Technology Promotion Division, DEPARTMENT OF PLANNING, Okinawa Prefectural Government, 1-2-2 Izumizaki, Naha City, Okinawa, Japan, 900-8570
Telephone : 098-866-2560

沖縄県が発注する物品等の調達契約のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものについて一般競争入札（以下「入札」という。）に付するので、次のとおり公告する。

平成25年12月27日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 入札に付する事項
- (1) 調達する物品等の名称及び数量 沖縄ライフサイエンス研究センター成分分析解析装置 1式
- (2) 調達する物品等の特質等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 納入の期限 平成26年3月28日（金曜日）
- (4) 納入の場所 沖縄ライフサイエンス研究センター 沖縄県うるま市宇州崎5番8
- 2 入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者であること。
- (1) 県が発注する物品の製造、買入れ、売払い等の競争入札に参加する者の資格に関する規程（昭和47年沖縄県告示第69号）に基づく競争入札参加資格者名簿に登録された者であること。
- (2) 購入物品に関し、点検整備の体制及び部品等の供給体制が確立されており、かつ、故障時の障害を速

やかに復旧させるための対応ができる者であること。

3 契約条項を示す期間及び場所

- (1) 期間 平成25年12月27日（金曜日）から平成26年2月6日（木曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前10時から午後5時まで
- (2) 場所 沖縄県企画部科学技術振興課 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号098-866-2560

4 入札執行の日時及び場所

- (1) 日時 平成26年2月7日（金曜日）午前11時30分
- (2) 場所 沖縄県庁舎7階第4会議室

5 入札保証金 見積る契約金額の100分の5以上の金額を4(1)の日時まで3(2)の場所に納付すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

- (1) 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
- (2) 過去2年の間に国（独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。）又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを国又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体が証明する書類を提出する場合

6 入札の無効 次の入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
- (6) 入札条件に違反した入札
- (7) 連合その他不正の行為があった入札
- (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札

7 入札説明書及び仕様書の交付

- (1) 入札説明書及び仕様書を交付する期間 平成25年12月27日（金曜日）から平成26年1月14日（火曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前10時から午後5時まで
- (2) 入札説明書及び仕様書を交付する場所 沖縄県企画部科学技術振興課

8 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

9 契約事務を担当する部局等の名称及び所在地

- (1) 名称 沖縄県企画部科学技術振興課
- (2) 所在地 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号

10 契約の手続において使用する言語及び通貨

- (1) 言語 日本語
- (2) 通貨 日本国通貨

11 その他必要な事項

- (1) 入札書の提出の方法 入札書は、郵送による場合を除き、4(1)の日時まで4(2)の場所へ持参すること。電報及び電送による入札は、認めない。
- (2) 郵送による入札を希望する場合の入札書の提出の期限及び方法
ア 期限 平成26年2月6日（木曜日）午後5時
イ 方法 簡易書留郵便により沖縄県企画部科学技術振興課に提出すること。
- (3) 最低制限価格 設定しない。

(4) その他 詳細は、入札説明書及び仕様書による。

12 Summary

- (1) ITEMS TO BE PURCHASED AND QUANTITY : Okinawa Life-Science Reserch Center Component analysis device (1 system)
- (2) DEADLINE FOR DELIVERY : March 28th, 2014
- (3) OPENING OF BIDS : February 7th, 2014 (11:30 am)
- (4) POINT OF CONTACT : Science and Technology Promotion Division, DEPARTMENT OF PLANNING, Okinawa Prefectural Government, 1-2-2 Izumizaki, Naha City, Okinawa, Japan, 900-8570
Telephone : 098-866-2560

家畜商法（昭和24年法律第208号）第4条の2第1項の規定により、平成25年度家畜商講習会を次のとおり開催する。

平成25年12月27日

沖縄県知事 仲井眞弘多

1 日時及び場所

- (1) 日時 平成26年2月25日（火曜日）午前8時50分から午後5時まで及び同月26日（水曜日）午前8時50分から午後5時30分まで
- (2) 場所 那覇地域職業訓練センター 那覇市西3丁目14番1号 電話番号098-868-0439

2 講習科目及び時間

- (1) 家畜の取引に関する法令 4時間
- (2) 家畜の品種及び特徴 4時間
- (3) 家畜の悪癖、機能障害及び疾病 6時間

3 講習の対象者 家畜の取引の業務に従事するため家畜商の免許を受けようとする者

4 受講手続 受講希望者は、受講申込書に沖縄県証紙3,300円及び申込者の写真（申請前6月以内に撮影した無帽かつ正面上半身のもの）を添えて、平成26年2月14日（金曜日）までに最寄りの家畜保健衛生所に提出すること。

5 その他 詳細については、沖縄県農林水産部畜産課（電話番号098-866-2269）に問い合わせること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり新設の届出があった。

なお、関係書類は、平成25年12月27日から平成26年4月27日までの間、沖縄県商工労働部国際物流推進課及び本部町商工観光課において縦覧に供する。

平成25年12月27日

沖縄県知事 仲井眞弘多

1 届出年月日 平成25年11月27日

2 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地 ザ・ビッグエクスプレスもとぶ店 本部町字大浜851番地1ほか1筆
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 株式会社リウエン 浦添市勢理客四丁目17番11号 代表取締役 儀武恭
- (3) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名 イオン琉球株式会社 南風原町字兼城514番地の1 代表取締役 末吉康敏
- (4) 大規模小売店舗の新設をする日 平成26年7月27日
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 2,197平方メートル
- (6) 駐車場の位置及び収容台数 位置 次の図のとおり、収容台数 134台
（「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部国際物流推進課及び本部町商工観光課において縦覧に供する。）
- (7) 駐輪場の位置及び収容台数 位置 次の図のとおり、収容台数 10台

(「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部国際物流推進課及び本部町商工観光課において縦覧に供する。)

(8) 荷さばき施設の位置及び面積 位置 次の図のとおり、面積 69平方メートル

(「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部国際物流推進課及び本部町商工観光課において縦覧に供する。)

(9) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 位置 次の図のとおり、容量 33.75立方メートル

(「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部国際物流推進課及び本部町商工観光課において縦覧に供する。)

(10) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 開店時刻午前8時、閉店時刻翌日の午前0時

(11) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前8時から翌日の午前0時まで

(12) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 出入口の数 入口2か所、出口2か所、出入口の位置 次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部国際物流推進課及び本部町商工観光課において縦覧に供する。)

(13) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前6時から翌日の午前0時まで

3 意見書の提出方法及び提出期限

(1) 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から配慮すべき事項について意見を有する者は、知事に意見書を提出することができる。

(2) 意見書は、縦覧期間満了の日までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載して沖縄県商工労働部国際物流推進課に提出すること。

病 院 事 業 局 事 項

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

平成25年12月27日

沖縄県立北部病院長 上 原 哲 夫

1 随意契約に係る物品等の名称及び数量 MR I装置 1式

2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県立北部病院総務課 沖縄県名護市大中二丁目12番3号

3 契約の相手方を決定した日 平成25年11月19日

4 契約の相手方の名称及び所在地 株式会社琉球光和 沖縄県那覇市西1丁目2番16号

5 契約金額 148,396,500円

6 契約の相手方を決定した手続 随意契約

7 随意契約の理由 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第8号

正 誤

平成25年10月29日付け公報号外第38号掲載の「沖縄県事務決裁規程の一部を改正する訓令(沖縄県訓令第76号)」中次のとおり誤り。

ページ	34
行	上から1
誤	沖縄県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。 平成25年10月29日 沖縄県知事 仲井眞弘多

	沖縄県事務決裁規程の一部を改正する訓令
正	沖縄県事務決裁規程の一部を改正する訓令

<p>発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p>	<p>印刷所 株式会社 尚生堂 〒901-2114 浦添市安波茶一丁目6番3号</p>
---	---



県 章

沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

平成24年度沖縄県一般会計決算、特別会計決算 及び公営企業会計決算の要領

平成24年度沖縄県一般会計決算、特別会計決算及び公営企業会計決算の要領

目 次

1	平成24年度沖縄県一般会計歳入歳出決算書	1
2	平成24年度沖縄県特別会計歳入歳出決算書	7
3	平成24年度沖縄県一般会計及び特別会計決算 監査委員審査意見	26
4	平成24年度沖縄県病院事業会計決算書	30
5	平成24年度沖縄県病院事業会計決算 監査委員審査意見	36
6	平成24年度沖縄県水道事業会計決算書	41
7	平成24年度沖縄県工業用水道事業会計決算書	50
8	平成24年度沖縄県水道事業会計及び工業用水道事業会計決算 監査委員審査意見	59

平成24年度沖繩県一般会計歳入歳出決算書									
歳入		収入済額中の()書は過剰納金を示す。 予算現額と収入済額との比較							
款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収入未済額		
		[円]	[円]	[円]	[円]	[円]	[円]	[円]	[円]
1 県税	1 県民税	90,266,431,000	97,641,297,698	(180,167,862)	490,418,248	2,834,393,760	4,230,222,552		
				(94,496,653,552)					
					(31,127,379)				
					(36,149,311,916)				
					(97,650,895)				
					14,678,885,877				
					13,942,055,026				
					(2,792,000)				
					3,897,757,203				
					3,230,238,004				
					760,537,320				
					1,131,743,000				
					(48,000,000)				
					6,749,860,846				
2 地方消費税清算金	8 軽油引取税	6,823,000,000	6,722,495,060	(6,749,860,846)	19,960,865	673,349	△73,139,154		
				(597,588)					
					12,887,907,656				
					13,338,964,048				
					13,488,000				
					12,507,700				
					3,909,500				
					986,115,500				
					65,186,506				
					34,497,469				
					21,446,778,151				
					21,446,778,151				
					21,446,778,151				
					16,813,699,885				
3 地方譲与税	1 地方消費税清算金	21,448,008,000	21,446,778,151	21,446,778,151	0	0	△1,229,849		
				21,446,778,151					
				16,353,000,000					
				15,619,000,000					
				16,028,704,000					
4 地方特例交付金	1 地方法人特別譲与税	0	2,885	2,885	0	0	409,704,000		
				2,885					
				621,451,000					
				34,602,000					
				128,940,000					
5 地方交付税	1 地方特例交付金	212,003,000	212,003,000	212,003,000	0	0	0		
				212,003,000					
				215,984,637,000					
				215,984,637,000					
				379,000,000					
6 交通安全対策特別交付金	1 交通安全対策特別交付金	379,000,000	423,442,000	423,442,000	0	0	44,442,000		
				423,442,000					

款	項	予算現額 円	調定額 円	収入済額 円	不納欠損額 円	収入未済額 円	予算現額と収入 済額との比較 円	
7	分担金及び負担金	1,286,352,000	1,358,862,376	1,278,839,381	16,334,240	63,688,755	△7,512,619	
		97,325,000	103,231,192	103,231,192	0	0	0	5,906,192
8	使用料及び手数料	1,189,027,000	1,255,631,184	1,175,608,189	16,334,240	63,688,755	△13,418,811	
		9,285,192,000	10,157,278,597	9,384,405,697	70,400	772,802,500	99,213,697	
	1	6,723,119,000	7,612,513,054	6,839,640,154	70,400	772,802,500	116,521,154	
		251,844,000	245,309,894	245,309,894	0	0	0	△6,534,106
9	国庫支出金	2,310,229,000	2,299,455,649	2,299,455,649	0	0	△10,773,351	
		287,522,405,938	189,614,691,344	189,614,691,344	0	0	0	△97,907,714,594
	1	41,502,637,002	39,485,764,593	39,485,764,593	0	0	△2,016,872,409	
		243,987,806,936	148,395,614,802	148,395,614,802	0	0	0	△95,592,192,134
	3	2,031,962,000	1,733,311,949	1,733,311,949	0	0	△298,650,051	
		3,894,676,000	4,072,419,002	3,992,437,136	0	79,981,866	97,761,136	
10	財産収入	1,583,458,000	1,652,212,765	1,577,353,445	0	74,859,320	△6,104,555	
		2,311,218,000	2,420,206,237	2,415,083,691	0	5,122,546	103,865,691	
	1	58,377,000	60,362,305	60,362,305	0	0	1,985,305	
		58,377,000	60,362,305	60,362,305	0	0	0	1,985,305
11	寄附金	32,425,495,000	28,342,221,877	28,342,221,877	0	0	△4,083,273,123	
		277,527,000	277,496,340	277,496,340	0	0	△30,660	
	1	32,147,968,000	28,064,725,537	28,064,725,537	0	0	△4,083,242,463	
		14,242,863,725	14,242,863,900	14,242,863,900	0	0	0	175
13	繰越金	14,242,863,725	14,242,863,900	14,242,863,900	0	0	175	
		14,242,863,725	14,242,863,900	14,242,863,900	0	0	0	175
14	諸収入	20,790,257,487	23,765,698,633	22,603,186,361	128,282,433	1,034,289,004	1,812,928,874	
		515,945,000	598,923,922	450,403,494	59,930,600	88,648,993	△65,541,506	
	1	20,912,000	47,936,408	47,936,408	0	0	27,024,408	
		10,000,000	10,000,000	10,000,000	0	0	0	0
	4	11,521,257,000	11,708,783,981	11,673,874,653	0	34,909,328	152,617,653	
		706,684,387	532,009,868	532,009,868	0	0	0	△174,674,519
	6	5,233,777,000	5,287,248,151	5,287,248,151	0	0	53,471,151	
		365,000	651,761	651,761	0	0	286,761	
	8	2,781,317,100	5,580,144,542	4,601,062,026	68,351,833	910,730,683	1,819,744,926	

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入 済額との比較	
							円	円
15	県債	72,482,900,000	62,612,500,000	62,612,500,000	0	0	円	△9,870,400,000
16	1 県債	72,482,900,000	62,612,500,000	62,612,500,000	0	0		△9,870,400,000
	1 市町村たばこ税県 交付金	79,536,000	79,536,000	79,536,000	0	0		0
歳入	合計	784,664,068,150	686,828,291,768	(180,227,027) 681,588,257,589	635,105,321	4,785,155,885		△103,075,810,561

歳出						
款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と支出済額との比較
		円	円	円	円	円
1	議会費	1,377,040,000	1,336,258,170	0	40,781,830	40,781,830
	1 議会費	1,377,040,000	1,336,258,170	0	40,781,830	40,781,830
2	総務費	81,529,767,650	62,552,097,889	15,550,315,000	3,427,354,761	18,977,669,761
	1 総務管理費	23,477,940,800	22,666,868,293	170,552,000	640,520,507	811,072,507
	2 企画費	17,133,301,850	15,893,863,021	45,457,000	1,193,981,829	1,239,438,829
	3 徴税費	4,544,407,000	4,359,003,772	0	185,403,228	185,403,228
	4 市町村振興費	31,827,976,000	15,516,029,904	15,325,192,000	986,754,096	16,311,946,096
	5 選挙費	1,225,672,000	983,596,386	0	242,075,614	242,075,614
	6 防災費	2,396,386,000	2,272,915,839	9,114,000	114,356,161	123,470,161
	7 統計調査費	562,870,000	508,537,020	0	54,332,980	54,332,980
	8 人事委員会費	168,304,000	162,881,014	0	5,422,986	5,422,986
	9 監査委員費	192,910,000	188,402,640	0	4,507,360	4,507,360
3	民生費	118,447,151,000	110,503,318,538	5,865,152,000	2,078,680,462	7,943,832,462
	1 社会福祉費	72,547,091,000	70,295,965,571	1,582,280,000	668,845,429	2,251,125,429
	2 児童福祉費	36,452,538,000	31,121,122,023	4,282,872,000	1,048,543,977	5,331,415,977
	3 生活保護費	9,217,726,000	8,888,483,719	0	329,242,281	329,242,281
	4 災害救助費	229,796,000	197,747,225	0	32,048,775	32,048,775
4	衛生費	25,138,476,065	24,028,358,088	83,195,000	1,026,922,977	1,110,117,977
	1 公衆衛生費	8,243,446,000	7,745,682,471	0	497,763,529	497,763,529
	2 環境衛生費	1,839,975,000	1,690,258,343	31,195,000	118,521,657	149,716,657
	3 環境保全費	1,585,892,065	1,473,872,680	26,000,000	86,019,385	112,019,385
	4 保健所費	2,592,111,000	2,537,222,831	0	54,888,169	54,888,169
	5 医薬費	4,967,289,000	4,671,558,763	26,000,000	269,730,237	295,730,237
	6 保健衛生費	5,909,763,000	5,909,763,000	0	0	0
5	労働費	9,555,388,000	8,725,607,890	0	829,780,110	829,780,110
	1 労政費	8,477,565,000	7,813,837,191	0	663,727,809	663,727,809
	2 職業訓練費	942,603,000	782,254,808	0	160,348,192	160,348,192
	3 労働委員会費	135,220,000	129,515,891	0	5,704,109	5,704,109
6	農林水産業費	82,003,446,322	53,930,501,255	25,764,900,857	2,308,044,210	28,072,945,067

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不	用	額	予算現額と支出済額との比較
		円	円	円		円	円	円
7 商工費	1 農薬費	23,422,104,000	15,279,037,076	6,743,996,200		1,399,070,724	8,143,066,924	
	2 畜産薬費	3,191,826,979	2,354,096,929	720,806,166		116,923,884	837,730,050	
	3 農地費	36,993,765,690	26,540,940,814	10,066,007,766		386,817,110	10,452,824,876	
	4 林業費	3,711,321,700	1,909,350,111	1,697,676,035		104,295,554	1,801,971,589	
	5 水産薬費	14,684,427,953	7,847,076,325	6,536,414,690		300,936,938	6,837,351,628	
8 土木費	1 商業費	44,347,127,658	35,612,490,747	6,476,153,305		2,258,483,606	8,734,636,911	
	2 工鉱業費	4,332,076,708	3,503,873,194	725,522,250		102,681,264	828,203,514	
	3 観光費	30,456,774,950	23,679,625,752	5,613,542,355		1,163,606,843	6,777,149,198	
9 警察費	1 土木管理費	9,558,276,000	8,428,991,801	137,088,700		992,195,499	1,129,284,199	
	2 道路橋りょう費	117,377,566,220	78,502,503,438	36,997,364,417		1,877,698,365	38,875,062,782	
	3 河川海岸費	2,170,976,000	1,955,400,778	0		215,575,222	215,575,222	
	4 港湾費	44,407,613,661	30,044,112,301	14,209,151,587		154,349,773	14,363,501,360	
	5 都市計画費	11,839,094,168	7,417,989,652	4,105,843,060		315,261,456	4,421,104,516	
	6 住宅費	12,385,303,530	7,139,287,553	4,914,377,371		331,638,606	5,246,015,977	
	7 空港費	31,014,269,629	19,790,418,359	10,801,742,539		422,108,731	11,223,851,270	
10 教育費	1 警察管理費	8,205,452,602	5,540,475,039	2,440,439,003		224,538,560	2,664,977,563	
	2 警察活動費	7,354,856,630	6,614,819,756	525,810,857		214,226,017	740,036,874	
11 災害復旧費	1 警察管理費	32,475,340,420	31,690,476,843	328,291,500		456,572,077	784,863,577	
	2 警察活動費	29,567,868,420	29,094,099,880	136,148,500		337,620,040	473,768,540	
	1 教育総務費	2,907,472,000	2,596,376,963	192,143,000		118,952,037	311,095,037	
	2 小学校費	160,967,494,331	150,920,813,735	7,448,213,968		2,598,466,628	10,046,680,596	
	3 中学校費	11,568,317,000	8,445,267,613	2,842,576,750		280,472,637	3,123,049,387	
	4 高等学校費	49,183,882,000	48,914,988,974	0		268,893,026	268,893,026	
	5 特別支援学校費	29,852,219,000	29,652,501,811	1,047,000		198,670,189	199,717,189	
	6 社会教育費	48,429,298,134	44,312,902,504	2,770,472,640		1,345,922,990	4,116,395,630	
11 災害復旧費	7 保健体育費	16,903,593,055	14,893,627,584	1,744,457,578		265,507,893	2,009,965,471	
	8 大学費	1,542,646,000	1,496,635,484	0		46,010,516	46,010,516	
		1,077,598,142	1,008,116,737	0		69,481,405	69,481,405	
		2,409,941,000	2,196,773,028	89,660,000		123,507,972	213,167,972	
		2,993,500,484	899,808,782	686,119,352		1,407,572,350	2,093,691,702	

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不	用	額	予算現額と支出済額との比較
		円	円	円		円	円	円
12 公債費	1 農林水産施設災害復旧費	1,867,124,252	530,168,849	497,492,950		839,462,453	1,336,955,403	
	2 土木施設災害復旧費	1,060,002,232	369,385,113	188,626,402		501,990,717	690,617,119	
	3 教育施設災害復旧費	66,374,000	254,820	0		66,119,180	66,119,180	
13 諸支出金	1 公債費	74,225,409,000	74,126,617,283	0		98,791,717	98,791,717	
		74,225,409,000	74,126,617,283	0		98,791,717	98,791,717	
		34,191,171,000	34,092,683,120	0		98,487,880	98,487,880	
14 予備費	1 特別会計等繰出金	18,429,000	18,288,040	0		140,960	140,960	
	2 ゴルフ場利用税交付金	532,414,000	528,867,081	0		3,546,919	3,546,919	
	3 自動車取得税交付金	714,554,000	714,507,000	0		47,000	47,000	
	4 公営企業費	1,468,152,000	1,468,150,675	0		1,325	1,325	
	5 財政調整基金積立金	2,921,058,000	2,921,057,834	0		166	166	
	6 県有施設整備基金積立金	2,921,096,000	2,921,096,000	0		0	0	
	7 利子割交付金	697,936,000	647,215,000	0		50,721,000	50,721,000	
	8 退職手当基金積立金	19,337,000	19,336,362	0		638	638	
	9 利子割精算金	2,007,000	459,350	0		1,547,650	1,547,650	
	10 減債基金積立金	99,339,000	99,338,094	0		906	906	
	11 地政振興基金積立金	4,542,000	4,541,533	0		467	467	
	12 地方消費税交付金	10,782,848,000	10,782,848,000	0		0	0	
	13 地方消費税清算金	13,837,950,000	13,837,937,151	0		12,849	12,849	
	14 配当割交付金	144,646,000	102,178,000	0		42,468,000	42,468,000	
	15 株式等譲渡所得割交付金	26,863,000	26,863,000	0		0	0	
1 予備費		35,190,000	0	0		35,190,000	35,190,000	
		35,190,000	0	0		35,190,000	35,190,000	
歳	出	784,664,068,150	666,921,535,778	99,199,705,399		18,542,826,973	117,742,532,372	
歳入歳出差引残額		14,666,721,811 円						
うち基金繰入額		0 円						

平成 24 年度 沖繩県 農業改良資金 特別会計 歳入 歳出 決算書

歳入		予算現額と収入 済額との比較					
款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入 済額との比較
		円	円	円	円	円	円
1 繰入金		625,000	401,308	401,308	0	0	△223,692
	1 一般会計繰入金	625,000	401,308	401,308	0	0	△223,692
		60,626,000	216,664,789	216,664,789	0	0	156,038,789
2 繰越金		60,626,000	216,664,789	216,664,789	0	0	156,038,789
	1 繰越金	60,626,000	216,664,789	216,664,789	0	0	156,038,789
		35,796,000	719,099,044	154,527,909	0	564,571,135	118,731,909
3 諸収入		35,525,000	635,723,397	154,383,125	0	481,340,272	118,858,125
	1 貸付金元利収入	35,525,000	635,723,397	154,383,125	0	481,340,272	118,858,125
	2 雑入	271,000	83,375,647	144,784	0	83,230,863	△126,216
歳入	合計	97,047,000	936,165,141	371,594,006	0	564,571,135	274,547,006
歳出		予算現額と支出済額との比較					
款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と支出済額との比較	
		円	円	円	円	円	円
1 農林水産業費		91,488,000	81,224,929	0	10,263,071	10,263,071	10,263,071
	1 農業費	91,488,000	81,224,929	0	10,263,071	10,263,071	10,263,071
2 公債費		3,706,000	3,706,000	0	0	0	0
	1 公債費	3,706,000	3,706,000	0	0	0	0
3 繰出金		1,853,000	1,853,000	0	0	0	0
	1 繰出金	1,853,000	1,853,000	0	0	0	0
歳出	合計	97,047,000	86,783,929	0	10,263,071	10,263,071	10,263,071

歳入 歳出差引残額

284,810,077 円

うち 基金繰入額

0 円

平成24年度沖繩県小規模企業者等設備導入資金特別会計歳入歳出決算書

歳入		項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入 済額との比較	
			円	円	円	円	円	円	
1	繰越金		489,458,000	1,493,462,096	1,493,462,096	0	0	1,004,004,096	
		1	繰越金	489,458,000	1,493,462,096	1,493,462,096	0	0	1,004,004,096
2	諸収入		447,405,000	8,158,172,529	423,315,247	33,321,816	7,701,535,466	△24,089,753	
		1	貸付金元利収入	447,405,000	8,099,384,885	422,428,700	32,957,000	7,643,959,185	△24,976,300
		2	雑入	0	58,787,644	886,547	324,816	57,576,281	886,547
歳入		合計	936,863,000	9,651,634,625	1,916,777,343	33,321,816	7,701,535,466	979,914,343	
歳出		項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と支出済額との比較		
			円	円	円	円	円		
1	商工費		499,389,000	488,915,192	0	10,473,808	10,473,808		
		1	商売費	499,389,000	488,915,192	0	10,473,808	10,473,808	
2	公債費		437,474,000	249,871,223	0	187,602,777	187,602,777		
		1	公債費	437,474,000	249,871,223	0	187,602,777	187,602,777	
歳出		合計	936,863,000	738,786,415	0	198,076,585	198,076,585		

歳入歳出差引残額 1,177,990,928 円

うち基金繰入額 0 円

平成 24 年度 沖縄県 中小企業振興資金特別会計 歳入歳出決算書

歳入		予算現額と収入未済額との比較						
歳入	款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
	1	繰越金	円 58,365,000	円 370,275,910	円 370,275,910	円 0	円 0	円 311,910,910
	2	諸収入						
		1	441,838,000	460,888,000	460,888,000	0	0	19,050,000
		1	441,838,000	460,888,000	460,888,000	0	0	19,050,000
歳入		合計	500,203,000	831,163,910	831,163,910	0	0	330,960,910
歳出								
歳出	款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と支出済額との比較	
	1	中小企業振興費	円 500,203,000	円 346,859,350	円 0	円 153,343,650	円 153,343,650	円 153,343,650
		1	500,203,000	346,859,350	0	153,343,650	153,343,650	153,343,650
歳出		合計	500,203,000	346,859,350	0	153,343,650	153,343,650	153,343,650

歳入歳出差引残額 484,304,560 円

うち基金繰入額 0 円

平成24年度沖繩県下地島空港特別会計歳入歳出決算書

歳入 款	項	予算現額 円	調定額 円	収入済額 円	不納欠損額 円	収入未済額 円	予算現額と収入 済額との比較 円	
1	使用料及び手数料	459,579,000	298,209,488	298,209,488	0	0	△161,369,512	
2	国庫支出金	459,579,000	298,209,488	298,209,488	0	0	△161,369,512	
		16,800,000	13,018,320	13,018,320	0	0	△3,781,680	
3	財産収入	16,800,000	13,018,320	13,018,320	0	0	△3,781,680	
		4,897,000	186,681,374	186,681,374	0	0	181,784,374	
	1 財産運用収入	4,895,000	4,181,374	4,181,374	0	0	△713,626	
	2 財産売却収入	2,000	182,500,000	182,500,000	0	0	182,498,000	
4	繰越金	90,662,000	100,809,447	100,809,447	0	0	10,147,447	
		90,662,000	100,809,447	100,809,447	0	0	10,147,447	
5	諸収入	794,000	769,689	769,689	0	0	△24,311	
		794,000	769,689	769,689	0	0	△24,311	
歳入	合計	572,732,000	599,488,318	599,488,318	0	0	26,756,318	

歳出 款	項	予算現額 円	支出済額 円	翌年度繰越額 円	不 用 額 円	予算現額と支出済額との比較 円	
1	土木費	551,732,000	394,773,289	0	156,958,711	156,958,711	
		551,732,000	394,773,289	0	156,958,711	156,958,711	
2	災害復旧費	21,000,000	17,073,000	0	3,927,000	3,927,000	
		21,000,000	17,073,000	0	3,927,000	3,927,000	
歳出	合計	572,732,000	411,846,289	0	160,885,711	160,885,711	

歳入歳出差引残額 187,642,029 円

うち基金繰入額 0 円

平成 24 年度 沖繩県母子寡婦福祉資金特別会計歳入歳出決算書

歳入	歳入	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入 済額との比較	
			円	円	円	円	円	円	
1	繰入金		2,806,000	4,868,866	4,868,866	0	0	2,062,866	
		1	一般会計繰入金	2,806,000	4,868,866	4,868,866	0	0	2,062,866
2	繰越金		28,504,000	178,258,311	178,258,311	0	0	149,754,311	
		1	繰越金	28,504,000	178,258,311	178,258,311	0	0	149,754,311
3	諸収入		170,623,000	453,123,480	163,860,405	8,844,108	280,418,967	△6,762,595	
		1	貸付金元利収入	169,781,000	449,423,304	162,837,280	8,767,992	277,818,032	△6,943,720
		2	雑入	842,000	3,700,176	1,023,125	76,116	2,600,935	181,125
歳入	合計		201,933,000	636,250,657	346,987,582	8,844,108	280,418,967	145,054,582	

歳出	歳出	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と支出済額との比較
			円	円	円	円	円
1	民生費		201,933,000	152,019,154	0	49,913,846	49,913,846
		1	母子寡婦福祉費	201,933,000	152,019,154	0	49,913,846
歳出	合計		201,933,000	152,019,154	0	49,913,846	49,913,846

歳入歳出差引残額 194,968,428 円

うち基金繰入額 0 円

平成24年度沖繩県下水道事業特別会計歳入歳出決算書

歳入		項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入 済額との比較
			円	円	円	円	円	円
1	分担金及び負担金		5,703,956,000	5,702,595,679	5,702,595,679	0	0	△1,360,321
		1	負担金	5,703,956,000	5,702,595,679	0	0	△1,360,321
2	国庫支出金		8,096,499,183	5,520,138,939	5,520,138,939	0	0	△2,576,360,244
		1	国庫補助金	8,096,499,183	5,520,138,939	0	0	△2,576,360,244
3	財産収入		309,000	318,636	318,636	0	0	9,636
		1	財産運用収入	309,000	318,636	0	0	9,636
4	繰入金		445,567,000	414,851,000	414,851,000	0	0	△30,716,000
		1	一般会計繰入金	445,567,000	414,851,000	0	0	△30,716,000
5	繰越金		679,038,986	957,415,174	957,415,174	0	0	278,376,188
		1	繰越金	679,038,986	957,415,174	0	0	278,376,188
6	諸収入		17,205,000	92,771,122	57,244,612	8,789,550	26,736,960	40,039,612
		1	繰入	17,205,000	92,771,122	57,244,612	8,789,550	26,736,960
7	県債		1,525,000,000	1,065,900,000	1,065,900,000	0	0	△459,100,000
		1	県債	1,525,000,000	1,065,900,000	0	0	△459,100,000
8	使用料及び手数料		659,000	660,522	660,522	0	0	1,522
		1	使用料	659,000	660,522	0	0	1,522
歳入		合計	16,468,234,169	13,754,651,072	13,719,124,562	8,789,550	26,736,960	△2,749,109,607
歳出		項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と支出済額との比較	
			円	円	円	円	円	円
1	土木費		15,154,937,169	11,442,366,052	3,478,402,564	234,168,553	3,712,571,117	
		1	都市計画費	15,154,937,169	11,442,366,052	3,478,402,564	234,168,553	3,712,571,117
2	公債費		1,313,297,000	1,290,037,946	0	23,259,054	23,259,054	
		1	公債費	1,313,297,000	1,290,037,946	0	23,259,054	23,259,054
歳出		合計	16,468,234,169	12,732,403,998	3,478,402,564	257,427,607	3,735,830,171	
歳入歳出差引残額			986,720,564					
うち基金繰入額			0					

平成 24 年度 沖縄県 所有者不明土地管理特別会計 歳入歳出決算書

歳入 款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入 済額との比較
		円	円	円	円	円	円
1	財産収入	19,454,000	28,252,324	18,972,881	0	9,279,443	△481,119
2	繰越金	19,454,000	28,252,324	18,972,881	0	9,279,443	△481,119
		127,094,000	138,504,700	138,504,700	0	0	11,410,700
3	諸収入	127,094,000	138,504,700	138,504,700	0	0	11,410,700
		2,000	3,098,889	448,677	0	2,650,212	446,677
4	国庫支出金	2,000	3,098,889	448,677	0	2,650,212	446,677
		80,711,000	64,671,940	64,671,940	0	0	△16,039,060
歳入 合 計	合 計	80,711,000	64,671,940	64,671,940	0	0	△16,039,060
		227,261,000	234,527,853	222,598,198	0	11,929,655	△4,662,802

歳出 款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と支出済額との比較
		円	円	円	円	円
1	土地管理業務費	106,843,000	81,368,428	0	25,474,572	25,474,572
2	予備費	106,843,000	81,368,428	0	25,474,572	25,474,572
		120,418,000	0	0	120,418,000	120,418,000
歳 出 合 計	合 計	120,418,000	0	0	120,418,000	120,418,000
		227,261,000	81,368,428	0	145,892,572	145,892,572

歳入歳出差引残額 141,229,770 円

うち基金繰入額 0 円

平成24年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計歳入歳出決算書

歳入	款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入 済額との比較	
1	繰越金		2,328,000	802,279,013	802,279,013	0	0	799,951,013	
		1	繰越金	802,279,013	802,279,013	0	0	799,951,013	
		2	諸収入	26,596,000	96,318,263	34,183,092	0	62,135,171	7,587,092
2	県預金利子		82,000	111,780	111,780	0	0	29,780	
		2	貸付金元利収入	26,000,000	92,710,269	32,591,000	0	60,119,269	6,591,000
		3	雑入	514,000	3,496,214	1,480,312	0	2,015,902	966,312
歳入	合計	28,924,000	898,597,276	836,462,105	0	62,135,171	807,538,105		

歳出	款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と支出済額との比較
1	農林水産業費		28,924,000	27,570,922	0	1,353,078	1,353,078
		1	水産業費	27,570,922	27,570,922	0	1,353,078
歳出	合計		28,924,000	27,570,922	0	1,353,078	1,353,078

歳入歳出差引残額 808,891,183 円

うち基金繰入額 0 円

平成24年度沖繩県中央卸売市場事業特別会計歳入歳出決算書

歳入	款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入 済額との比較
			円	円	円	円	円	円
1	使用料及び手数料		211,885,000	209,570,554	204,113,452	0	5,457,102	△7,771,548
	1	使用料	211,885,000	209,570,554	204,113,452	0	5,457,102	△7,771,548
2	繰入金		97,634,000	81,069,645	81,069,645	0	0	△16,564,355
	1	一般会計繰入金	97,634,000	81,069,645	81,069,645	0	0	△16,564,355
3	繰越金		1,000	20,724,324	20,724,324	0	0	20,723,324
	1	繰越金	1,000	20,724,324	20,724,324	0	0	20,723,324
4	諸収入		70,446,000	72,680,183	68,039,926	0	4,640,257	△2,406,074
	1	雑入	70,446,000	72,680,183	68,039,926	0	4,640,257	△2,406,074
歳入	合計		379,966,000	384,044,706	373,947,347	0	10,097,359	△6,018,653

歳出	款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と支出済額との比較
			円	円	円	円	円
1	中央卸売市場事業費		265,423,000	245,760,640	0	19,662,360	19,662,360
	1	中央卸売市場事業費	265,423,000	245,760,640	0	19,662,360	19,662,360
2	公債費		114,543,000	114,541,688	0	1,312	1,312
	1	公債費	114,543,000	114,541,688	0	1,312	1,312
歳出	合計		379,966,000	360,302,328	0	19,663,672	19,663,672

歳入歳出差引残額 13,645,019 円

うち基金繰入額 0 円

平成24年度沖繩県林業改善資金特別会計歳入歳出決算書

歳入	歳入	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入 済額との比較
			円	円	円	円	円	円
1	繰入金		639,000	252,585	252,585	0	0	△386,415
		1 一般会計繰入金	639,000	252,585	252,585	0	0	△386,415
2	繰越金		7,211,000	36,115,384	36,115,384	0	0	28,904,384
		1 繰越金	7,211,000	36,115,384	36,115,384	0	0	28,904,384
3	諸収入		7,970,000	57,396,528	10,072,000	0	47,324,528	2,102,000
		1 貸付金元利収入	7,970,000	57,158,000	10,072,000	0	47,086,000	2,102,000
		2 雑入	0	238,528	0	0	238,528	0
歳入 合計			15,820,000	93,764,497	46,439,969	0	47,324,528	30,619,969

歳出	歳出	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と支出済額との比較
			円	円	円	円	円
1	農林水産業費		15,820,000	8,960,585	0	6,859,415	6,859,415
		1 林業費	15,820,000	8,960,585	0	6,859,415	6,859,415
歳出 合計			15,820,000	8,960,585	0	6,859,415	6,859,415

歳入歳出差引残額 37,479,384 円

うち基金繰入額 0 円

平成24年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計歳入歳出決算書

歳入		項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入 済額との比較
			円	円	円	円	円	円
1	財産収入		2,400,927,000	2,401,004,587	2,401,004,587	0	0	77,587
		1 財産売払収入	2,367,942,000	2,367,809,400	2,367,809,400	0	0	△132,600
2	繰入金		32,985,000	33,195,187	33,195,187	0	0	210,187
		2 財産運用収入	370,300,000	370,300,000	370,300,000	0	0	0
3	繰越金	1 一般会計繰入金	370,300,000	370,300,000	370,300,000	0	0	0
			1,000	252,286	252,286	0	0	251,286
4	諸収入	1 繰越金	1,000	252,286	252,286	0	0	251,286
			3,000	20,124	20,124	0	0	17,124
5	県債	1 県預金利子	1,000	0	0	0	0	△1,000
		2 雑入	2,000	20,124	20,124	0	0	18,124
歳入 合計			2,771,231,000	2,771,576,997	2,771,576,997	0	0	345,997
歳出		項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と支出済額との比較	
			円	円	円	円	円	
1	商工費		42,412,000	36,423,052	0	5,988,948	5,988,948	
		1 工紙業費	42,412,000	36,423,052	0	5,988,948	5,988,948	
2	公債費		2,728,819,000	2,728,817,955	0	1,045	1,045	
		1 公債費	2,728,819,000	2,728,817,955	0	1,045	1,045	
歳出 合計			2,771,231,000	2,765,241,007	0	5,989,993	5,989,993	
歳入歳出差引残額			6,335,990 円					
うち基金繰入額			0 円					

平成24年度沖繩県宜野湾港整備事業特別会計歳入歳出決算書

歳入 款	項	予算現額 円	調定額 円	収入済額 円	不納欠損額 円	収入未済額 円	予算現額と収入 済額との比較 円	
1	使用料及び手数料	116,745,000	123,844,070	122,090,077	0	1,753,993		5,345,077
2	繰入金	116,745,000	123,844,070	122,090,077	0	1,753,993		5,345,077
		109,000,000	105,729,278	105,729,278	0	0	0	△3,270,722
3	諸収入	109,000,000	105,729,278	105,729,278	0	0		△3,270,722
		0	10,705,324	0	0	10,705,324	0	0
4	繰越金	0	10,636,500	0	0	10,636,500		0
		0	68,824	0	0	68,824	0	0
5	繰越金	18,919,000	61,917,251	61,917,251	0	0		42,998,251
		18,919,000	61,917,251	61,917,251	0	0	0	42,998,251
歳入 合計		171,200,000	171,200,000	171,200,000	0	0		0
		171,200,000	171,200,000	171,200,000	0	0	0	0
歳出 款	1 土木費	415,864,000	473,395,923	460,936,606	0	12,459,317		45,072,606
2 公債費	1 港務費	78,452,000	71,568,766	5,000,000	5,000,000	0		6,883,234
		78,452,000	71,568,766	5,000,000	5,000,000	0	0	6,883,234
歳出 合計	1 公債費	337,412,000	334,141,276	334,141,276	0	3,270,724		3,270,724
		337,412,000	334,141,276	334,141,276	0	3,270,724	0	3,270,724
歳入 歳出 合計		415,864,000	405,710,042	5,000,000	5,000,000	5,153,958		10,153,958

歳入歳出差引残額 55,226,564 円

うち基金繰入額 0 円

平成24年度沖縄県国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計歳入歳出決算書

歳入	款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入 済額との比較	
			円	円	円	円	円	円	
1	使用料及び手数料		158,917,000	148,182,162	148,182,162	0	0	△10,734,838	
		1	使用料	148,182,162	148,182,162	0	0	△10,734,838	
2	繰越金		273,760,050	282,617,103	282,617,103	0	0	8,857,053	
		1	繰越金	282,617,103	282,617,103	0	0	8,857,053	
3	諸収入		79,875,000	121,686,482	70,731,588	0	50,954,894	△9,143,412	
		1	雑入	79,874,000	121,686,482	70,731,588	0	50,954,894	△9,142,412
		2	延滞金、加算金及び過料	1,000	0	0	0	0	△1,000
4	県債		137,000,000	133,200,000	133,200,000	0	0	△3,800,000	
		1	県債	133,200,000	133,200,000	0	0	△3,800,000	
5	繰入金		8,694,000	6,620,000	6,620,000	0	0	△2,074,000	
		1	一般会計繰入金	8,694,000	6,620,000	6,620,000	0	0	△2,074,000
歳入	合計		658,246,050	692,305,747	641,350,853	0	50,954,894	△16,895,197	

歳出

歳出	款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と支出済額との比較
			円	円	円	円	円
1	商工費		567,659,050	545,058,301	0	22,600,749	22,600,749
		1	商業費	545,058,301	545,058,301	0	22,600,749
2	公債費		90,587,000	81,591,035	0	8,995,965	8,995,965
		1	公債費	90,587,000	81,591,035	0	8,995,965
歳出	合計		658,246,050	626,649,336	0	31,596,714	31,596,714

歳入歳出差引残額 14,701,517円

うち基金繰入額 0円

平成 24 年度 沖繩県産業振興基金特別会計歳入歳出決算書

歳入	款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入 済額との比較
			円	円	円	円	円	円
1	財産収入		141,373,000	140,843,309	140,843,309	0	0	△529,691
		1 財産運用収入	141,373,000	140,843,309	140,843,309	0	0	△529,691
2	繰越金		18,780,000	35,081,225	35,081,225	0	0	16,301,225
		1 繰越金	18,780,000	35,081,225	35,081,225	0	0	16,301,225
3	諸収入		0	1,160	1,160	0	0	1,160
		1 繰入	0	1,160	1,160	0	0	1,160
4	繰入金		183,916,000	136,191,780	136,191,780	0	0	△47,724,220
		1 基金繰入金	183,916,000	136,191,780	136,191,780	0	0	△47,724,220
歳入		合 計	344,069,000	312,117,474	312,117,474	0	0	△31,951,526

歳出	款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と支出済額との比較
			円	円	円	円	円
1	産業振興費		344,069,000	276,120,934	0	67,948,066	67,948,066
		1 産業振興費	344,069,000	276,120,934	0	67,948,066	67,948,066
歳出		合 計	344,069,000	276,120,934	0	67,948,066	67,948,066

歳入歳出差引残額 35,996,540 円

うち基金繰入額 0 円

平成24年度沖繩県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計歳入歳出決算書

歳入		項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入 済額との比較
			円	円	円	円	円	円
1	使用料及び手数料		66,095,000	99,334,150	79,449,964	0	19,884,186	13,354,964
		1 使用料	66,095,000	99,334,150	79,449,964	0	19,884,186	13,354,964
2	繰入金		378,393,000	378,106,921	378,106,921	0	0	△286,079
		1 一般会計繰入金	378,393,000	378,106,921	378,106,921	0	0	△286,079
3	諸収入		0	4,085,524	4,085,524	0	0	4,085,524
		1 繰入	0	4,019,178	4,019,178	0	0	4,019,178
		2 延滞金、加算金及 び過料	0	66,346	66,346	0	0	66,346
4	果債		45,900,000	43,600,000	43,600,000	0	0	△2,300,000
		1 果債	45,900,000	43,600,000	43,600,000	0	0	△2,300,000
5	繰越金		778,000	15,973,749	15,973,749	0	0	15,195,749
		1 繰越金	778,000	15,973,749	15,973,749	0	0	15,195,749
歳入	合計		491,166,000	541,100,344	521,216,158	0	19,884,186	30,050,158
歳出		項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と支出済額との比較	
			円	円	円	円	円	
1	土木費		134,156,000	132,470,726	0	1,685,274	1,685,274	
		1 維持費	134,156,000	132,470,726	0	1,685,274	1,685,274	
2	公債費		357,010,000	354,423,921	0	2,586,079	2,586,079	
		1 公債費	357,010,000	354,423,921	0	2,586,079	2,586,079	
歳出	合計		491,166,000	486,894,647	0	4,271,353	4,271,353	
歳入歳出差引残額			34,321,511円					
うち基金繰入額			0円					

平成24年度沖繩県中城湾港マリン・タウン特別会計歳入歳出決算書

歳入		項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入 済額との比較
			円	円	円	円	円	円
1	財産収入		155,971,000	152,685,000	152,685,000	0	0	△3,286,000
	1	財産売却収入	155,971,000	152,685,000	152,685,000	0	0	△3,286,000
2	繰入金		714,560,000	1,848,000	1,848,000	0	0	△712,712,000
	1	一般会計繰入金	714,560,000	1,848,000	1,848,000	0	0	△712,712,000
3	繰越金		59,659,050	309,449,336	309,449,336	0	0	249,790,286
	1	繰越金	59,659,050	309,449,336	309,449,336	0	0	249,790,286
4	諸収入		1,800,000	5,839,255	5,339,255	0	500,000	3,539,255
	1	雑入	1,800,000	5,839,255	5,339,255	0	500,000	3,539,255
5	県債		854,300,000	598,200,000	598,200,000	0	0	△256,100,000
	1	県債	854,300,000	598,200,000	598,200,000	0	0	△256,100,000
	入	合計	1,786,290,050	1,068,021,591	1,067,521,591	0	500,000	△718,768,459
歳出		項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と支出済額との比較	
			円	円	円	円	円	
1	土木費		1,069,388,050	56,225,908	972,417,000	40,745,142	1,013,162,142	
	1	港灣費	1,069,388,050	56,225,908	972,417,000	40,745,142	1,013,162,142	
2	公債費		716,902,000	690,356,653	0	26,545,347	26,545,347	
	1	公債費	716,902,000	690,356,653	0	26,545,347	26,545,347	
	出	合計	1,786,290,050	746,582,561	972,417,000	67,290,489	1,039,707,489	
歳入歳出差引残額			320,939,030 円					
うち基金繰入額			0 円					

平成 24 年度 沖繩県 駐車場 事業 特別会計 歳入 歳出 決算書

歳入	歳入	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入 済額との比較
款	項	円	円	円	円	円	円
1 繰入金		49,456,000	48,677,000	48,677,000	0	0	△779,000
	1 一般会計繰入金	49,456,000	48,677,000	48,677,000	0	0	△779,000
2 繰越金		0	3,033	3,033	0	0	3,033
	1 繰越金	0	3,033	3,033	0	0	3,033
3 諸収入		67,584,000	67,584,300	67,584,300	0	0	300
	1 雑入	67,584,000	67,584,300	67,584,300	0	0	300
歳入	合計	117,040,000	116,264,333	116,264,333	0	0	△775,667

歳出	歳出	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不	用	予算現額と支出済額との比較
款	項	円	円	円	用	額	円
1 土木費		3,387,000	3,314,220	0		72,780	72,780
	1 道路橋りょう費	3,387,000	3,314,220	0		72,780	72,780
2 公債費		113,653,000	112,942,408	0		710,592	710,592
	1 公債費	113,653,000	112,942,408	0		710,592	710,592
歳出	合計	117,040,000	116,256,628	0		783,372	783,372

歳入歳出差引残額 7,705 円
うち基金繰入額 0 円

平成24年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計歳入歳出決算書

歳入	歳入	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入 済額との比較
1 繰越金			円 106,000	円 3,170,165	円 3,170,165	円 0	円 0	円 3,064,165
	1 繰越金		106,000	3,170,165	3,170,165	0	0	3,064,165
2 果債			円 94,400,000	円 89,800,000	円 89,800,000	円 0	円 0	円 △4,600,000
	1 果債		94,400,000	89,800,000	89,800,000	0	0	△4,600,000
歳入	合計		円 94,506,000	円 92,970,165	円 92,970,165	円 0	円 0	円 △1,535,835

歳出

歳出	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と支出済額との比較
1 公債費		円 94,506,000	円 89,929,827	円 0	円 4,576,173	円 4,576,173
	1 公債費	94,506,000	89,929,827	0	4,576,173	4,576,173
歳出	合計	円 94,506,000	円 89,929,827	円 0	円 4,576,173	円 4,576,173

歳入歳出差引残額

3,040,338 円

うち基金繰入額

0 円

平成 24 年 度 沖 縄 県 公 債 管 理 特 別 会 計 歳 入 歳 出 決 算 書

歳 入		項 目	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予 算 現 額 と 収 入 済 額 と の 比 較
			円	円	円	円	円	円
1	繰入金		74,168,333,000	74,112,070,841	74,112,070,841	0	0	△56,262,159
		1 一般会計繰入金	74,168,332,000	74,112,070,841	74,112,070,841	0	0	△56,261,159
2	県債		1,000	0	0	0	0	△1,000
		2 基金繰入金	2,492,000,000	2,492,000,000	2,492,000,000	0	0	0
歳 入 合 計			76,660,333,000	76,604,070,841	76,604,070,841	0	0	△56,262,159
歳 出		項 目	予 算 現 額	支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予 算 現 額 と 支 出 済 額 と の 比 較	
			円	円	円	円	円	
1	公債費		76,660,332,000	76,604,070,841	0	56,261,159	56,261,159	
		1 公債費	76,660,332,000	76,604,070,841	0	56,261,159	56,261,159	
2	諸支出金		1,000	0	0	1,000	1,000	
		1 減債基金積立金	1,000	0	0	1,000	1,000	
歳 出 合 計			76,660,333,000	76,604,070,841	0	56,262,159	56,262,159	

歳入歳出差引残額

0 円

うち基金繰入額

0 円

審査の結果及び意見

1 審査結果

平成24年度一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調査及び財産に関する調査の計数は、それぞれ関係諸帳簿及び証拠書類と照合した結果いずれも正確であると認められた。

また、予算の執行や財務に関する事務については、関係法令等に照らしおおむね適正に処理されていると認められた。

2 審査意見

平成24年度歳入歳出決算は、一般会計で予算現額7,846億6,406万8,150円に対し、歳入決算額は6,815億8,825万7,589円、歳出決算額は6,669億2,153万5,778円で、歳入決算額及び歳出決算額とも前年度を上回っている。

歳入は、前年度に比べ431億7,370万3,818円(6.8%)増加している。これは、国庫支出金が302億7,589万4,711円(19.0%)、地方交付税が73億9,088万6,000円(3.5%)、県税が38億2,434万6,463円(4.2%)、県債が21億1,010万円(3.5%)増加したことなどによるものである。

歳出は、前年度に比べ427億4,984万5,907円(6.8%)増加している。これは、衛生費が63億8,400万551円(21.0%)、労働費が20億7,988万5,923円(19.2%)減少したものの、総務費が238億8,723万4,425円(61.8%)、商工費が100億5,913万2,963円(39.4%)、民生費が79億5,849万622円(7.8%)、公債費が79億4,478万3,325円(12.0%)増加したことなどによるものである。

歳入決算額から歳出決算額を差し引いた形式収支額は146億6,672万1,811円、形式収支額から翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた実質収支額は39億3,952万9,428円の黒字、実質収支額から前年度実質収支額を差し引いた単年度収支額は18億2,755万2,747円の赤字となっている。

歳入歳出決算の状況

(単位：円)

区分	一般会計	特別会計	総額
A 歳入歳出予算現額	784,664,068,150	102,767,728,269	887,431,796,419
B 歳入総額(収入済額)	681,588,257,589	101,852,608,358	783,440,865,947
C 歳出総額(支出済額)	666,921,535,778	97,064,357,221	763,985,892,999
D 形式収支額(B-C)	14,666,721,811	4,788,251,137	19,454,972,948
E 翌年度へ繰り越すべき財源	10,727,192,383	499,005,196	11,226,197,579
F 実質収支額(D-E)	3,939,529,428	4,289,245,941	8,228,775,369
G 前年度実質収支額	5,767,082,175	4,340,061,210	10,107,143,385
H 単年度収支額(F-G)	△ 1,827,552,747	△ 50,815,269	△ 1,878,368,016

次に、沖縄県農業改良資金特別会計など、19特別会計の決算を合計額で見ると、予算現額1,027億6,772万8,269円に対し、歳入決算額は1,018億5,260万8,358円、歳出決算額は970億6,435万7,221円で、前年度に比べ歳入が2.1%、歳出が2.5%それぞれ増加している。歳入及び歳出の増加は、主に公債管理特別会計の増加によるものである。

特別会計の形式収支額は47億8,825万1,137円、実質収支額は42億8,924万5,941円の黒字、単年度収支額は5,081万5,269円の赤字となっている。

平成24年度の一般会計及び特別会計予算に計上された各般の事務事業は、総じて順調な成果を収めているものと認められるが、次の点に留意し、適切な措置を講ずるよう要望する。

(1) 行財政運営について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)に基づき作成された平成24年度決算に係る本県の健全化判断比率は、実質公債費比率が11.0%、将来負担比率が81.3%で、いずれも「財政健全化計画」の策定を義務づけられる早期健全化基準(実質公債費比率25%、将来負担比率400%)を下回っている。

しかしながら、歳入については、自主財源の柱である県税収入の歳入総額に占める割合が低い状況にあり、地方交付税や国庫支出金に大きく依存し、国の予算の動向や地方財政対策に左右されやすい構造となっている。また、県債残高は、前年度に比べ17億9,900万円減少したものの、6,829億9,400万円と多額である。

一方、平成24年度から、同年に策定した「沖縄21世紀ビジョン基本計画」を具体的に実現するため、沖縄振興特別措置法に基づく沖縄振興交付金制度が創設され、中でも、産業振興、雇用、福祉、離島振興などの幅広い分野において、沖縄振興に資する事業等を県が自主的な選択に基づき実施できる新たな制度(沖縄振興特別推進交付金制度)が導入された。

このようなか、平成26年度から平成29年度までを期間とする「今後の財政収支の見通し」によると、公債費や社会保障関係費等の増に伴い、歳入を上回る規模で歳出が増加し、今後4年間で433億円の収支不足が見込まれている。

これまで「新沖縄行財政改革プラン」に基づく行財政改革は、着実な成果を上げてきたところであるが、今後の財政需要を考慮すると、より一層の財源確保が喫緊の課題であり、引き続き、行財政改革の取組みを確実に進めるとともに、持続力ある財政基盤の確立に努める必要がある。また、「沖縄21世紀ビジョン基本計画」の実現に向けては、事業の検証・評価を徹底し、効率的かつ効果的な施策の推進に取り組んでいただきたい。

(2) 収入未済額の縮減について

収入未済額は、一般会計と特別会計の合計で135億7,370万3,523円となっている。その主なものは、一般会計では県税が28億3,439万3,760円、諸収入が10億3,428万9,004円、使用料及び手数料が7億7,280万2,500円で、特別会計では小規模企業者等設備導入資金が77億153万5,466円、農業改良資金が5億6,457万1,135円、母子寡婦福祉資金が2億8,041万8,967円となっている。

収入未済額の縮減は、財源の確保と住民負担の公平性の観点から、極めて重要な課題である。県税収入の未済額については、市町村との連携や滞納整理月間の取組み、滞納処分などの徴収対策の強化等により、対前年度比で17.3%減少している。しかしながら、依然として多額であることから、市町村とより一層連携を密にし、引き続き、徴収対策を強化する必要がある。

県税収入以外のものについては、関係各課において策定している債権管理マニュアルに基づき取組みの強化が図られているが、依然として多額となっているものが多い。特に、小規模企業者等設備導入資金については、年々増加する一方で、債権回収の適切な進捗管理に加え、新たな未収金を発生させないよう効果的な徴収対策を講ずる必要がある。

また、談合問題に係る未収金は、裁判所の和解勧告を受け、5割を債権放棄し分割納付を認めていることから前年度に比べ減少しているものの、分割納付を認めたものに係る一般会計の未収金は、新たな調停参加による和解があったこと等から、前年度に比べ増加している。

各部においては、債務者の実態把握に努め、債権の法的措置を検討するなど適切な債権管理を行うとともに、効率的な徴収対策を講ずることにより、収入未済額の縮減と発生防止に努めていただきたい。

収入未済の主なもの (単位：円、%)

区分	平成24年度	平成23年度	増減額	増減率
一般会計				
県税	2,834,393,760	3,425,749,165	△ 591,355,405	△ 17.3
県営住宅使用料	693,914,953	711,625,882	△ 17,710,929	△ 2.5
談合違約金 (分割納付を認めたもの)	386,127,869 (85,378,456)	395,654,437 (22,233,382)	△ 9,526,568 (63,145,074)	△ 2.4 (284.0)
特別会計				
農業改良資金	564,571,135	588,278,842	△ 23,707,707	△ 4.0
小規模企業者等設備導入資金	7,701,535,466	7,564,623,273	136,912,193	1.8
母子寡婦福祉資金	280,418,967	295,959,037	△ 15,540,070	△ 5.3

(3) 不納欠損処理について

不納欠損額は、一般会計と特別会計の合計で6億8,606万795円となっている。その主なものは、一般会計では県税が4億9,041万8,248円、諸収入が1億2,828万2,433円で、特別会計では小規模企業者等設備導入資金が3,332万1,816円、母子寡婦福祉資金が884万4,108円となっている。

債権の管理については、債権を放置したまま時効を迎えることのないよう、個々の債務者の実態把握に努めるとともに、督促、差押え、債務の承認等関係法令に基づき措置を的確に講ずるなど、適切に対処する必要がある。

また、不納欠損処理として整理できるものについては、財務規則等に基づき、事務手続を進めていただきたい。

(4) 事業執行について

一般会計の予算の執行率(予算現額に対する支出済額の割合)は85.0%で、前年度の90.2%に比べ5.2ポイント下回っている。特別会計の予算の執行率は94.5%で、前年度の94.9%に比べ0.4ポイント下回っている。

翌年度繰越額は、一般会計が991億9,970万5,399円、特別会計が44億5,581万9,564円の合計1,036億5,552万4,963円となっており、前年度に比べ503億6,361万1,544円(94.5%)増加している。経済対策に係る要因のものを除くと、394億161万7,209円(82.1%)の増加である。

主なものは、一般会計では土木費が369億9,736万4,417円、農林水産業費が257億6,490万857円で、特別会計では下水道事業が34億7,840万2,564円となっている。

繰越額については、一般会計、特別会計ともに対前年度比で大幅に増加している(一般会計98.3%、特別会計36.6%)。その主な要因は、国の補正予算に対応した経済対策事業の執行期間の不足、設計調整の遅れ、用地取得の難航、計画変更、関係機関との調整の遅れ等である。繰越額の増大は、翌年度以降の事業執行に影響を及ぼすため、事業執行に当たっては、事業効果が早期に発現されるよう、計画的かつ効率的に実施していただきたい。

不用額は、一般会計が185億4,282万6,973円、特別会計が12億4,755万1,484円の合計197億9,037万8,457円となっており、前年度に比べ1億4,553万4,364円(0.7%)減少している。

主なものは、一般会計では総務費が34億2,735万4,761円、教育費が25億9,846万6,628円で、特別会計では下水道事業が2億5,742万7,607円となっている。

不用額については、予算計上時に精度の高い所要経費の見積りを行うとともに、随時、事業の進捗状況を的確に把握しながら補正等を行うなど、効率的な予算執行に努めていただきたい。

(5) 会計処理について

財務会計事務については、契約後の検査時期が不適切であったものや予定価格調書が作成されていなかったもの、支出負担行為の手続が遅れていたもの及び職員手当等が過不足払いとなっていたものなどが繰り返し発生している。それらの多くは、内部チェック体制が十分機能していれば防止できたものと考えられる。

また、平成24年度から導入された沖縄振興交付金制度については、交付金という性質上、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)の適用を受けることから、その執行に際しては、法令等を遵守し、事業目的に則った適正な執行が求められる。

県においては、管理職員等による業務の進捗管理や情報の共有化等日常的なチェック業務を徹底するとともに、研修の充実や全庁一斉点検、本庁内の監理機能の拡充等執行管理体制を強化する必要がある。とりわけ、会計担当者が執行機関と出納機関を兼ねている出先機関においては、複数職員によるチェック体制や本庁による巡回指導等事務処理体制を強化する必要がある。県の行財政の適正な執行に対する県民の関心が高まっている中、これらの取組みを通して、より一層的確な事業管理及び適切な事務処理に努めていただきたい。

平成24年度 沖縄県病院事業決算報告書

(1)収益的収入及び支出

区分	収入				決算額	予算額に比べ 決算額の増減	備考
	予 算 額						
	当初予算額	補正予算額	地方公営企業法第24条 第3項の規定による支 出額に係る財源充当額	合計			
第1款 病院事業収益	48,819,426,000	0	0	48,819,426,000	47,206,400,602	△ 1,613,025,398 (うち、仮受消費税及び地方消費税 64,972,671円)	
第1項 医療収益	43,877,805,000	0	0	43,877,805,000	42,457,661,486	△ 1,420,143,514 (うち、仮受消費税及び地方消費税 47,111,756円)	
第2項 医療外収益	4,900,002,000	0	0	4,900,002,000	4,649,975,681	△ 250,026,319 (うち、仮受消費税及び地方消費税 17,819,227円)	
第3項 特別利益	41,619,000	0	0	41,619,000	98,763,435	57,144,435 (うち、仮受消費税及び地方消費税 41,688円)	

区分	支出				決算額	地方公営 企業法第 26条第2 項の規定 による繰 越額	備 考
	予 算 額						
	当初予算額	補正予算額	予備費 支出額	流用増減額			
第1款 病院事業費用	48,515,698,000	0	0	0	48,515,698,000	0	2,921,293,564 (うち、仮私消費税及び地方消費税 327,389,195円)
第1項 医療費用	47,278,450,000	0	0	△ 45,574,000	47,232,876,000	0	2,638,666,972 (" 327,255,843円)
第2項 医療外費用	1,031,897,000	0	0	△ 7,928,000	1,023,969,000	0	204,273,448 (" 103,084円)
第3項 特別損失	195,351,000	0	0	53,502,000	248,853,000	0	68,353,144 (" 30,268円)
第4項 予備費	10,000,000	0	0	0	10,000,000	0	10,000,000

(2)資本的收入及び支出

区分	収入					予算額に 比べ る増減 の増減	備考	
	予算額		繰上額		合計			
	当初予算額	補正予算額	地方公営企業 法第26条の規 定による繰越 額に係る財源 充当額	繰上額 に係る財 源充当額				
第1款 資本的收入	6,378,741,000	0	6,378,741,000	2,850,999,436	0	9,229,740,436	△ 35,311,658	
第1項 企業債	3,908,100,000	0	3,908,100,000	1,842,389,000	0	5,750,489,000	△ 15,889,000	○建設改良費の執行減による借入減 △15,889,000円
第2項 他会計負担金	2,068,356,000	0	2,068,356,000	43,431,436	0	2,111,787,436	△ 13,685,259	○資産購入費執行減による収入減 △12,918,709円
第3項 国庫補助金	402,285,000	0	402,285,000	965,179,000	0	1,367,464,000	△ 8,337,399	○資産購入費交付減 △6,618,000円
第4項 寄附金	0	0	0	0	0	0	2,600,000	

(単位：円)

区分	支出					決算額	翌年度繰越額	備考	
	予算額		繰下額		合計				
	当初予算額	補正予算額	地方公営企業 法第26条の規 定による繰越 額	繰下額 に係る繰越 額					
第1款 資本的支出	7,722,874,000	0	7,722,874,000	2,838,470,000	0	10,561,344,000	0	45,651,298	(うち、仮払消費税及び地方消費税 375,304,116円)
第1項 建設改良費	5,086,502,000	0	△ 34,000	5,086,468,000	0	7,924,938,000	0	43,551,561	(" 375,304,116円)
第2項 企業債償還金	2,636,370,000	0	2,636,370,000	0	0	2,636,370,000	0	2,095,936	
第3項 無形固定資産	1,000	0	1,000	0	0	1,000	0	1,000	
第4項 国庫補助還金	1,000	0	34,000	35,000	0	35,000	0	2,801	

(単位：円)

資本的收入額が資本的支出額に不足する額1,321,263,924円は、昨年度までの収入額29,719,000円、消費税資本的収支調整額8,129,818円、過年度損益勘定留保資金1,283,415,106円で補填した。

平成24年度 沖縄県病院事業損益計算書

(平成24年4月1日から平成25年3月31日まで)

(単位:円)

1 医業収益		
(1)入院収益	31,731,084,077	
(2)外来収益	8,305,304,206	
(3)診療所収益	585,471,381	
(4)その他医業収益	1,788,690,066	42,410,549,730
2 医業費用		
(1)給与費用	27,367,884,699	
(2)材料費用	8,821,880,953	
(3)経費用	6,075,597,284	
(4)減価償却費	1,743,566,843	
(5)資産減耗費	93,360,702	
(6)研究研修費	164,662,704	44,266,953,185
医業損失		1,856,403,455
3 医業外収益		
(1)受取利息配当金	6,180,394	
(2)他会計補助金	1,875,137,796	
(3)国庫補助金	435,421,399	
(4)負担金交付金	1,763,539,000	
(5)その他医業外収益	551,877,865	4,632,156,454
4 医業外費用		
(1)支払利息	652,731,096	
(2)繰延勘定償却	76,532,868	
(3)雑損失	784,890,707	1,514,154,671
経常利益		3,118,001,783
5 特別利益		1,261,598,328
(1)固定資産売却益	0	
(2)過年度損益修正益	56,119,329	
(3)その他特別利益	42,602,418	98,721,747
6 特別損失		
(1)固定資産売却損	149,545	
(2)過年度損益修正損	180,320,043	180,469,588
当年度純利益		△ 81,747,841
前年度繰越欠損金		1,179,850,487
当年度未処理欠損金		17,948,081,671
		16,768,231,184

平成24年度 沖繩県病院事業剰余金計算書

(平成24年4月1日から平成25年3月31日まで)

(単位：円)

	剰余金										資本合計	
	資本金					資本剰余金						利益剰余金
	自己資本金	借入資本金	受贈財産 評価額	寄付金	他会計負担金	他会計補助金	国庫補助金	資本剰余金 合計	未処理欠損金	利益剰余金 合計		
前年度末残高	1,878,584,732	28,778,926,028	935,186,997	16,630,874	16,095,979,031	9,874,519,344	16,139,866,750	43,062,182,996	△ 17,948,081,671	△ 17,948,081,671	55,771,612,085	
前年度処分類	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
議会議決による処分類	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
減債積立金の積立	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
処分後残高	1,878,584,732	28,778,926,028	935,186,997	16,630,874	16,095,979,031	9,874,519,344	16,139,866,750	43,062,182,996	△ 17,948,081,671	△ 17,948,081,671	55,771,612,085	
当年度変動額	0	3,695,971,811	△ 1,084,095	2,479,030	1,922,015,499	0	960,668,661	2,884,079,115	1,179,850,487	1,179,850,487	7,759,901,413	
条例第6条による処分類 ※	0	0	△ 1,084,095	0	△ 93,054,678	0	△ 334,930,658	△ 429,069,431	0	0	△ 429,069,431	
除却損への補填	0	0	△ 1,084,095	0	△ 93,054,678	0	△ 334,930,658	△ 429,069,431	0	0	△ 429,069,431	
受入	0	0	0	2,600,000	0	0	0	2,600,000	0	0	2,600,000	
企業債の発行	0	5,734,600,000	0	0	0	0	0	0	0	0	5,734,600,000	
企業債の償還	0	△ 2,038,628,189	0	0	0	0	0	0	0	0	△ 2,038,628,189	
負担金の受入	0	0	0	0	2,098,102,177	0	0	2,098,102,177	0	0	2,098,102,177	
その他	0	0	0	0	△ 49,154,961	0	0	△ 49,154,961	0	0	△ 49,154,961	
補助金の受入	0	0	0	0	0	0	1,359,126,601	1,359,126,601	0	0	1,359,126,601	
補助金の返納	0	0	0	0	0	0	△ 32,199	△ 32,199	0	0	△ 32,199	
特定収入消費税の圧縮	0	0	0	△ 120,970	△ 33,877,039	0	△ 63,495,063	△ 97,493,072	0	0	△ 97,493,072	
当年度純利益	0	0	0	0	0	0	0	0	1,179,850,487	1,179,850,487	1,179,850,487	
当年度末残高	1,878,584,732	32,474,897,839	934,102,902	19,109,904	18,017,994,530	9,874,519,344	17,100,535,431	45,946,262,111	△ 16,768,231,184	△ 16,768,231,184	63,531,513,498	

※ 沖繩県病院事業の設置等に関する条例（昭和47年沖繩県条例第35号）

平成24年度 沖繩県病院事業欠損金処理計算書

	資本金		資本剰余金	未処理欠損金
	自己資本金	借入資本金		
当年度末残高	1,878,584,732	32,474,897,839	45,946,262,111	△ 16,768,231,184
議会の議決による処分類	0	0	0	0
減債積立金	0	0	0	0
処分後残高	1,878,584,732	32,474,897,839	45,946,262,111	(繰越欠損金) △ 16,768,231,184

平成24年度 沖縄県病院事業貸借対照表

(平成25年3月31日)

資産の部 (単位:円)

1 固定資産			
(1) 有形固定資産			
イ 土地		4,588,442,289	
ロ 建物	53,148,885,888		
ハ 構築物	14,899,282,945		
ニ 構築物減価償却累計額	2,071,977,324		
ホ 構築物減価償却累計額	967,692,521		
ヘ 器械	21,986,814,622		
ト 器械備品減価償却累計額	12,392,416,550		
チ 車両	44,309,981		
リ 車両減価償却累計額	23,900,569		
ニ 放射線同位元素	0		
ホ 放射線同位元素減価償却累計額	0		
ト 建設仮勘定	27,919,691		
チ その他有形固定資産	2,100,000		
リ その他有形固定資産減価償却累計額	0		
有形固定資産合計		53,587,157,210	
(2) 無形固定資産			
イ 電話加入権		8,395,344	
ロ モデル加入権		4,208,200	
無形固定資産合計		12,603,544	53,599,760,754
流動資産			
(1) 現金		10,814,283,097	
(2) 未収金		10,599,808,192	
(3) 有価証券		0	
(4) 貯蔵品		567,091,956	
(5) 前払費用		2,006,246	
(6) 前払金		367,388	
(7) その他流動資産		5,000,000	
流動資産合計		21,988,556,879	
繰延勘定			
(1) 開発費		0	
(2) 控除対象外消費税額		900,965,518	
繰延勘定合計		900,965,518	
資産合計			900,965,518
			76,489,283,151

負債の部

4 固定負債		
(1) 企業借入金	1,789,056,764	
(2) 他会計借入金	4,000,000,000	
(3) 引当金	37,902,529	
固定負債合計		5,826,959,293
5 流動負債		
(1) 一時借入金	0	
(2) 未払金	6,918,188,164	
(3) 前受金	40,001	
(4) その他流動負債	212,582,195	
流動負債合計		7,130,810,360
負債合計		12,957,769,653

資本の部

6 資本金		
(1) 自己資本	1,878,584,732	
(2) 借入金	32,474,897,839	
資本金合計		34,353,482,571
7 剰余金		
(1) 資本剰余金		
イ 受贈財産評価額	934,102,902	
ロ 寄附金	19,109,904	
ハ 他会計負担金	18,017,994,530	
ニ 他会計補助金	9,874,519,344	
ホ 国庫補助金	17,100,535,431	
資本剰余金合計		45,946,262,111
(2) 利益剰余金		
イ 当年度未処理欠損金	△ 16,768,231,184	
利益剰余金合計		29,178,030,927
剰余金合計		63,531,513,498
資本合計		76,489,283,151

審査の結果及び意見

1 審査結果

審査に付された決算諸表は、地方公営企業法等の関係法規に準拠して作成され、その計数は正確であり、平成24年度の経営成績及び平成25年3月31日現在の財政状態を適正に表示しているものと認められた。

(1) 経営成績

平成24年度の決算について経営成績を見ると、表1のとおりである。

病院事業収益は、前年度に比較して24億858万7,960円(4.9%)減少している。その主な要因は、一般会計繰入金金の減少等により医業外収益が21億1,767万4,617円減少したことによるものである。

病院事業費用は、前年度に比較して8,166万3,491円(0.2%)減少している。その主な要因は、材料費や減価償却費の減により医業費用が9,651万6,308円減少したことによるものである。

その結果、病院事業収益から病院事業費用を差し引いた当年度純利益は、11億7,985万487円となっており、当年度未処理欠損金(累積赤字)は167億6,823万1,184円となっており、病院事業費用に対する病院事業収益の割合(総収支比率)は102.6%で、前年度の107.6%に比べ5.0ポイント減少している。

本業における医業損失は18億5,640万3,455円で、前年度と比較して4億5,173万8,465円(19.6%)減少している。医業費用に対する医業収益の割合(医業収支比率)は95.8%で、前年度の94.8%に比べて1.0ポイント増加している。

(2) 財政状態

平成24年度末の財政状態は、表2のとおりである。

資産は、固定資産が52億1,165万6,911円、流動資産が39億3,553万9,495円それぞれ増加し、資産合計で93億3,872万1,125円増加している。

負債は、固定負債が5億9,564万5,875円減少したが、流動負債が21億7,446万5,587円増加したため、負債合計は15億7,881万9,712円増加している。

資本は、借入資本金が36億9,597万1,811円、剰余金が40億6,392万9,602円それぞれ増加し、資本合計は77億5,990万1,413円増加している。

流動資産が流動負債を上回っているため、前年度に引き続き不良債務は発生していない。なお、平成20年度以降、不良債務は発生していない。

流動比率は、前年度の364.2%から308.4%へと55.8ポイント減少している。

自己資本構成比率は、前年度の40.2%から40.6%へと0.4ポイント増加している。

表1 経営成績

科目	平成24年度		平成23年度		対前年度比較	
	金額(A)	構成比%	金額(B)	構成比%	(A)-(B)	増減率%
病院事業収益	47,141,427,931	100.0	49,550,015,891	100.0	△ 2,408,587,960	△ 4.9
医業収益	42,410,549,730	90.0	42,055,327,573	84.9	355,222,157	0.8
(入院収益)	31,731,084,077	67.3	31,679,521,654	63.9	51,562,423	0.2
(外来収益)	8,305,304,206	17.6	8,090,291,049	16.3	215,013,157	2.7
(診療所収益)	585,471,381	1.2	591,829,915	1.2	△ 6,358,534	△ 1.1
(その他医業収益)	1,788,690,066	3.8	1,693,684,955	3.4	95,005,111	5.6
医業外収益	4,632,156,454	9.8	6,749,831,071	13.6	△ 2,117,674,617	△ 31.4
一般会計繰入金	3,638,676,796	7.7	5,331,699,538	10.8	△ 1,693,022,742	△ 31.8
その他	993,479,658	2.1	1,418,131,533	2.9	△ 424,651,875	△ 29.9
特別利益	98,721,747	0.2	744,857,247	1.5	△ 646,135,500	△ 86.7
病院事業費用	45,961,577,444	100.0	46,043,240,935	100.0	△ 81,663,491	△ 0.2
医業費用	44,266,953,185	96.3	44,363,469,493	96.4	△ 96,516,308	△ 0.2
(給与費)	27,367,884,699	59.5	27,054,445,721	58.8	313,438,978	1.2
(材料費)	8,821,890,953	19.2	9,274,171,880	20.1	△ 452,290,927	△ 4.9
(経費)	6,075,597,284	13.2	5,715,158,302	12.4	360,438,982	6.3
(減価償却費)	1,743,566,843	3.8	2,142,125,463	4.7	△ 398,558,620	△ 18.6
(資産減耗費)	93,360,702	0.2	31,252,980	0.1	62,107,722	198.7
(研究研修費)	164,662,704	0.4	146,315,147	0.3	18,347,557	12.5
医業外費用	1,514,154,671	3.3	1,492,123,151	3.2	22,031,520	1.5
(支払利息)	652,731,096	1.4	678,660,498	1.5	△ 25,929,402	△ 3.8
(その他)	861,423,575	1.9	813,462,653	1.8	47,960,922	5.9
特別損失	180,469,588	0.4	187,648,291	0.4	△ 7,178,703	△ 3.8
当年度純利益	1,179,850,487	-	3,506,774,956	-	△ 2,326,924,469	△ 66.4
前年度繰越欠損金	17,948,031,671	-	21,454,856,627	-	△ 3,506,774,956	△ 16.3
当年度未処理欠損金	16,768,231,184	-	17,948,031,671	-	△ 1,179,850,487	△ 6.6
総収支比率(%)	102.6	-	107.6	-	△ 5.0	-
医業収支比率(%)	95.8	-	94.8	-	△ 1.0	-

(注) 総収支比率 = 病院事業収益 ÷ 病院事業費用 × 100
 医業収支比率 = 医業収益 ÷ 医業費用 × 100

表2 財政状態

区分	平成24年度		平成23年度		対前年度比較	
	金額(A)	構成比%	金額(B)	構成比%	(A)-(B)	増減率%
資産合計	76,489,283,151	100.0	67,150,562,026	100.0	9,338,721,125	13.9
(固定資産)	53,699,760,754	70.2	48,388,103,843	72.1	5,311,656,911	10.8
(流動資産)	21,988,556,879	28.8	18,053,017,384	26.9	3,935,539,495	21.8
(うち繰越財源)	0	0.0	30,902,000	46.2	△ 30,902,000	皆減
負債資本合計	76,489,283,151	100.0	67,150,562,026	100.0	9,338,721,125	13.9
負債合計	12,957,769,653	17.1	11,378,949,941	17.0	1,578,819,712	13.9
(固定負債)	5,826,959,293	7.6	6,422,605,168	9.6	△ 595,645,875	△ 9.3
(流動負債)	7,130,810,360	9.3	4,956,344,773	7.4	2,174,465,587	43.9
資本合計	63,531,513,498	83.1	55,771,612,085	82.8	7,759,901,413	13.9
(自己資本)	1,878,584,732	2.5	1,878,584,732	2.8	0	0.0
(借入資本)	32,474,897,839	42.2	28,778,926,028	42.8	3,695,971,811	12.8
(剰余金)	29,178,030,927	38.4	25,114,101,325	37.5	4,063,929,602	16.2
不良債務	I = F - (B - C)	-	-	-	-	-
不良債務比率(%)	I / 医業収益	-	-	-	-	-
流動比率(%)	B / F	308.4	364.2	△ 55.8	-	-
自己資本構成比率(%)	(G + H) / D	40.6	40.2	0.4	-	-

2 審査意見

県立病院は、救命救急医療、周産期医療、高度・特殊医療、離島・へき地医療など、県民の生命及び健康を守り、生活の安心を支える重要な役割を担っている。

平成24年度決算は、11億7,985万487円の当年度純利益を計上し、その結果、当年度末の累積欠損金は、前年度に比較して6.6%減少している。

しかしながら、当年度末の累積欠損金は167億6,823万1,184円と依然として多額であることと、また、平成22年度から県民に対する質の高い医療の提供及び医療収益の確保を図るため医師、看護師等を増員してきており、増員に伴う給与費の増加が見込まれる一方、患者数は減少傾向にあることから、今後の経営環境は厳しくなることも予想される。

また、平成26年度予算、決算から地方公営企業会計基準の見直しが適用され、借入資本金の負債計上、みなし償却制度の廃止、退職給付引当金等の義務化など、これまでとは大幅に異なるものとなる。会計基準見直しに伴う、移行作業及び移行後における会計処理が円滑に行われるよう万全な準備に努めていただきたい。

県立病院が今後とも公的医療機関としての役割を果たすためには、当面の課題である公立病院特例債等の長期債務（約57億8,906万円）の解消に努め、公営企業として経営体質の改善を図り、健全経営を確保することが求められている。

病院事業局は、これまで経営改善に取り組み、一定の成果を上げたものの、まだまだ多くの課題を抱えていることから、今後の病院運営に当たっては次の事項に留意し、適切な措置を講ずるよう要望する。

(1) 経営安定化に向けた取組みについて

「県立病院経営安定化計画」（平成24年度～27年度）は、県立病院改革を継続するという基本的な考え方の下、大綱的な計画として経営に関する目標を定め、病院事業の運営の指針とすることを目的として、平成24年4月に策定された。

その中で、3つの目標（①経常収支の黒字維持、②手元流動性の確保、③約70億円の長期債務の縮減）と5つの取組み（①収益の確保、②費用の縮減、③人員体制の整備と人材の安定確保、④効果的・効率的な設備投資、⑤長期債務の縮減）を掲げている。

平成24年度においては、①経常収支の黒字維持（経常利益：12億6,159万8,328

円）、②手元流動性の確保（期末残高：108億1,428万3,097円）、③長期債務の縮減

（期末残高：57億8,905万6,764円）の3つの目標を概ね達成している。

県立病院が今後も地域において必要な医療を適切かつ安定的に提供していくためには、自律的な経営の下でこれらの目標に向かって取り組み、持続的な経営の健全化を達成する必要がある。

(2) 経営改善の取組みについて

県立病院が基幹病院として、今後も必要な医療を適切かつ安定的に提供していくためには、自律的な経営のもと、健全経営を確保する必要がある。

そのためには、医療収支の改善、未収金対策の強化など、実効性のある対策を講ずる必要がある。

ア 医療収支の改善

医療収益の確保については、診療報酬制度に的確に対応した各種加算の取得等により、患者1人当たりの診療単価は入院・外来ともに増加している。

医療費用の縮減については、病院事業局における薬品、診療材料の購入単価の既定等経費節減に向けたこれまでの取り組みを継続し実施している。

その結果、前年度と比較して4億5,173万8,465円減少しているものの、依然として18億5,640万3,455円と多額の医療損失となっている。

今後も、より一層医療収支の改善に取り組み必要がある。

イ 未収金対策

個人負担分医療未収金の縮減に向けては、事前の支払相談等による未収金発生防止、情報の共有化による各部門の連携強化などの取り組みを行っている。

平成24年度末における残高は、19億1,908万6,104円となっており、前年度に比較して2,868万7,940円減少しているものの、依然として多額となっている。

今後とも、福祉部門との連携による医療扶助等各種福祉制度の紹介・相談等を行い未収金の発生防止に努めるとともに、債務者個々の実態を把握し、それに応じた適切な債権管理を行うなど、未収金の解消に向けた組織的な取り組みを強化する必要がある。

(3) 医師等医療スタッフの確保について

救命救急医療、周産期医療、高度・特殊医療、離島・へき地医療等、県民の医療ニーズに対応し、良質で安定した医療サービスを提供するためには、医師・看護師等を安定的に確保する必要がある。

平成24年度は、休床再開等に対応するため、沖縄県職員定数条例（昭和47年沖縄県条例第51号）を改正し、職員定数を111人増やした。

しかしながら、県立病院の一部においては、医師や看護師の欠員等により、診療科目の診療制限や、病床の一部を休床しているところがある。良質な医療の提供や医療収益の確保を図るため、引き続き、医師及び看護師の安定的な確保に向けた諸方を講ずる必要がある。

平成24年度 沖縄県水道事業決算報告書

(1)収益的収入及び支出

区分	収入					決算額	予算額に比べ 決算額の増減	備考
	予算額		合計	予算額				
	当初予算額	補正予算額		地方公営企業法第24条 第3項の規定による支出 額に係る財源充当額	合計			
第1款 水道事業収益	16,208,504,000	0	16,208,504,000	0	16,208,538,177	200,034,177	(うち、仮受消費税及び地方消費税 766,124,448 円)	
第1項 営業収益	15,901,710,000	0	15,901,710,000	0	16,082,111,060	180,401,060	(うち、仮受消費税及び地方消費税 765,814,689 円)	
第2項 営業外収益	249,339,000	0	249,339,000	0	262,866,336	13,527,336	(うち、仮受消費税及び地方消費税 247,682 円)	
第3項 特別利益	57,455,000	0	57,455,000	0	63,560,781	6,105,781	(うち、仮受消費税及び地方消費税 62,077 円)	

支出

区分	予算額							決算額	地方公営企業法第26条 第2項の規定 による繰越額	不用額	備考
	予算額		小計	地方公営企業法第26条 第2項の規定 による繰越額	予算額		合計				
	当初予算額	補正予算額			予備費 支出額	流用増減額					
第1款 水道事業費用	17,026,657,000	0	17,026,657,000	0	17,026,657,000	41,237,704	17,067,894,704	15,499,126,933	1,401,214,316	(うち、仮私消費税及び地方消費税 325,593,773 円)	
第1項 営業費用	13,950,432,000	0	13,857,742,036	0	13,857,742,036	41,237,704	13,898,979,740	12,776,183,629	1,073,788,906	(うち、仮私消費税及び地方消費税 310,676,779 円)	
第2項 営業外費用	2,135,580,000	0	2,228,267,964	0	2,228,267,964	0	2,228,267,964	2,228,242,764	25,200	(うち、仮私消費税及び地方消費税 48,596 円)	
第3項 特別損失	935,645,000	0	935,647,000	0	935,647,000	0	935,647,000	494,700,540	322,400,210	(うち、仮私消費税及び地方消費税 14,868,398 円)	
第4項 予備費	5,000,000	0	5,000,000	0	5,000,000	0	5,000,000	0	5,000,000		

(2)資本的収入及び支出

収入

区分	予 算 額						決算額	予算額に比べ 決算額の増減	備 考
	当初予算額	補正予算額	小 計	地方公営企業法第26 条の規定による繰越 額に係る財源充当額	継続費連次繰越額 に係る財源充当額	合 計			
	円	円	円	円	円	円			
第1款 資本的収入	13,663,431,000	150,000,000	13,813,431,000	1,440,267,000	0	15,253,698,000	△ 625,609,369	翌年度収入予定額	
第1項 補助金	9,813,343,000	150,000,000	9,963,343,000	1,265,467,000	0	11,228,810,000	△ 535,224,855	(1) 補助金 535,224,000円	
第2項 企業債	2,243,000,000	0	2,243,000,000	174,800,000	0	2,417,800,000	△ 92,000,000	(2) 企業債 92,000,000円	
第3項 固定資産売却代金	1,000	0	1,000	0	0	1,000	△ 1,000		
第4項 投資償還金	498,940,000	0	498,940,000	0	0	498,940,000	0		
第5項 他会計長期貸付金償還金	700,000,000	0	700,000,000	0	0	700,000,000	0		
第6項 建設負担金返還金	408,147,000	0	408,147,000	0	0	408,147,000	△ 14		
第7項 その他資本的収入	0	0	0	0	0	0	1,616,500		

支出

区分	予 算 額						翌年度繰越額			備 考	
	当初予算額	補正予算額	流用増減額	小 計	地方公営企業法第26条 の規定による繰越額	継続費連次繰越額	地方公営企業法第26条 の規定による繰越額	継続費連次繰越額	合 計		
	円	円	円	円	円	円	円	円	円		
第1款 資本的支出	16,661,766,000	200,000,000	0	16,861,766,000	1,730,323,096	0	17,592,089,096	713,631,640	0	196,553,496	うち、仮払消費税及び地方消費税 634,365,933円
第1項 建設改良費	12,553,537,000	200,000,000	△ 8,754,000	12,744,783,000	1,730,323,096	0	14,475,106,096	713,631,640	0	196,552,253	うち、仮払消費税及び地方消費税 634,365,933円
第2項 企業債償還金	3,731,300,000	0	8,700,000	3,740,000,000	0	0	3,740,000,000	0	0	496	
第3項 国庫補助金返還金	376,929,000	0	54,000	376,983,000	0	0	376,983,000	0	0	747	

資本的収入額が資本的支出額に不足する額3,053,815,329円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額136,224,492円、繰越積立金1,110,386,000円及び過年度分損益勘定留保資金1,807,204,837円で補填した。

平成24年度 沖縄県水道事業損益計算書

(平成24年4月1日から平成25年3月31日まで)

(単位:円)

1	営業収益		
(1)	給水収益	15,314,423,171	
(2)	その他の営業収益	<u>1,873,200</u>	15,316,296,371
2	営業費用		
(1)	原水及び浄水費	6,394,416,727	
(2)	配水及び給水費	760,682,797	
(3)	総係費	1,834,066,820	
(4)	減価償却費	3,351,884,927	
(5)	資産減耗費	<u>124,455,579</u>	<u>12,465,506,850</u>
	営業利益		2,850,789,521
3	営業外収益		
(1)	受取利息及び配当金	43,595,434	
(2)	他会計補助金	198,956,014	
(3)	雑収益	<u>20,067,214</u>	<u>262,618,662</u>

4	営業外費用			
	(1) 支払利息及び企業債取扱諸費	1,921,053,214		
	(2) 雑支	<u>1,532,729</u>	<u>1,922,585,943</u>	<u>△ 1,659,967,281</u>
	経常利益			1,190,822,240
5	特別利益			
	(1) 過年度損益修正益	9,422,189		
	(2) その他の特別利益	<u>54,076,515</u>	63,498,704	
6	特別損失			
	(1) 固定資産売却損	41,536,908		
	(2) 過年度損益修正損	96,017,885		
	(3) その他の特別損失	<u>343,715,049</u>	<u>481,269,842</u>	<u>△ 417,771,138</u>
	当年度純利益			773,051,102
	前年度繰越利益剰余金			<u>998,375,180</u>
	当年度未処分利益剰余金			<u><u>1,771,426,282</u></u>

平成24年度 沖縄県水道事業剰余金計算書

(平成24年4月1日から平成25年3月31日まで)

(単位:円)

	資本金				剰余金							資本合計
	自己資本金	借入資本金	資本剰余金			利益剰余金						
			受贈財産 評価額	工事負担金	補助金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	減債積立金	未処分 利益剰余金	利益剰余金 合計		
前年度末残高	18,966,529,746	73,042,965,411	9,456,745,384	64,693,816	542,533,843,761	257,929,904	552,313,212,865	1,110,386,000	1,118,077,180	2,228,463,180	646,551,171,202	
前年度処分額	0	0	0	0	0	0	0	119,702,000	△ 119,702,000	0	0	
議会の議決による処分額	0	0	0	0	0	0	0	119,702,000	△ 119,702,000	0	0	
減債積立金の積立	0	0	0	0	0	0	0	119,702,000	△ 119,702,000	0	0	
処分後残高	18,966,529,746	73,042,965,411	9,456,745,384	64,693,816	542,533,843,761	257,929,904	552,313,212,865	1,230,088,000	998,375,180	2,228,463,180	646,551,171,202	
当年度変動額	1,110,386,000	△ 1,414,199,504	△ 291,278	0	6,944,023,181	1,539,524	6,945,271,427	△ 1,110,386,000	773,051,102	△ 337,334,898	6,304,123,025	
条例第5条による処分額※	0	0	△ 291,278	0	△ 2,875,650,502	0	△ 2,875,941,780	0	0	0	△ 2,875,941,780	
除却損への補填	0	0	△ 291,278	0	△ 2,726,512,201	0	△ 2,726,803,479	0	0	0	△ 2,726,803,479	
売却損への補填	0	0	0	0	△ 149,138,301	0	△ 149,138,301	0	0	0	△ 149,138,301	
企業債の発行	0	2,325,800,000	0	0	0	0	0	0	0	0	2,325,800,000	
企業債の償還	0	△ 3,739,999,504	0	0	0	0	0	0	0	0	△ 3,739,999,504	
減債積立金からの組入	1,110,386,000	0	0	0	0	0	0	△ 1,110,386,000	0	△ 1,110,386,000	0	
補助金の受入	0	0	0	0	10,693,585,145	0	10,693,585,145	0	0	0	10,693,585,145	
補助金の返還	0	0	0	0	△ 376,982,253	0	△ 376,982,253	0	0	0	△ 376,982,253	
補償金の受入	0	0	0	0	0	1,616,500	1,616,500	0	0	0	1,616,500	
特定収入消費税の圧縮	0	0	0	0	△ 496,929,209	△ 76,976	△ 497,006,185	0	0	0	△ 497,006,185	
当年度純利益	0	0	0	0	0	0	0	0	773,051,102	773,051,102	773,051,102	
当年度末残高	20,076,915,746	71,628,765,907	9,456,454,106	64,693,816	549,477,866,942	259,469,428	559,258,484,292	119,702,000	1,771,426,282	1,891,128,282	652,855,294,227	

※沖縄県公営企業の設置等に関する条例(昭和47年沖縄県条例第30号)

平成24年度 沖縄県水道事業剰余金処分計算書

(単位:円)

	資本金		資本剰余金	未処分利益剰余金
	自己資本金	借入資本金		
当年度末残高	20,076,915,746	71,628,765,907	559,258,484,292	1,771,426,282
議会の議決による処分額	0	0	0	△ 1,771,426,282
減債積立金の積立	0	0	0	△ 1,771,426,282
処分後残高	20,076,915,746	71,628,765,907	559,258,484,292	(繰越利益剰余金) 0

平成24年度 沖縄県水道事業貸借対照表

(平成25年3月31日)

(単位:円)

		資 産 の 部	
1	固定有形資産		
(1)	イ 土地		20,910,564,664
	ロ 建物	31,396,555,624	
	ハ 減価償却累計額	<u>2,949,845,927</u>	28,446,709,697
	ニ 構築物	299,043,396,755	
	ホ 機械及び装置	<u>25,730,514,242</u>	273,312,882,513
	ヘ 減価償却累計額	134,369,777,803	
	ト 車両、運搬具	<u>25,308,625,230</u>	109,061,152,573
	チ 減価償却累計額	82,305,672	
	リ 船舶	<u>65,438,432</u>	16,867,240
	ル 減価償却累計額	865,000	
	レ 工具、器具及び備品	<u>821,750</u>	43,250
	ロ 減価償却累計額	1,246,486,708	
	チ 建設仮勘定	<u>613,826,396</u>	632,660,312
	有形固定資産合計		<u>34,710,988,945</u>
(2)	無形固定資産		467,091,869,194
	イ 水権		2,003,567,116
	ロ 施設		1,264,547,185
	ハ 使用権		171,524,874,378

二	電	話	加	入	権	4,737,810	
ホ	片	舎	利	用	権	<u>380,011,258</u>	
	無	形	固	定	資		175,177,737,747
(3)	投	資	有	価	証		
	イ	投	資	合	計	<u>799,970,000</u>	
	固	定	資	合	計		643,069,576,941
2	流	動	金	預	産		
(1)	現	金	収	預	金	18,040,347,544	
(2)	未	貯	蔵	産	品	2,061,971,943	
(3)	貯	蔵	産	品	品	104,603,241	
(4)	そ	の	他	流	産	<u>10,210,000</u>	
	流	動	資	産	計		20,217,132,728
	資	産	合	計	計		<u>663,286,709,669</u>
負 債 の 部							
3	固	定	負	債	金		
(1)	引	当	引	当	金	536,169,389	
	イ	退	職	給	与		
	口	修	繕	引	当	<u>3,612,851,395</u>	
	固	定	負	債	合		4,149,020,784
4	流	動	負	債	金		
(1)	未	払	流	動	負	6,253,917,130	
(2)	そ	の	他	流	動	<u>28,477,528</u>	
	流	動	負	債	合		6,282,394,658
	負	債	合	計	計		<u>10,431,415,442</u>

資 本 の 部

5	資 本	金										
(1)	自 己 資 本	資 本										
	イ 固 有 資 本	資 本	9,698,801,471									
	ロ 組 入 資 本	資 本	<u>10,378,114,275</u>					20,076,915,746				
(2)	借 入 資 本	資 本										
	イ 企 業 債	債	<u>71,628,765,907</u>					<u>71,628,765,907</u>				
	資 本 合 計	計									91,705,681,653	
6	剰 余 金	金										
(1)	資 本 剰 余 金	額										
	イ 受 贈 財 産	額	9,456,454,106									
	ロ 工 事 負 担	金	64,693,816									
	ハ 補 助 金	金	549,477,866,942									
	ニ その他 資 本 剰 余 金 合 計	計	<u>259,469,428</u>					559,258,484,292				
(2)	資 本 剰 余 金 合 計	計										
	イ 利 益 剰 余 金	金										
	ロ 減 債 積 立 金	金	119,702,000									
	ロ 当 年 度 未 処 分 利 益 剰 余 金 合 計	計	<u>1,771,426,282</u>					<u>1,891,128,282</u>				
	利 益 剰 余 金 合 計	計										561,149,612,574
	剰 余 金 合 計	計										<u>652,855,294,227</u>
	資 本 合 計	計										<u>663,286,709,669</u>
	負 債 資 本 合 計	計										

※注:修繕引当金 423,634,028円を取り崩した。

平成24年度 沖縄県工業用水道事業決算報告書

(1)収益的収入及び支出

収入

区分	予 算 額				決算額	予算額に比べ 決算額の増減	備 考	
	当初予算額	補正予算額	地方公営企業法第24条 第3項の規定による支出 額に係る財源充当額					合計
			円	円				
第1款 工業用水道事業収益	328,004,000	0	0	328,004,000	339,493,124	11,489,124	(うち、仮受消費税及び地方消費税 13,373,919 円)	
第1項 営業収益	269,582,000	0	0	269,582,000	280,840,624	11,258,624	(うち、仮受消費税及び地方消費税 13,373,284 円)	
第2項 営業外収益	58,421,000	0	0	58,421,000	58,539,664	118,664	(うち、仮受消費税及び地方消費税 635 円)	
第3項 特別利益	1,000	0	0	1,000	112,836	111,836		

支出

区分	予 算 額							決算額	地方公営企業 法第26条第2 項の規定によ る繰越額	不 用 額	備 考	
	当初予算額	補正予算額	予備費 支出額	流用増減額	地方公営企業 法第24条第3 項の規定によ る支出額	小 計	地方公営企業 法第26条第2 項の規定によ る繰越額					合計
第1款 工業用水道事業費用	342,588,000	0	0	0	0	342,588,000	0	342,588,000	311,238,070	31,349,930	(うち、仮払消費税及び地方消費税 8,343,183 円)	
第1項 営業費用	316,502,000	0	0	△ 3,099,000	0	313,403,000	0	313,403,000	282,560,096	30,842,904	(うち、仮払消費税及び地方消費税 8,329,812 円)	
第2項 営業外費用	25,585,000	0	0	2,665,000	0	28,250,000	0	28,250,000	28,245,079	4,921		
第3項 特別損失	1,000	0	0	434,000	0	435,000	0	435,000	432,895	2,105	(うち、仮払消費税及び地方消費税 13,371 円)	
第4項 予備費	500,000	0	0	0	0	500,000	0	500,000	0	500,000		

(2)資本的収入及び支出

収入

区分	予算額				決算額	予算額に比べ 決算額の増減	備考
	当初予算額	補正予算額	小計	地方公営企業法第26条の規定による繰越額に係る財源充当額			
第1款 資本的収入	円 32,428,000	円 0	円 32,428,000	円 0	円 32,428,000	円 △ 1,645	
第1項 補助金	円 32,427,000	円 0	円 32,427,000	円 0	円 32,427,000	円 △ 645	
第2項 固定資産売却代金	円 1,000	円 0	円 1,000	円 0	円 1,000	円 △ 1,000	

支出

区分	予算額				決算額	翌年度繰越額			不用額	備考
	当初予算額	補正予算額	流用増減額	小計		地方公営企業法第26条の規定による繰越額	継続費通次繰越額	合計		
第1款 資本的支出	円 140,533,000	円 0	円 0	円 140,533,000	円 127,919,720	円 5,985,000	円 0	円 5,985,000	円 6,628,280	円 (うち、仮払消費税及び地方消費税 16,311円)
第1項 建設改良費	円 12,929,000	円 0	円 0	円 12,929,000	円 342,539	円 5,985,000	円 0	円 5,985,000	円 6,601,461	円 (うち、仮払消費税及び地方消費税 16,311円)
第2項 企業債償還金	円 77,603,000	円 0	円 0	円 77,603,000	円 77,602,181	円 0	円 0	円 0	円 819	
第3項 国庫補助金返還金	円 1,000	円 0	円 0	円 1,000	円 0	円 0	円 0	円 0	円 1,000	
第4項 投資	円 50,000,000	円 0	円 0	円 50,000,000	円 49,975,000	円 0	円 0	円 0	円 25,000	

資本的収入額が資本的支出額に不足する額 95,493,365円は、減価積立金 5,907,000円及び過年度分損益勘定留保資金 89,586,365円で補填した。

平成24年度 沖縄県工業用水道事業損益計算書

(平成24年4月1日から平成25年3月31日まで)

(単位:円)

1	営業	収益		
(1)	給水	収益	<u>267,467,340</u>	267,467,340
2	営業	費用		
(1)	原水及び	浄水	155,677,387	
(2)	配水及び	給水	30,058,972	
(3)	総係		28,279,204	
(4)	減価	売却	60,138,923	
(5)	資産	減耗	<u>75,798</u>	<u>274,230,284</u>
	営業	損失		6,762,944
3	営業	外収益		
(1)	受取	利息及び	3,086,466	
(2)	他会	計補助	55,086,161	
(3)	雑	収益	<u>368,302</u>	<u>58,540,929</u>

4	營業外費用			
	(1) 支払利息及び企業債取扱諸費	20,484,879		
	(2) 雑支	<u>1,943,126</u>	<u>22,428,005</u>	<u>36,112,924</u>
	経常利益			29,349,980
5	特別利益			
	(1) 過年度損益修正益	<u>112,836</u>	112,836	
6	特別損失			
	(1) 過年度損益修正損	<u>419,524</u>	<u>419,524</u>	<u>△ 306,688</u>
	当年度純利益			29,043,292
	前年度繰越利益剰余金			<u>14,401,037</u>
	当年度未処分利益剰余金			<u><u>43,444,329</u></u>

平成24年度 沖繩県工業用水道事業剰余金計算書

(平成24年4月1日から平成25年3月31日まで)

(単位:円)

	資本金		剰余金						資本合計	
	自己資本金	借入資本金	資本剰余金			利益剰余金			利益剰余金 合計	資本合計
			受贈財産 評価額	工事負担金	補助金	資本剰余金 合計	減積立金	未処分 利益剰余金		
前年度末残高	157,981,570	838,842,858	47,293,904	151,782,005	16,316,276,567	16,515,352,476	5,907,000	42,928,037	48,835,037	17,561,011,941
前年度処分額	0	0	0	0	0	0	28,527,000	△ 28,527,000	0	0
議会の議決による処分額	0	0	0	0	0	0	28,527,000	△ 28,527,000	0	0
減積立金の積立	0	0	0	0	0	0	28,527,000	△ 28,527,000	0	0
処分後残高	157,981,570	838,842,858	47,293,904	151,782,005	16,316,276,567	16,515,352,476	34,434,000	(繰越利益剰余金) 14,401,037	48,835,037	17,561,011,941
当年度変動額	5,907,000	△ 77,602,181	0	0	28,928,274	28,928,274	△ 5,907,000	29,043,292	23,136,292	△ 19,630,615
条例第5条による処分額※	0	0	0	0	△ 2,693,532	△ 2,693,532	0	0	0	△ 2,693,532
除却損への補填	0	0	0	0	△ 2,693,532	△ 2,693,532	0	0	0	△ 2,693,532
企業債の償還	0	△ 77,602,181	0	0	0	0	0	0	0	△ 77,602,181
減積立金からの組入	5,907,000	0	0	0	0	0	△ 5,907,000	0	△ 5,907,000	0
補助金の受入	0	0	0	0	32,426,355	32,426,355	0	0	0	32,426,355
特定収入消費税の圧縮	0	0	0	0	△ 804,549	△ 804,549	0	0	0	△ 804,549
当年度純利益	0	0	0	0	0	0	0	29,043,292	29,043,292	29,043,292
当年度末残高	163,888,570	761,240,677	47,293,904	151,782,005	16,345,204,841	16,544,280,750	28,527,000	43,444,329 (当年度未処分利益剰余金)	71,971,329	17,541,381,326

※沖繩県公営企業の設置等に関する条例(昭和47年沖繩県条例第30号)

平成24年度 沖縄県工業用水道事業剰余金処分計算書

(単位:円)

	資本金		資本剰余金	未処分利益剰余金
	自己資本金	借入資本金		
当年度末残高	163,888,570	761,240,677	16,544,280,750	43,444,329
議会の議決による処分額	0	0	0	△ 43,444,329
減債積立金の積立	0	0	0	△ 43,444,329
処分後残高	163,888,570	761,240,677	16,544,280,750	(繰越利益剰余金) 0

平成24年度 沖縄県工業用水道事業貸借対照表

(平成25年3月31日)

(単位:円)

資 産 の 部

1 固定有形資産	土地建物	201,100,047	112,889,746
(1)	減価償却累計額	17,637,185	183,462,862
	減価償却累計額	6,431,533,752	5,680,727,968
	機械及び装置	750,805,784	
	減価償却累計額	1,589,508,888	1,310,148,831
	車両、運搬具	279,360,057	
	減価償却累計額	117,294	5,865
	工具、器具及び備品	111,429	
	減価償却累計額	4,624,767	
	有形固定資産合計	2,050,965	2,573,802
(2)	無形固定資産		7,289,809,074
	イ 施設権		3,715,161
	ロ ダム権		9,413,370,897
	ハ 電話加入権		37,591
	ニ 庁舎利用権		6,650,589
	無形固定資産合計		9,423,774,238

(3)	投資	証券	計	249,681,000	249,681,000	16,963,264,312	
	イ	証	計				
	投資	有価	証券				
	イ	証券	計				
	投資	資産	計				
	イ	資産	計				
	投資	資産	計				
	イ	資産	計				
2	流動	現金	預	722,919,064	722,919,064	754,139,206	
(1)	現金	預					
(2)	未	収		31,220,142	31,220,142	17,717,403,518	
	流動	資産	計				
	イ	資産	計				
	流動	資産	計				
	イ	資産	計				
負債の部							
3	固定	負債	計	28,619,980	157,631,025	157,631,025	
(1)	引	当					
	イ	退職	給				
	口	修	給				
	固定	負債	計				
	イ	負債	計				
	固定	負債	計				
	イ	負債	計				
4	流動	払	金	18,096,620	18,096,620	18,391,167	
(1)	未	流	金				
(2)	そ	他	金	294,547	294,547	176,022,192	
	流動	負債	計				
	イ	負債	計				
	流動	負債	計				
	イ	負債	計				

資 本 の 部

5	資 本		
(1)	イ 自 己 資 本	金 額	
	イ 固 有 資 本	524,570	
	ロ 組 入 資 本	163,364,000	163,888,570
(2)	イ 借 入 資 本		
	イ 企 業 債	761,240,677	761,240,677
	ロ 計 合		925,129,247
6	剰 余 金		
(1)	イ 資 本 剰 余 金	47,293,904	
	ロ 受 贈 財 産 評 価	151,782,005	
	ハ 工 事 負 担 助 成 金	16,345,204,841	16,544,280,750
(2)	イ 利 益 剰 余 金		
	イ 減 債 積 立	28,527,000	
	ロ 当 年 度 未 処 分 利 益 剰 余 金	43,444,329	71,971,329
	利 益 剰 余 金 計		
	剰 余 金 計		16,616,252,079
	資 本 計		17,541,381,326
	負 債 計		17,717,403,518

※注:修繕引当金 3,695,389円を取り崩した。

審査の結果及び意見

1 審査結果

審査に付された決算諸表は、地方公営企業法等の関係法規に準拠して作成され、その計数は正確であり、平成24年度の経営成績及び平成25年3月31日現在の財政状態を適正に表示しているものと認められた。

各事業の経営成績及び財政状態は、次のとおりである。

(1) 水道事業会計

ア 経営成績

平成24年度の決算について経営成績を見ると、表1のとおりである。

水道事業収益は156億4,241万3,737円で、特別利益等の減により、前年度と比較して1億2,608万2,483円(0.8%)減少している。

水道事業費用は148億6,936万2,635円で、営業費用等の減により、前年度と比較して3億4,050万790円(2.2%)減少している。

水道事業収益から水道事業費用を差し引いた当年度の純利益は7億7,305万1,102円で、前年度の繰越利益剰余金9億9,837万5,180円を加え、当年度未処分利益剰余金は17億7,142万6,282円となっている。

経営状況の指標の一つである総収支比率は105.2%で、前年度と比較して1.5ポイント増加している。営業収支比率は122.9%で、前年度と比較して6.2ポイント増加している。

イ 財政状態

平成24年度末の財政状態は、表2のとおりである。

資産は6,632億8,670万9,669円で、固定資産等の増により、前年度に比べ81億6,962万6,303円(1.2%)増加している。

負債は104億3,141万5,442円で、流動負債の増により、前年度に比べ18億6,550万3,278円(21.8%)増加している。

資本は6,528億5,529万4,227円で、剰余金等の増により、前年度に比べ63億412万3,025円(1.0%)増加している。

財政状況の指標の一つである流動比率は321.8%で、前年度と比較して99.5ポイント減少している。自己資本構成比率は87.6%で、前年度と比較して0.1ポイント増加している。

表1 経営成績

区 分 科 目	平成24年度		平成23年度		対前年度比較	
	金額 (A) 円	構成比 %	金額 (B) 円	構成比 %	(A) - (B) 円	増減率 %
水道事業収益 A	15,642,413,737	100.0	15,768,496,220	100.0	△ 126,082,483	△ 0.8
営業収益 B	15,316,296,371	97.9	15,277,547,597	96.9	38,748,774	0.3
営業外収益	262,618,662	1.7	316,191,649	2.0	△ 53,572,987	△ 16.9
特別利益	63,498,704	0.4	174,756,974	1.1	△ 111,258,270	△ 63.7
水道事業費用 C	14,869,362,635	100.0	15,209,863,425	100.0	△ 340,500,790	△ 2.2
営業費用 D	12,465,506,850	83.8	13,093,832,044	86.1	△ 628,325,194	△ 4.8
営業外費用	1,922,585,943	12.9	1,995,516,596	13.1	△ 72,930,653	△ 3.7
特別損失	481,269,842	3.2	120,514,785	0.8	360,755,057	299.3
当年度純利益	773,051,102	-	558,632,795	-	214,418,307	38.4
前年度繰越利益剰余金	998,375,180	-	559,444,385	-	438,930,795	78.5
当年度未処分利益剰余金	1,771,426,282	-	1,118,077,180	-	653,349,102	58.4
総収支比率 A/C	105.2	-	103.7	-	1.5	-
営業収支比率 B/D	122.9	-	116.7	-	6.2	-

表2 財政状態

区 分 科 目	平成24年度		平成23年度		対前年度比較	
	金額 (A) 円	構成比 %	金額 (B) 円	構成比 %	(A) - (B) 円	増減率 %
資産合計	663,286,709,669	-	655,117,083,366	-	8,169,626,303	1.2
固定資産	643,069,576,941	-	638,210,362,996	-	4,859,213,945	0.8
流動資産 A	20,217,132,728	-	16,906,720,370	-	3,310,412,358	19.6
負債資本合計 B	663,286,709,669	-	655,117,083,366	-	8,169,626,303	1.2
負債合計	10,431,415,442	-	8,565,912,164	-	1,865,503,278	21.8
固定負債	4,149,020,784	-	4,552,919,172	-	△ 403,898,388	△ 8.9
流動負債 C	6,282,394,658	-	4,012,992,992	-	2,269,401,666	56.6
資本合計	652,855,294,227	-	646,551,171,202	-	6,304,123,025	1.0
自己資本 D	20,076,915,746	-	18,966,529,746	-	1,110,386,000	5.9
借入資本	71,628,765,907	-	73,042,965,411	-	△ 1,414,199,504	△ 1.9
剰余金 E	561,149,612,574	-	554,511,676,045	-	6,607,936,529	1.2
流動比率 A/C	321.8	-	421.3	-	△ 99.5	-
自己資本構成比率 (D+E)/B	87.6	-	87.5	-	0.1	-

(2) 工業用水道事業会計

ア 経営成績

平成24年度の決算について経営成績を見ると、表3のとおりである。
 工業用水道事業収益は3億2,612万1,105円で、特別利益等の減により、前年度と比較して2,137万6,172円(6.2%)減少している。
 工業用水道事業費用は2億9,707万7,813円で、営業費用等の減により、前年度と比較して2,926万1,957円(9.0%)減少している。
 工業用水道事業収益から工業用水道事業費用を差し引いた当年度の純利益は2,904万3,292円で、前年度の繰越利益剰余金1,440万1,037円を加え、当年度未処分利益剰余金は4,344万4,329円となっている。

本業における営業損失は、676万2,944円で、前年度と比較して989万5,647円(59.4%)減少している。
 経営状況の指標の一つである総収支比率は109.8%で、前年度と比較して3.3ポイント増加している。営業収支比率は97.5%で、前年度と比較して3.3ポイント増加している。

イ 財政状態

平成24年度末の財政状態は、表4のとおりである。
 資産は、177億1,740万3,518円で、流動資産等の減により、前年度に比べ3,953万6,392円(0.2%)減少している。
 負債は、1億7,602万2,192円で、流動負債等の減により、前年度に比べ1,990万5,777円(10.2%)減少している。
 資本は、175億4,138万1,326円で、借入資本金の減により、前年度に比べ1,963万615円(0.1%)減少している。
 財政状況の指標の一つである流動比率は4,100.6%で、前年度と比較して1,843.4ポイント増加している。自己資本構成比率は94.7%で、前年度と比較して0.5ポイント増加している。

表3 経営成績

区 分 科 目	平成24年度		平成23年度		対前年度比較	
	金額(A)	構成比	金額(B)	構成比	(A)-(B)	増減率
工業用水道事業収益 A	326,121,105	100.0	347,497,277	100.0	△ 21,376,172	△ 6.2
営業収益 B	267,467,340	82.0	271,789,210	78.2	△ 4,321,870	△ 1.6
営業外収益	58,540,929	18.0	64,870,135	18.7	△ 6,329,206	△ 9.8
特別利益	112,836	0.0	10,837,932	3.1	△ 10,725,096	△ 99.0
工業用水道事業費用 C	297,077,813	100.0	326,339,770	100.0	△ 29,261,957	△ 9.0
営業費用 D	274,230,284	92.3	288,447,801	88.4	△ 14,217,517	△ 4.9
営業外費用	22,428,005	7.6	27,573,886	8.4	△ 5,145,881	△ 18.7
特別損失	419,524	0.1	10,318,083	3.2	△ 9,898,559	△ 95.9
当年度純利益	29,043,292	-	21,157,507	-	7,885,785	37.3
前年度繰越利益剰余金	14,401,037	-	21,770,530	-	△ 7,369,493	△ 33.9
当年度未処分利益剰余金	43,444,329	-	42,928,037	-	516,292	1.2
総収支比率 A/C	109.8	-	106.5	-	3.3	-
営業収支比率 B/D	97.5	-	94.2	-	3.3	-

表4 財政状態

区 分 科 目	平成24年度		平成23年度		対前年度比較	
	金額(A)	円	金額(B)	円	(A)-(B)	増減率
資産合計	17,717,403,518	円	17,756,939,910	円	△ 39,536,392	△ 0.2
固定資産	16,963,264,312		16,975,909,973		△ 12,645,661	△ 0.1
流動資産 A	754,139,206		781,029,937		△ 26,890,731	△ 3.4
負債資本合計 B	17,717,403,518		17,756,939,910		△ 39,536,392	△ 0.2
負債合計	176,022,192		195,927,969		△ 19,905,777	△ 10.2
固定負債	157,631,025		161,326,414		△ 3,695,389	△ 2.3
流動負債 C	18,391,167		34,601,555		△ 16,210,388	△ 46.8
資本合計	17,541,381,326		17,561,011,941		△ 19,630,615	△ 0.1
自己資本金 D	163,888,570		157,981,570		5,907,000	3.7
借入資本金	761,240,677		838,842,858		△ 77,602,181	△ 9.3
剰余金 E	16,616,252,079		16,564,187,513		52,064,566	0.3
流動比率 A/C	4,100.6		2,257.2		1,843.4	-
自己資本構成比率 (D+E)/B	94.7		94.2		0.5	-

2 審査意見

平成24年度は、浄水場運転管理の民間委託により人件費の縮減が図られたことや、水源状況が良好であったためコストのかかる海水淡化施設の稼働が抑えられたこと等により、水道事業会計で7億7,305万1,102円、工業用水道事業会計で2,904万3,292円の純利益を計上した。

企業局においては、経営改善に取組み一定の成果を上げているものの、各事業を取り巻く経営環境は厳しい状況にあることから、今後とも、経営の効率化に努め、経営基盤の強化が図られるよう、「第8次沖縄県企業局経営計画（平成22年度～25年度）」に基づいた各種施策を積極的に推進するよう要望する。

また、平成26年度予算、決算から地方公営企業会計基準の見直しが適用され、借入資本金の負債計上、みなし償却制度の廃止、退職給付引当金等の義務化など、これまでもは大幅に異なるものとなる。会計基準の見直しに伴う、移行作業及び移行後における会計処理が円滑に行われるよう万全な準備に努めていただきたい。

(1) 水道事業会計

平成24年度は、7億7,305万1,102円の純利益となっており、前年度の5億5,863万2,795円に比べ2億1,441万8,307円（38.4%）増加している。

純利益が増加したのは、特別利益である送水管移設補償金の皆減により収益は減少したものの、固定資産除却費、人件費、動力費等の減により、費用が収益を上回って減少したためである。

今後は、ダムに係る交付金や石川浄水場の高度処理施設等の整備に伴う減価償却費などの増加が見込まれている。加えて、復帰後整備した東系列導水管など、水道施設の計画的な更新・修繕や、地震等の災害に対応できる施設の強化を図る必要がある一方で、給水収益の大幅な増加は見込めないことから、厳しい経営状況が予想されている。

「第8次沖縄県企業局経営計画」で設定した目標の達成に向けて、各種施策を着実に実行し、経営基盤の強化を図る必要がある。

(2) 工業用水道事業会計

平成24年度は、2,904万3,292円の純利益となっており、前年度の2,115万7,507円に比べ788万5,785円（37.3%）増加している。

純利益が増加したのは、特別利益である送水管移設補償金の皆減により収益は減少したものの、負担金や修繕費の減により、費用が収益を上回って減少したためである。

しかしながら、施設利用率は54.64%で、施設規模に比較して需要が低迷している。また、供給単価（44.70円）は給水原価（49.58円）を4.88円下回り、営業損失も676万2,944円と依然として厳しい経営環境である。

今後とも、水道用水供給事業と一体となった経営の効率化に努めるとともに、関係部局と連携を図りながら、工業用水道の布設沿線地域に立地する企業の需要開拓を図り、経費の節減など経営の健全化を推進する必要がある。

<p>発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p>	<p>印刷所 株式会社 尚生堂 〒901-2114 浦添市安波茶一丁目6番3号</p>
---	---